

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 6

裏面白紙

国立公文書館

国立公文書館

分類	法務省
	平成11年
排架番号	4 A
	18
	2141

第五部 太平洋戦争
小部門 第四一軍等（海軍の部） 冒頭 陳述

ブラナシ 辯護人

高橋

文官、海軍の事、に言及し特に日本陸海軍の一派が
のトに勢力を張り統制を強め且つ國家主義的膨脹
の準備を致へ戦争宣傳を流布し以て日本の輿論を心理的に侵略戦争に對して
準備させようと努めたと論じてゐます。それ故に檢察側が海軍及び海軍
の戦争準備を獨立した主題として取扱ふ道を選んだ以上我々も亦かくの如
くして提起された訴追の多くに答へ且説明する必要上太平洋段階をも小部
門を設けることにした次第であります。論駁せむとする所は全被告の爲め
起訴に係る大が、りな共同謀議の成立せざる所以を明にすると共にその他
の特殊の訴追に對し答へんとするにあらるのであります。

今や辯護は特に日本海軍に關連する事項を取扱ふことゝなりました。こ
れから示さんとする證據は、海軍の組織乃至教育、ワシントン海軍條約、
の太平洋戦争準備に關する檢察側起訴及び立証に
文官、海軍の事、に言及し特に日本陸海軍の一派が
のトに勢力を張り統制を強め且つ國家主義的膨脹
の準備を致へ戦争宣傳を流布し以て日本の輿論を心理的に侵略戦争に對して
準備させようと努めたと論じてゐます。それ故に檢察側が海軍及び海軍
の戦争準備を獨立した主題として取扱ふ道を選んだ以上我々も亦かくの如
くして提起された訴追の多くに答へ且説明する必要上太平洋段階をも小部
門を設けることにした次第であります。論駁せむとする所は全被告の爲め
起訴に係る大が、りな共同謀議の成立せざる所以を明にすると共にその他
の特殊の訴追に對し答へんとするにあらるのであります。

第五部 太平洋戦争

小部門 第四一 軍事（海軍の部）冒頭陳述

フ ラ ナ ン 辯 護 人

高橋

今や辯護は特に日本海軍に關連する事項を取扱ふこととなりました。これから示さんとする證據は、海軍の組織乃至教育、ワシントン海軍條約、委任統治諸島並びに海軍の太平洋戦争準備に關する檢察側起訴及び立証に答へる反證であります。

起訴狀は所々で陸軍、文官、海軍の事に言及し特に日本陸海軍の一派が日本政府の官吏や諸機關の上に勢力を張り統制を強め且つ國家主義的膨脹政策を教へ戦争宣傳を流布し以て日本の輿論を心理的に侵略戦争に對して準備させようと努めたと論じてみます。それ故に檢察側が海軍及び海軍の戦争準備を獨立した主題として取扱ふ道を選んだ以上我々も亦かくの如くして提起された訴追の多くに答へ且説明する必要上太平洋段階なる小部門を設けることにした次第であります。論證せむとする所は全被告の爲め起訴に係る大が、りな共同謀議の成立せざる所以を明にすると共にその他の特殊の訴追に對し答へんとするに於てあります。

起訴狀附屬書A第六節は訴追して曰ふ、海軍は他の事は姑く措き海軍大臣を指命し保留し得る権力を繕りて政府に強大なる勢力を及ぼすことが出来爲めに政府の成立を阻止することも成立後其の崩潰を來さしめることも意の儘であつたと。而して右に懸望して一九三六年五月海軍大臣の任命を現役上級將校に制限した規定が制定せられたと。仍て辯護側は日本海軍は凡そ事の政治的性質を有する問題に干渉することを潔よしとせずかくあるべきことを訓育せられ之を憤懣として來たことを明かに致します。又檢察側は日本の内閣の歴史に於けるいづれの内閣か果して海軍の大臣任命拒絶或は大臣引上げによつて成立を阻止せられ若しくは瓦解せしめられたかの立証をして居りません。が辯護側は一步進んでこうした事實が絶無なりしのみならずかゝる意圖を推定せしめ或はかゝる反証を仄めかしたりした事實さへ見出し得ぬことを明かに致します。尙又檢察側はこの規定が出来た一九三六年といふ年を非常に重要視してゐるけれどもそのずつと以前から海軍大臣は常に現役の上級將校であつたことが暗示されるのでありませう。起訴狀は同節で海軍の教育制度を以て全体主義、侵略、好戦、假想敵國に對する残忍、憎惡の精神を叩き込むことに利用されたものだと主張してゐます。かゝる起訴より生ぜる甚しく誤れる觀念を打破し剪除するには日

本海軍の教育、訓練に關する證據の若干を提出する外に途はありませぬ
それ故に我々は既往に於て士官たりし者のみならず將來士官たるべき者
に對する訓育の根幹は夙に西洋諸國殊に英國の教育に範を取つた最高水
準のものであつたことを證言する証人を二名出廷せしめます。彼等はか
ゝる證言を爲す資格ある者であります。海軍兵學校その他の海軍教育機
關の課程を點檢すれば、専門の海軍の訓練に關する通常の學課及び
最高水準に達せる精神教育が行はれたに過ぎぬことが判明するでありませ
う。世界の主要諸國家のすべてが承認せるものと一般に認められた國際
法の解釋は必須項目であり熱心なる教授が施かされてゐたのであります
海軍は國際情勢に就いて廣い視野を有してゐました。之は或程度迄はそ
の士官の多くが世界各地を歴訪し比較的コスモポリタンの又普遍的
な物の見方に觸れてゐたことに因るものであります。海軍にとつて重
大な問題を決定すべき責任を双肩に負荷されて居た司令官や上級將校等
を見るに夫等の人は何れも極めて圓熟せる教養高き有能練達の人であり
ました。このことは海軍が絶えず陸軍に對して牽制的勢力を及ぼした事
實を或程度説明するに足りませう。

裁判所に日本海軍の機構の特質を充分理解して貰ひたい數個の點が
あります。先づ圖表を證據として提出してそれによつて命令系統を明
にし且つ海軍省並びに軍令部として知られる二大範疇を説明致します
海軍省も軍令部も共に天皇によつて任命された者を長としその權限の
間には重複するもの若干一致するものも多々あつたけれども本來海軍
省には行政、豫算、人事に關する事項が委ねられ之に對して軍令部は
諸外國のそれと同じく専ら作戰の計畫、準備、實施に力を注ぐ作戰の
機關でありました。然り而して聯合艦隊によつて演ぜらるる役割は特
に軍令部の指令に基くものであります。かくて太平洋戦争に於ける十
二月七日、八日の攻撃は實際に軍令部の承認の下に於ける作戰行動た
りしもので海軍省にとりては全く其の直接所管外に在りしものであり
ます。

日本海軍士官の進級状況を明確に示す證據を提出することは裁判所をして、昇進なるものが政治界にありては通常複雑な内部の勞働を伴ふ黨派的政略の結果であるに反し、海軍の如き軍事組織にありては、昇進制度が全然別な手續を取り、兩者の間に差異あることを理解せしむるものと思ひます。政治團體に於ては或一個人が或は時流に乗じ、或ひはその選挙民の策謀策略によつて一夜にして有力な地位に昇るといふやうなこともあり得るが、之と異なり日本海軍では一士官が一定の重要な時間の間、一定の高位に陞つたとすれば、それはその者の個人的野心、政治的功績、もしくは阿諛追従の結果ではなくて、それは確かに職務上の能力と成績に適應して、昇進制度の通常的作用が持ち來せる結果に外なりません。

されば、共同謀議に與れるか故に海軍に於ける其の地位を得るものと觀じ、從て高級將官たることを受諾せるものは共同謀議の責に任ずべきであるとする結論は成立せぬ。否、滑りすらあります。凡そ善き武人は命令や確立された規程のまゝに武人の名譽ある職業の慣習に従つて、たとへ如何なる高位たりとも、その補佐を受諾するもので、之は國際的

に認められた軍人の傳統の先達に習へるものであります。

檢察側は、全般的な日本海軍の戦争準備を立證せんとして、之を二つの段階に分つて取扱ひました。第一はワシントン海軍條約廢棄に關聯する日本の行動であり、第二は、その時以後に海軍が執つた行動であります。幸ひにして辯護側は、海軍々編に對する日本の立場に關するその證人として、一九二二年のワシントンに於ける會議以後の全會議に出席せる海軍専門家にして残り少き存命者の一人を有してゐます。我々は全立證を、この一名の證人に限定せる爲め、その口供會は必然的に長文のものとなりました。然しそれがこの點に關する唯一の證據であり、而して實際の事實に根據を置くものであつて個人的意見でないから、かゝる提出方法は實際には時間を節約する便法であると思ひます。

起訴狀は附屬書 A 第五節 (a) 項に於て「日本は他の諸國を説得し、自己に明かに有利なる海軍總噸數の共通最大限に同意せしめんと企てて失敗したる後、一九三四年十二月二十九日頃ワシントン海軍條約を廢棄せり」と起訴してあります。引用せらるべき證據は、ワシントン海軍條約に對する日本の考では、夫れは侵略阻止の具として、事實上進行

逆

的性質のものとは言へない迄も、殆んど無價値なものといふにあつたことを明かに示してゐます。従つて、若し世界列強が眞の軍縮を心から欲してゐたのであつたらば、日本の案こそ眞の解決策を提供するものでありました。ワシントン海軍條約の當時有效なりし條項に對する日本の反對の背景となつた理論の中に、日本は海に囲まれた島國で、國防保全上切實に海軍力に依存してゐたといふ事實が強く繰返されてゐました。之は疑もなく眞實であります。且つ日本國民の心裡に、國防上の必要に應じた海軍を保有する權利を持つた一等國として認められたといふ念願が存したことも亦事實であります。凡そ最善の意圖に差く行動に對して後から、邪惡な動機をなすりつけることはいくらでも出来ることでありませう。この問題に就ての證人の長文の口供書は、すべてを言ひ盡してゐるとは言へないが、極めて廣汎なものであり、裁判所に對して、これらの會談に於ける、日本の見解に關する討議に列席した他の列強の行動、意向を明かにするものであります。

起訴状は第五節附屬書 A (C) 項に於て、日本は國際聯盟から統治を委任された島嶼の要塞化を不斷に進めてみたこと起訴してゐます。正さに適切を應酬を爲さざる重要な意味を含む重大な起訴であります。檢察側が、主として各島の無智な現住民の書面証言より成る立證を爲したのに対応して、辯護側は、争ひとなつてゐる期間中の委任統治諸島の實情について親しく証言する證人數名を提出します。檢察側は、サイパン島の狀態に對し、一日本人市民のものだと稱する供述書を提出しながら、この證人は日本に居住し、在廷證人として出廷せしめ得たにも拘はらず、檢察側はかゝる手續は取られなかつた。それで辯護側はこの證人を法廷に拉し來つて、この手落ちを補ふことにしました。檢察側は此の證人のものだと稱する陳述書と、その口頭の証言との間には非常な懸隔があります。之は證人が眞實を曲げたものとして責めらるべきか或ひは檢察側の證據が虚偽であつて、証言台の證人の代りに書面証言を受理するところが如何に不利であるかの顯著な實例を供するものであるかの何れかでありませう。

立證の要點は、開戦前に於て、委任統治諸島が要塞化されてゐなかつたことを明かにするにあります。これは日本海軍側の自制が奇異ともいふべき程に顯着な證明といへます。何となれば近代戦の急激な進歩と當時の國際情勢の危機の爆發的性質と相俟つて、委任統治條約に格違して^{格違して}體裁を作るが如きことは時代後れで考へ得ないことであるとの感を軍人の心裡に日一日と深めて居たからであります。太平洋に懸在するこれらの戰略要點の軍事的重要性は、何人も之を否定し得ないのであつて、太平洋の領域に對する聯合國の要塞化に關して嘗て當法廷に提出された證據に照すとき、日本が要塞化について何もしなかつたといふことは、最も稱讚すべき自己抑制の模範であると言へませう。

檢察側證據のウオツゼ島青寫眞圖面及び開戦直後に撮影された航空偵察寫眞は、開戦前に同島に要塞が構築されたとの推定を立證する目的で提出されたものであります。そこで辯護側は、この青寫眞圖面を作成した當人を證人として出廷せしめます。而してこの設計圖は、それによつて工事を施行するといふやうな性質のものでなくて、實際はそれに基

いて工事實施圖面を作成し得るといつたものであり、万一戦争となつた場合の將來の計畫の基礎たり得るものとして使用されたことを明かにします。不測の將來を見込み、且所要の豫算の配布を受くる目的で、日本海軍はかゝる計畫を多數有してゐました。そうしなければ海軍は祖國に對する將來の防衛保全の義務怠慢の責を免れなかつたであらうと我々は主張するのであります。戦時に於て軍用に供し得られる民間の、商業的もしくは文化的開發と、單に而し純然たる軍事的性質の開發にして疑もなく要塞なりと確認し得るものとの間に、裁判所で、區別が立てらるべきであることは申す迄もありません。

これ迄に提出された證據によつて、平和的手段による難局解決を目指して對米外交交渉を繼續すべきか否かに關し陸海軍間に意見の對立が存したことが明かにされました。然しこれは、海軍が戦争の万一に備へる必要を感じなかつたといふことではないのであります。附屬書第七節には「一九三六年より一九四五年に至る迄の期間中、叙上三國（日、獨伊）間に緊密なる軍事上、經濟上並に外交上の協力及び情報交換が維持

せられたり。獨逸の要請に應じ、日本は一九四一年十二月七日―八日の戦争の當初より、假借なき潜水艦戦及び沈没艦船又は拿捕艦船の乗組員の撲滅といふ獨逸の政策を採用せり。」と起訴してゐます。然し純粹に海軍の立場から言へば、日獨間には、同盟國間の戦争努力として取立て言ふ程の協力は皆無だつたことを明かにし、以て此の起訴に應えたい。之から明かにされる真相によつて、次の事が確證されます。即ち三國條約調印前から戦争終結に至る期間中の日本海軍の反獨的態度は、獨逸との協力を公然拒絶した事の中に表はれてゐたといふことでもあります。日本は如何なる時にも、獨逸の潜水艦戦政策を受け容れたることなく、又日本はその潜水艦の活動を聯合國軍艦の破壊に限定して、商船、捕鯨船に及さざらしめんとした。これこそは日獨間論議の種子たる大原則でありました。證據の示す所によれば、日本が假借なき潜水艦戦政策を採用したといふは當らず、寧ろ米國こそ戰對行為開始當初から無制限潜水艦戦計畫を推進して慘憺たる結果を招來し、日本の最後の降伏も主として之に留因するものでありました。

起訴状同所第五節は、日本は不斷に、特に一九四一年中を通して秘密海軍奇襲計畫を遂て最後に之を實現したと起訴してゐます。之が反證として、此の戦争計畫の起案に参畫した日本海軍士官數名の證言を提出致します。その證言は米、英、蘭に對する戦争準備は一九四一年末期、外交交渉が殆んど手を打ち盡し、當面の重要な係争問題解決の見込が無くなつた後初めて實施されたといふ明確な事實を確言するものであります。日本の軍部首腦者が戦争準備の問題に直面したのは正にこの時、即ち一九四一年も押し詰つてから後のことでありました。日本の潛艇軍力の減退に比すれば、英米の軍事力の不斷の増大は第二義的なことに過ぎませんでした。石沈美給源が殆んど枯竭した日本海軍は、聯合國が日本に對してその意圖を外交の國卓を通じ、要求するに非ずして、寧ろ之を命令し得るに至るのは數ヶ月の問題に過ぎぬことを自覺しました。夫故に海軍が事變解決の爲に愈々干戈を執つてその慶責を全うすることを要求されるとしたら、時間が逐めて重要な問題となつたのであります。外交交渉が繼續してゐる一方、海軍が戦争に備へて豫防手段を進める

といふことは、背信でもなければ表裏背反の二枚舌を使ふといふことでもありません。外交々渉妥結の成功を信じなかつた點に於ては、諸外國も同様に彼等も亦戦争の万一に備へ用意を怠つておません。それ故に戦争準備それ自体を以て悪事をなりと解することには許さるべきでないのではありません。我々は日米兩海軍相互の勢力、當時の人員及び豫算を明かにする證據を提出します。更に建造中の軍艦に付ても、日米を比較する證據が提出せられます。吾々は裁判所におかれて、不斷に増大する米國の潜在海軍力に直面せし日本人の眼に西洋諸國の當時現有せし海軍力と無限の原動力とが如何に映したかに付て考慮を拂はれむことを望みます。證據は、日本の行動たるや、恰も一寸法師が自己を守る爲に巨人に向けて打つてかかつたやうなものであつたとを明にします。絶對絶命、殆んど絶望的境地に追ひ詰められたことを痛感したるにあらざる限り、日本は敢てかゝる身の程知らずの舉に出でようとはしなかつたであらうといふことは首肯に難くない點に御留意あらむことを願ひます。

日本海軍の首腦部は、十二月七日、八日の敵對行爲開始に先立つて、

米國に對し、國際法の規定に合致する正式の通告が爲されるものと信じ切つてゐたことを立證します。全面的軍事行動處置たる⑤大海令第一號の中に、万一日米交渉好轉し妥結の見込ある時は、最後の瞬間と雖も、艦隊は陸揚すべしといふ極めて重大な條項が含まれてゐました。この事實こそは、海軍首脳部にとつて、平和的事態收結の可能性を阻止するなと思ひもよらぬことであつたことを證明して疑を挾む余地なきものであります。苟くも海軍が軍部の一翼たり、又日本政府自体の機成部分たりと考へられるからには、被告席に列す被^る告等の間には現代史のこの悲劇的時代を通し他の列強の偉大なる戦争努力に匹敵し或ひは之を凌駕する程の協同も、政治理念の一環も、協力も存しなかつたことを、適當なる機會に總括して主張致すのであります。

草稿

第五部 太平洋段階

正誤表

小部門第四一軍事（海軍の部）冒頭陳述

プランナン辯護人

正

五	七	一定の重要な時間の間に……	小部門を……
六	一六	その補佐を受諾するもので……	太平洋段階に更に小部門を
七	一八	事實上遂行的性質の……	一定の重要な時期の間に……
八	一	一等國として認められたさいふ……	その補任を受諾するもので……
九	三	第五節附屬書A(イ)項に於て……	事實上逆行的性質の……
一〇	九	應酬を爲さざる重要な……	一等國として認められたさいふ……
		檢察側提出せる……	第五節附屬書A(ロ)項に於て……
		委任統治條約に格違して得熱を作 るが如きは……	應酬を爲さざるべからざる重要な 檢察側の提出せる
			委任統治條約を墨守するが如きことは

葛橋

正 誤 表

第五部 兼 太平洋戦争

小部門第四一軍事（海軍の部）冒頭陳述

ブラナン 辯護人

頁	行	誤	正
一一〇	一〇	太平洋段階なる小部門を……	太平洋段階に更に小部門を
七	七	一定の重要な時間の間に……	一定の重要な時期の間に……
一六	一六	その補佐を受諾するもので……	その補任を受諾するもので……
六	一六	事實上遂行的性質の……	事實上遂行的性質の……
七	一八	一等國として認められたといふ……	一等國として認められたといふ……
八	一	第五節附屬書A(イ)項に於て……	第五節附屬書A(ロ)項に於て……
三	三	應酬を爲さざる重要な……	應酬を爲さざるべからざる重要な
一〇	一〇	檢察側提出せる……	檢察側の提出せる
九	九	委任統治條約に格違して辭意を作 るか如きことは……	委任統治條約を墨守するが如きことは

裏面白紙

九	八	太平洋の領域に對する・・・	太平洋の他の領域に對する・・・
一〇	七	單に而し純然たる軍事的安全性の施設に對して・・・	單に而して純然たる軍事的安全性の施設に對して・・・
一一	九	減退に比すれば英米の軍事力の増大は第二義的な・・・	減退の重大さに比すれば英米の軍事力の増大の如きは畢竟第二義的な・・・
一二	三	全面的軍事行動處置たるや・・・	全面的軍事行動處置たる・・・
一三	八	被告席に列す被告等の・・・	被告席に列する被告等の・・・

Def Doc 1973 E 2980 第

2-2-21 (2a)
東京目黒區
木坂町一丁目
(本館蔵)

逓信省
逓信省 陸軍部 裁判所

亞米利加合衆國 其他

其他

供 述 者

東京都目黒區南ノ木坂町一丁目

鷗 本 願 雄
明治十九年十一月十五日生

自公儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣旨ヲ爲シタル上
ノ如ク供述致シマス

2
書

亞東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國 其他

對

荒木貞夫 其他

宣
啓
供
述
書

東京目黒區南ノ木坂町一〇
供
述
者

濶 本 頼 雄
明治十九年十一月十五日生

自
分
儀
我
國
ニ
行
ハ
ル
方
式
ニ
從
ヒ
先
ツ
別
紙
ノ
通
リ
宣
啓
ヲ
爲
シ
タ
ル
上
次
ノ
如
ク
供
述
致
シ
マ
ス

裏
面
白
紙

余は明治四十一年（一九〇八年）十一月海軍兵學校卒業以來昭和二十年（一九四五年）九月海軍大將で豫備役に編入せられる迄約四十年間日本海軍に勤務した

此の間昭和四年（一九二九年）八月から同七年（一九三二年）十一月まで海軍省軍務局第一課長（當時海軍大佐）として海軍の制度其他に関する事務に關與し又左の通り中央關係の勤務に従事した
大正十年（一九二一年）八月より同十二年（一九二三年）六月まで
海軍省軍務局第一課局長（海軍少佐）

大正十五年（一九二六年）十二月より昭和三年（一九二八年）十二月まで
海軍省人事局第一課局長（海軍中佐）

昭和十一年（一九三六年）二月より同十二年（一九三七年）十一月まで
海軍艦政本部總務部長（海軍少將）

裏面白紙

昭和十六年（一九四一年）四月より同十九年（一九四四年）七月まで

海軍次官

（海軍中將・海軍大将）

右の外昭和十五年（一九四〇年）十月から昭和十六年（一九四一年）四月まで第二遣支隊司令長官を兼ねたこともある

日本海軍では軍政は海軍大臣の権限に属し統帥は軍令部総長の處理する所であつて軍政及統帥は副度上區分されている。海軍大臣及軍令部総長は各々天皇に直屬していて大臣と總長との間には上下の關係はない

海軍大臣は海軍軍政を管理し海軍軍人軍屬を統督し所管の諸部を監督する

海軍大臣の地位（ポスト）は文官であり他の各省大臣と同様内閣總理大臣が奏上して任免されるものであるが、實際上の慣例として前任の海軍大臣が後任の海軍大臣を總理大臣に推薦し總理大臣はその

裏面白紙

推薦に基いて任命の手続をするのである
軍務局長の補發は他の海軍省の局長の補發と其の手続は同様である
て海軍大臣が奉行するものである

海軍省は大臣、政務次官、次官、参與官と大臣官房、軍務局、兵備
局、人事局、教育局、軍需局、口務局、經理局、法務局よりなる
海軍政務次官、次官、参與官及大臣官房は他の各省と同様である
軍務局に於ては海軍軍備、國防政策、國際規約、一般海軍軍政、一
般渉外事項、海軍軍事普及等に関する事務を掌る
兵備局に於ては出師準備一般、國家總動員、兵器軍需品の充實、水
陸諸施設、軍需工業動員、物資、物源等に関する事、船舶、港湾
港務、運送等に関する事、通商保護、勞務等に関する事務を掌る
人事局に於ては人事一般、士官、特務士官等の任免補發、敘位、敘
勳、恩給、海軍軍人軍属の被服召養、戦時充員、兵の徵募等に関す
る事務を掌る

裏面白紙

教育局に於ては海軍の教育訓練一般、海軍生徒の採用、海軍豫備員の教育、海軍部外海軍関係員の教育等の事務を掌る
軍需局に於ては艦營需品（備品、消耗品等）燃料、潤滑油、被服、糧食等の準備保管供給に關すること及之等諸號に關する規程、技術等に關する事務を掌る
醫務局に於ては海軍に於ける齒科衛生及之等の教育に關することの事務を掌る
經理局に於ては會計經理、豫算及決算、國有財産に關すること給與、契約、原價、計算に關すること及會計經理の教育に關することの事務を掌る
法務局に於ては海軍法務關係諸法規、軍事司法警察及海軍檢察に關すること、軍事司法の教育等の事務を掌る
各局長は夫々海軍大臣の命を承り其の主務を掌理し局内各部課の事務を指揮監督する
海軍令部は國防用兵に關することを掌る處であつてその受たる軍令部

裏面白紙

總長は天皇に直屬して陸軍の職務に參畫し軍令部を統轄する
即ち軍令部總長は用兵作戰に關する海軍の全責任者である
以上の如く海軍省と軍令部とは注目の相異なる機關であるが又相關
連する部面も多い

例へば兵力量は作戦計畫の基礎をなすものであるから軍令部に於て
案畫するが豫算を要求し兵力の整備を行ふのは海軍省である、従つ
て兵力量案畫に當つて軍令部は豫め海軍省と協議することが必要と
なる

實際の手段としては兵力量に關しては軍令部總長が起案して海軍大
臣に協議することになつて居り兵力量の充實、出師準備及國防用兵
に關する重要な諸施設に關しては軍令部總長は海軍大臣に協議し之
等の實施に必要な經費に關しては海軍省から軍令部に協議すること
に定められている。又作戦の計畫に實施は軍令部のより掌る處であ
つて海軍省は之に關與することは出来ない。従つて其の是非を検討
することは勿論不可能であるが海軍省側適當の作戦準備の情況に依

裏面白紙

つては軍令部は自發的に計畫を変更せざるを得ないこととなる。戦時又は事變に際して必要に應じ大本營を設置されることになつて居り現に一九三七年十一月支那事變に際して大本營が設置され太平洋戦争中も之が繼續せられた。大本營は陸軍及海軍の統帥機關から成つていて其の内部の組織は陸軍、海軍に確然と二分されて居る。參謀總長と軍令部總長とは共に幕僚長として並頭で各軍の作戰に關する最高責任者であり、従つて業務の責任もハツキリ兩者で分擔されて居る。而して之等陸軍、海軍關係組織を夫々大本營陸軍部及大本營海軍部と呼稱されて居る。換言すれば大本營は陸軍部と海軍部とから成つて居ると謂ふこととなるのである。而して大本營の主体たる陸海軍幕僚部は實際に於て夫々參謀本部及軍令部其のものであつて兩者は全く獨立していた。従つて其の業務遂行にあつて陸海軍相互に關係を有する作戰に關しては互に協議又は通報を行ふけれど然らざるものは協議を行はず總て單獨に命令を發し又實施して居た。大本營の命令には「大

裏面白紙

陸命」と「大海令」の二つあつて陸軍に關するものは前者であり海
 軍に關するものは後者である。又大本營が設置されても建物の事務
 所が別にあつた譯ではなく軍司令部かそのまま大本營海軍部となり軍
 司令部の看板と並んで大本營海軍部と云ふ看板を一枚掲げられたので
 ある。大本營が設置せられた場合海軍大臣は大本營には在るが幕僚
 でも無く大本營の諸機関でも無い。又海軍の幕僚長たる軍司令部總長
 の隷下に無いことは勿論である
 海軍大臣が大本營にあるのは作戦に關連する軍政百般の事務を掌理
 する爲である。従つて海軍大臣は大本營會議に列席することは出來
 たが作戦に關しては何等發言しないのが例であつた
 大本營で海軍の重要な作戦が計畫せられ實施せらる迄の順序を述
 べるに、大本營海軍部參謀部第一部の主務者が起案し第一課長、第
 一部長、次長と順序を経て總長の決裁を受け、次で陛下の御裁可を
 仰ぎ連合艦隊司令長官又は艦隊司令長官或は種類によつては鎮守府
 警備府各司令長官に命令が傳達されるのである。従つて作戦計畫に

大本營海軍部參謀部第一課長

裏面白紙

海軍大臣は關與はしない
へ 艦隊、鎮守府及警備府には司令長官を置いてゐる
艦隊司令長官は天皇に直屬し艦隊を統率し隊務を統督してゐる
鎮守府、警備府各司令長官は天皇に直屬し所管警備區の防備並に所
管の出師準備に關することを掌る
各司令長官の所管事項中軍政に關しては海軍大臣の指揮を承け作戦
計畫に關しては軍令部總長の指示を受けてゐる
連合艦隊司令長官は 下艦隊を統率するが軍政に關しては連合艦隊
の統率に直接附帯する事項の外は各艦隊司令長官が直接大臣の指揮
を承けることになつてゐる
方面艦隊司令長官に就いても連合艦隊司令長官の場合と同様である
占領地の行政に關しては各司令長官が海軍大臣の命を承け之を掌る
ことに定められてゐる但し連合艦隊司令長官は之に關與しないこと
になつてゐる

裏面白紙

昭和二十二年（一九四七年）八月四日

供述者 澤本 頼雄

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ソ署名捺印シタルコトヲ證明シ
マス

同日 於

立會人 小野 清一郎

裏面白紙

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ黙秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ
誓フ

宣
誓
書

(署名
捺印)

澤
本
頼
雄

裏
面
白
紙

Def. Doc. # 195

E 2987

2018-01-13
カノ西前ニ於テ爲サレタリ
所

昭和二十二年八月一日 於東京

自分吉井道致ハ復員廳第二復員局文書課長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添
附セラレタル日英兩語ニ依ツテ審カレ一頁ヨリ成ル海軍系統一覽表ト題
スル書類ハ日本政府(復員廳第二復員局)ノ保管ニ係ル内令提更卷之一
附表抄本ノ正體ニシテ眞實ナル寫シナルコトヲ證明ス。

文書ノ出所竝ニ成立ニ關スル證明書

吉井道致

立會人 小野清一郎

文書ノ出所竝ニ成立ニ關スル證明書

自分吉井道致ハ復員廳第二復員局文書課長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添
附セラレタル日英兩語ニ依ツテ書カレ一頁ヨリ成ル簿籍系統一覽表ト題
スル書類ハ日本政府(復員廳第二復員局)ノ保管ニ添ル内令發要卷之一
附表抄萃ノ正題ニシテ眞實ナル寫シナルコトヲ證明ス。

昭和二十二年八月一日 於東京

吉 井 道 致

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

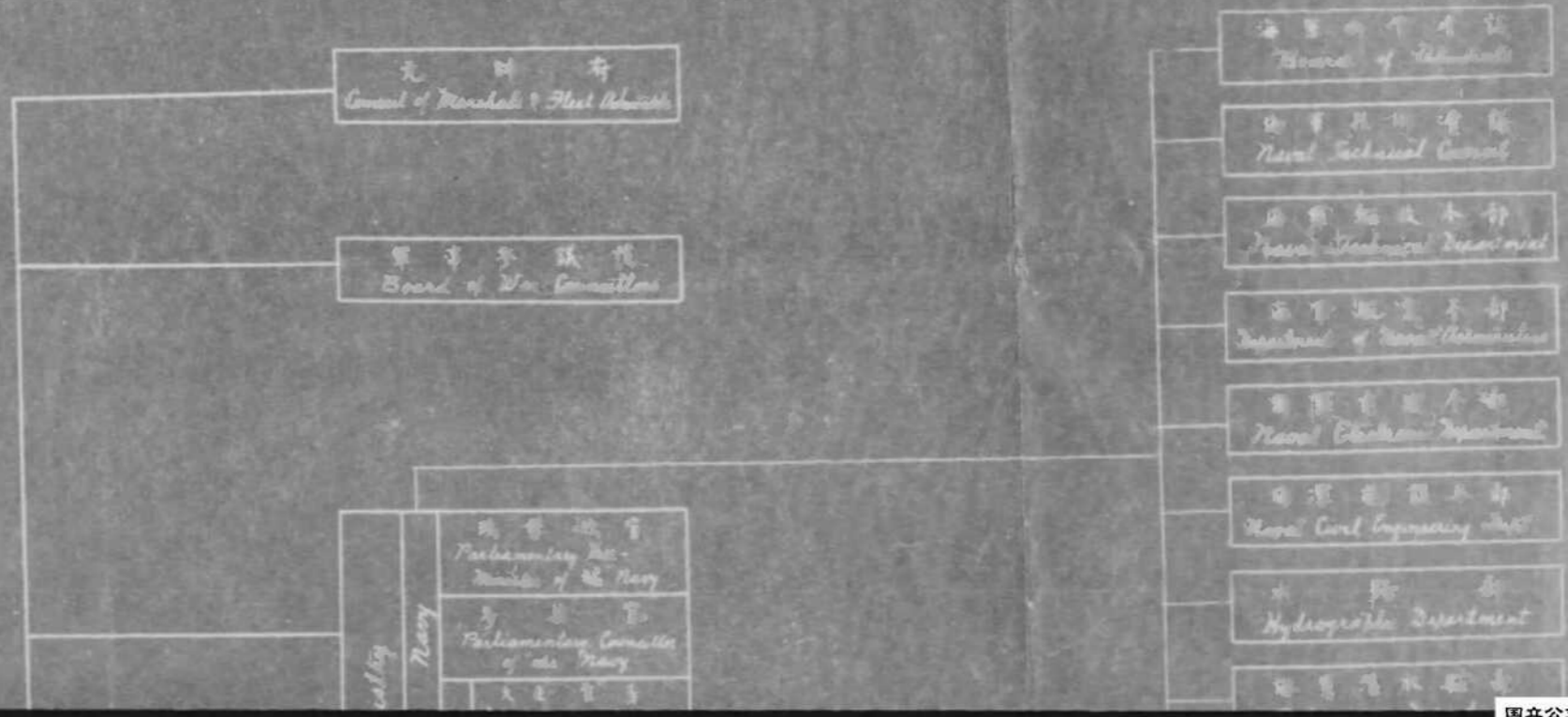
同 日 於 同 所

立會人 小 野 清 一 郎

裏面白紙

DOC.1958

海軍系統一覽表 (昭和十九年七月十五日現在) 内容提要
 Chart of the Organization of the Japanese Navy (as of July 15, 1944)
 Excerpt from the Collection of the Naval Regulations



海軍系統一覽表 (昭和十九年七月十五日現在) 向令提案草案
 Chart of the Organization of the Japanese Navy (as of July 15, 1944)
 Except from the Collection of the Naval Regulations

海軍大臣
 Minister of the Navy

海軍委員會
 Naval Council

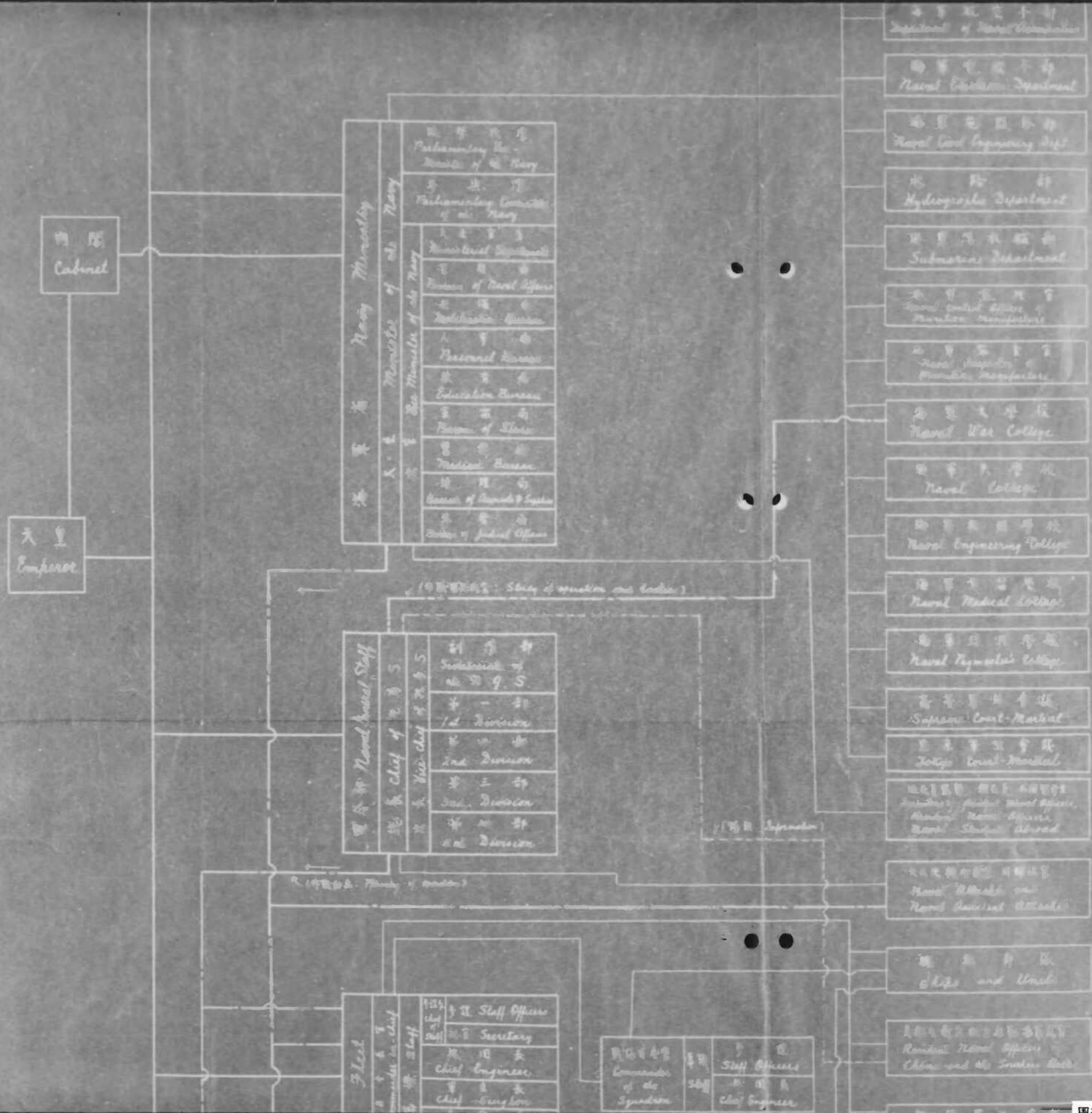
海軍省
 Ministry of the Navy

海軍省議會
 Naval Council



凡例
 Preliminary Explanations

- 直隸線 Direct Subordination Line
- 隸屬線 Subordinate Line
- - - 指揮線 Command or Direction Line
- - - 區區線 Limited Commander Direction Line
- - - 指示線 Indication Line



0000 0255

海軍省
 Ministry of the Navy
 海軍省議事會
 Parliamentary Council of the Navy
 海軍省事務課
 Bureau of Naval Affairs
 海軍省庶務課
 Administration Bureau
 海軍省醫務課
 Medical Bureau
 海軍省醫務課
 Bureau of Naval Medicine
 海軍省醫務課
 Bureau of Naval Medicine

(海軍省附屬): Study of operations and tactics

海軍省
 Ministry of the Navy
 海軍省第一課
 1st Division
 海軍省第二課
 2nd Division
 海軍省第三課
 3rd Division
 海軍省第四課
 4th Division

海軍省附屬

海軍省附屬
 海軍省附屬
 海軍省附屬
 海軍省附屬
 海軍省附屬

海軍省附屬
 海軍省附屬
 海軍省附屬

海軍省附屬

海軍省附屬

海軍省附屬

海軍省附屬

海軍省附屬

海軍省附屬

海軍省附屬

海軍省附屬

海軍省附屬

海軍省附屬

海軍省附屬

海軍省附屬

海軍省附屬

海軍省附屬

海軍省附屬

海軍省附屬

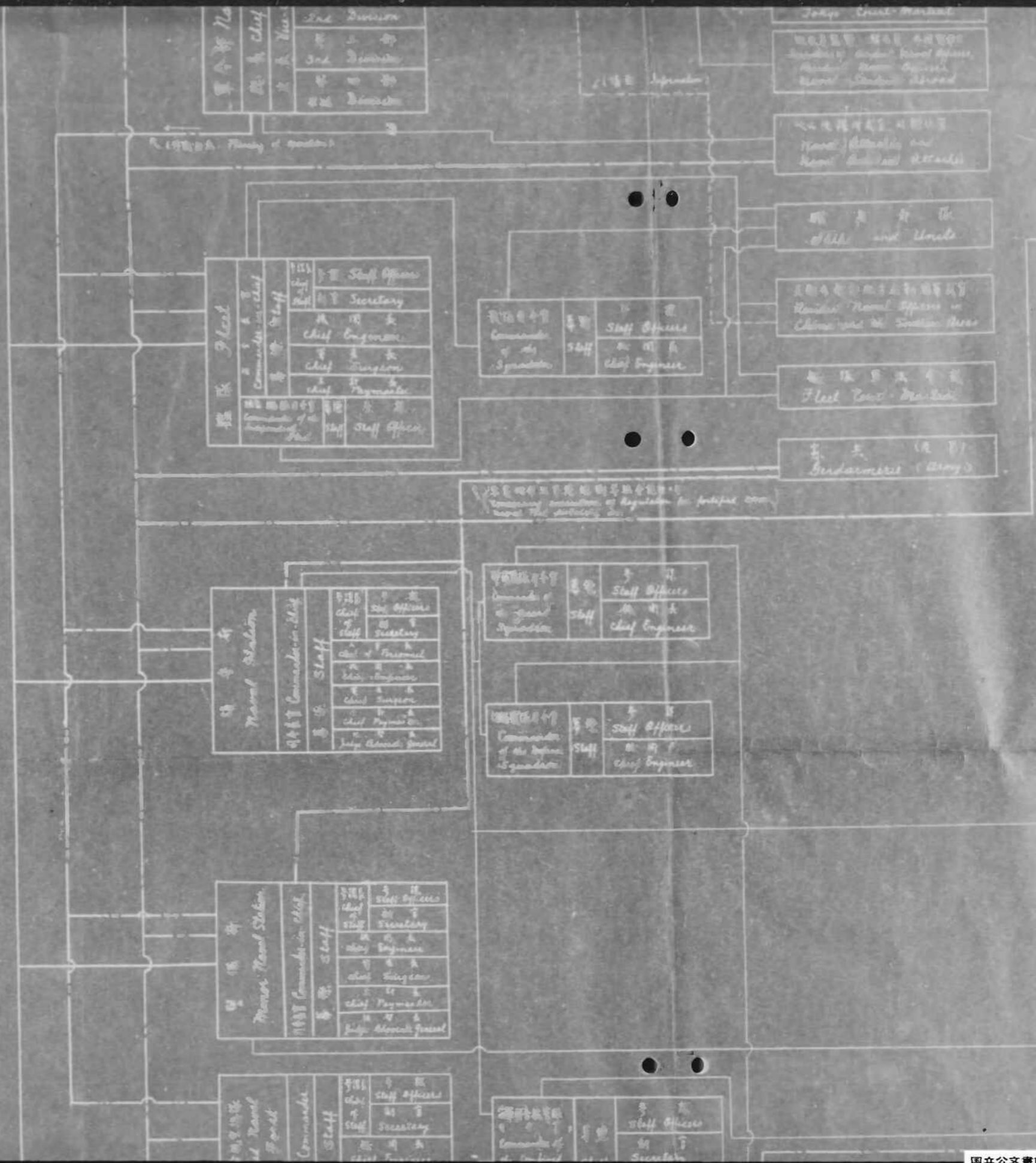
海軍省附屬

海軍省附屬

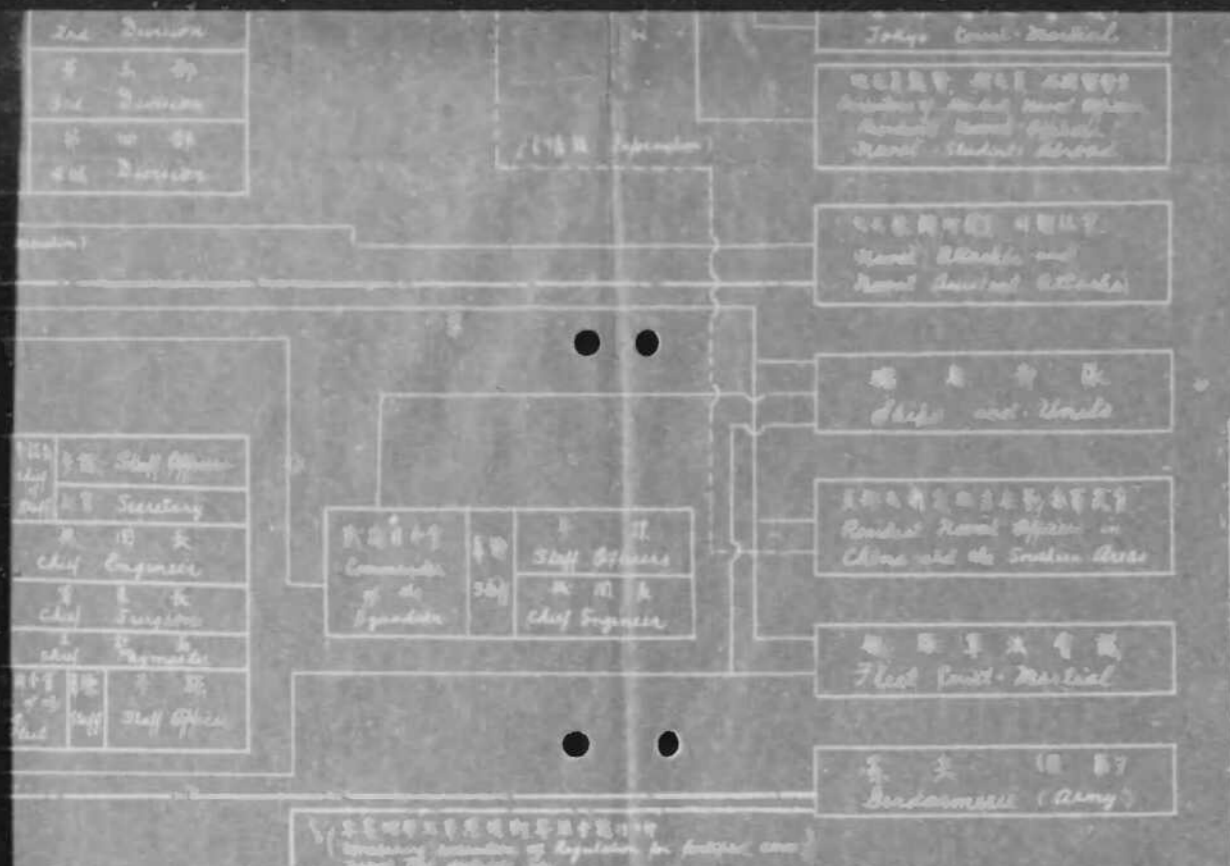
海軍省附屬

海軍省附屬

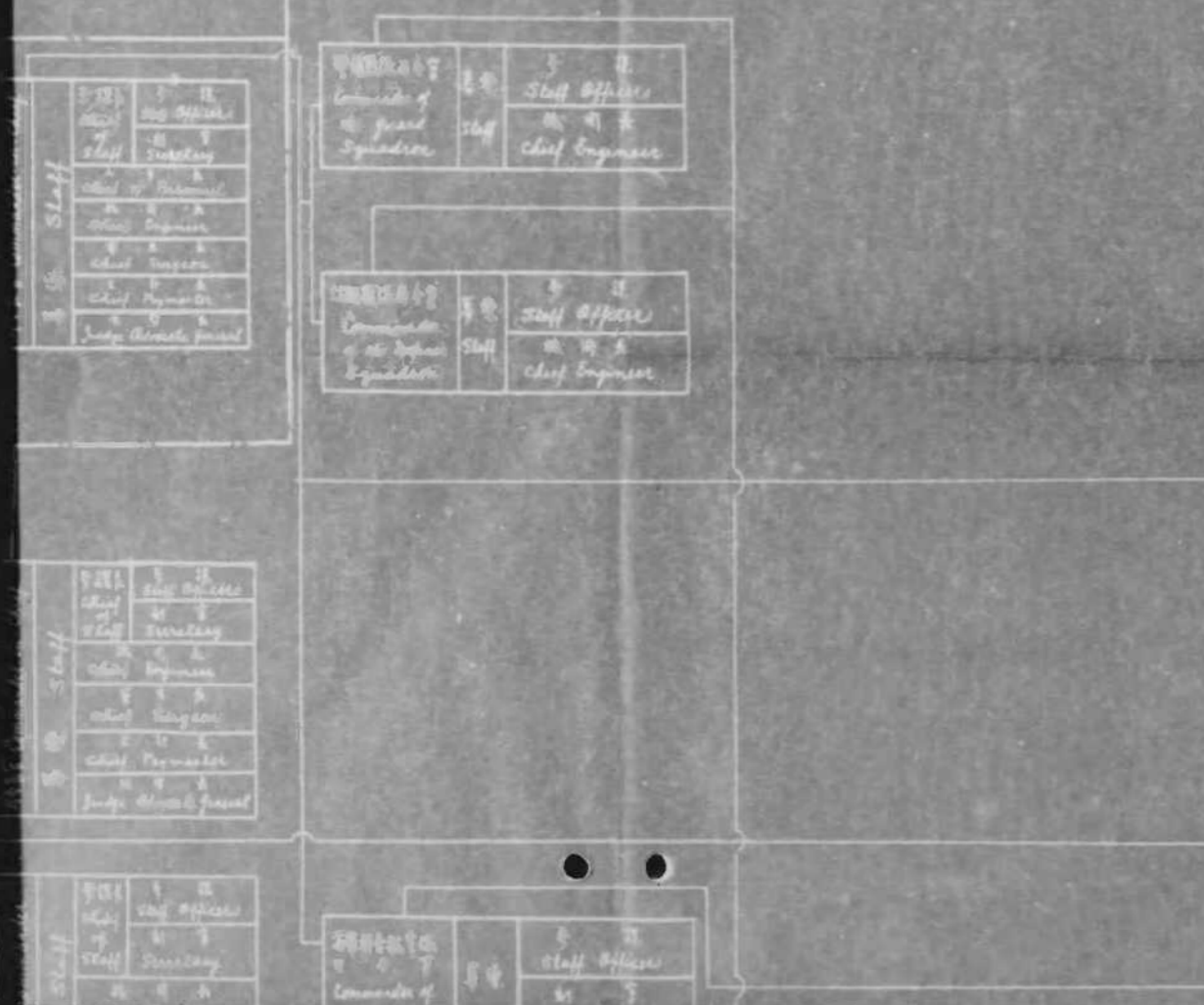
海軍人事務部
 Naval Personnel Office
 海軍會計課
 Naval Account and Supplies Office
 海軍造船課
 Naval Shipbuilding Office
 海軍造船課
 Naval Shipbuilding Office
 海軍造船課
 Naval Shipbuilding Office



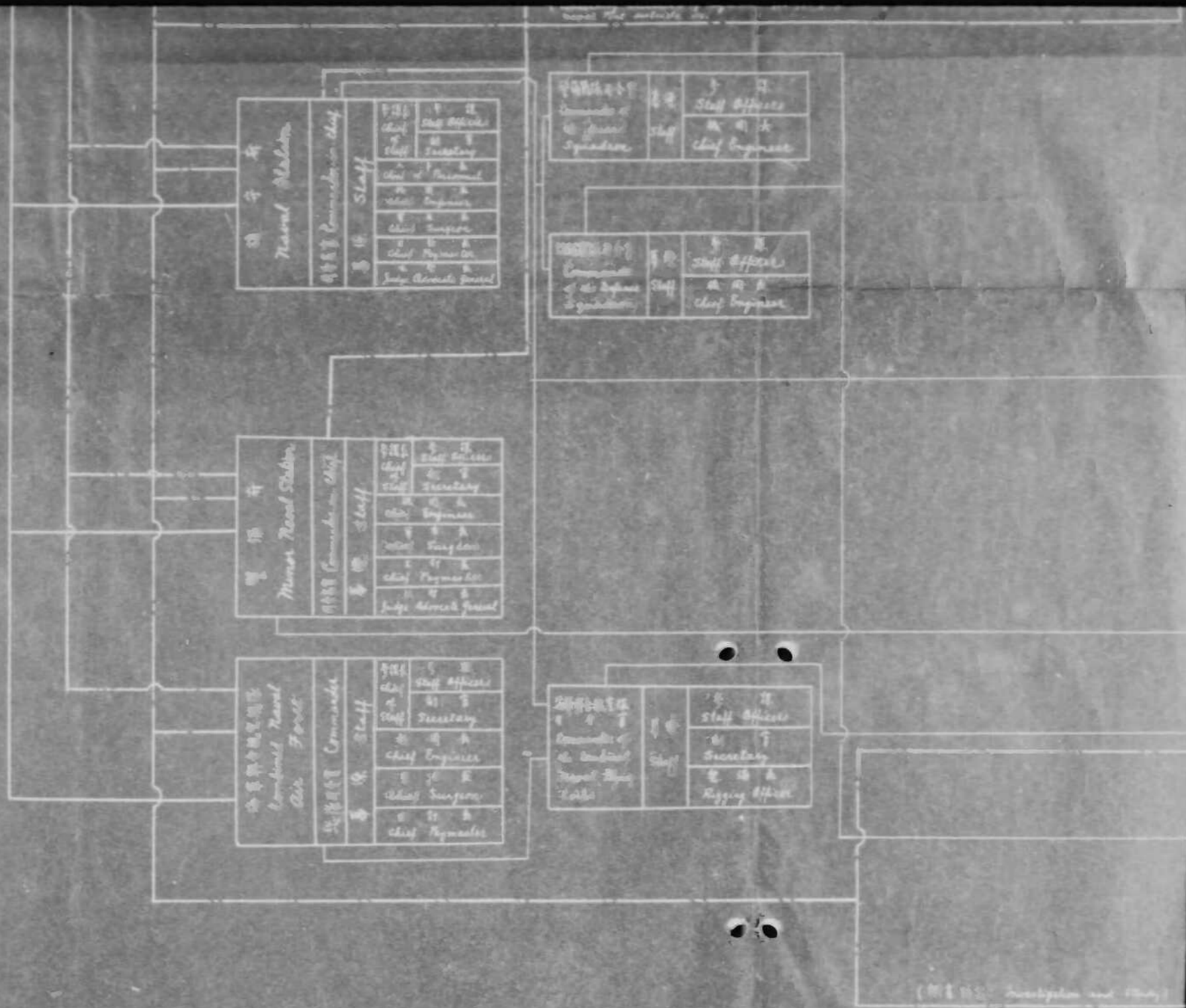
0000 0257



海軍省の各局の長官の職名



- 海軍人事本部
Naval Personnel Office
- 海軍経理部
Naval Account and Supply Office
- 海軍造艦部
Naval Civil Engineering Office
- 海軍造船部
Naval Ship Department
- 海軍艦艇部
Naval Ship Maintenance Department
- 海軍工廠
Navy Yard
- 海軍工廠
Navy Yard
- 海軍航空研究所
Naval Aeronautical Research Laboratory
- 海軍航空廠
Naval Aeronautical Arsenal
- 海軍火薬廠
Naval Explosives Factory
- 海軍燃料廠
Naval Fuel Depot
- 海軍補給部
Naval Supply Depot
- 海軍薬品部
Naval Medical Supply Depot
- 海軍病院
Naval Hospital
- 海軍軍法會議
Court-Martial, Naval Station
- 海軍軍法會議
Court-Martial, Main Naval Station
- 海軍刑務所
Naval Prison
- 海軍港務部
Naval Harbour Office
- 海軍砲術部
Naval Barracks, Naval Training Station
- 海軍警備隊
Naval Guards
- 海軍防衛隊
Naval Defense Corp
- 潜水艦母港
Submarine Base ports
- 海軍陸軍航空隊
Naval Army Aviation Unit



(附録) Investigation and Study

海軍省 海軍省 海軍省
 Ministry of the Navy
 (Ministry of the Navy)

Staff

Chief of Staff
Chief of Personnel
Chief Engineer
Chief Surgeon
Chief Pharmacist
Judge Advocate General

Command of the Fleet Squadron

Staff Officer
Chief Engineer

Command of the Defense Squadron

Staff Officer
Chief Engineer

Staff

Chief of Staff
Chief Engineer
Chief Surgeon
Chief Pharmacist
Judge Advocate General

Command of the Combined Fleet

Staff Officer
Secretary
Chief Engineer
Chief Surgeon
Chief Pharmacist

Staff

Chief of Staff
Chief Engineer
Chief Surgeon
Chief Pharmacist

(附) 海軍省 海軍省 海軍省
 Investigation and Study

- 海軍省 海軍省 海軍省
- Naval Armament Arsenal Laboratory
- 海軍省 海軍省 海軍省
- Naval Armament Arsenal
- 海軍省 海軍省 海軍省
- Naval Explosives Factory
- 海軍省 海軍省 海軍省
- Naval Fuel Dept.
- 海軍省 海軍省 海軍省
- Naval Supply Dept.
- 海軍省 海軍省 海軍省
- Naval Medical Supply Dept.
- 海軍省 海軍省 海軍省
- Naval Hospital
- 海軍省 海軍省 海軍省
- Court-Martial, Naval Station
- 海軍省 海軍省 海軍省
- Court-Martial, Main Naval Station
- 海軍省 海軍省 海軍省
- Naval Prison
- 海軍省 海軍省 海軍省
- Naval Harbour Office
- 海軍省 海軍省 海軍省
- Naval Barracks, Naval Training Station
- 海軍省 海軍省 海軍省
- Naval Guards
- 海軍省 海軍省 海軍省
- Naval Defense Corps
- 海軍省 海軍省 海軍省
- Submarine Base Force
- 海軍省 海軍省 海軍省
- Naval Flying Corps
- 海軍省 海軍省 海軍省
- Naval Communication Corps
- 海軍省 海軍省 海軍省
- Ships and Vessels
- 海軍省 海軍省 海軍省
- Training Ships and Vessels
- 海軍省 海軍省 海軍省
- Sounding Ships
- 海軍省 海軍省 海軍省
- Yamato Naval Technical School

D 1258

E 2981

7

29

66

01234567897

抄

海軍令 海軍令 海軍令 海軍令 海軍令

海軍令 海軍令 海軍令 海軍令 海軍令

第一條 本海軍令 海軍令 海軍令 海軍令 海軍令

第二條 海軍令 海軍令 海軍令 海軍令 海軍令

海軍令 海軍令 海軍令 海軍令 海軍令

海軍令 海軍令 海軍令 海軍令 海軍令

海軍令 海軍令 海軍令 海軍令 海軍令

海軍令 海軍令 海軍令 海軍令 海軍令

1 : 25

Doc # 1147/12982

海防

海軍令 第五号 海軍令 第五号 海軍令 第五号

第一 海軍令 第五号 海軍令 第五号 海軍令 第五号

第二 海軍令 第五号 海軍令 第五号 海軍令 第五号

第三 海軍令 第五号 海軍令 第五号 海軍令 第五号

第四 海軍令 第五号 海軍令 第五号 海軍令 第五号

第五 海軍令 第五号 海軍令 第五号 海軍令 第五号

第六 海軍令 第五号 海軍令 第五号 海軍令 第五号

第七 海軍令 第五号 海軍令 第五号 海軍令 第五号

第八 海軍令 第五号 海軍令 第五号 海軍令 第五号

第九 海軍令 第五号 海軍令 第五号 海軍令 第五号

第十 海軍令 第五号 海軍令 第五号 海軍令 第五号

第十一 海軍令 第五号 海軍令 第五号 海軍令 第五号

第十二 海軍令 第五号 海軍令 第五号 海軍令 第五号

第十三 海軍令 第五号 海軍令 第五号 海軍令 第五号

第十四 海軍令 第五号 海軍令 第五号 海軍令 第五号

第十五 海軍令 第五号 海軍令 第五号 海軍令 第五号

原本不明瞭

裏面白紙

Del. Hor. = 1647

一、臨時編成

二、大小演習

三、海軍要令

第六條 左ノ事項ハ軍令部部長之ヲ起シ海軍大臣ニ商シテ之ヲ修メテ

ル後海軍大臣ニ移シ海軍大臣之ヲ奉行ス

一、艦隊及航空隊ノ平時編制

二、艦隊、潜水隊、水雷隊、掃海隊、飛行隊、艦隊司令部編制

三、艦隊運送の程、海軍令

四、軍令奉行令及之ニ關スル事項

第七條 左ノ事項ハ海軍大臣提案シ軍令部部長ニ商シテ之ヲ修メテ

ハ軍令部部長ヲ印シタル後海軍大臣ニ移シ海軍大臣之ヲ奉行

又ハ進行ス但シ軍令部部長ハ必要ト認ムル事項ハ海軍大臣ニ商シ

テ

六、第四條ニ規定スル以外ノ海軍要令ノ添削、修正及行

三、第五條ノ修訂、後見ノ修訂

三、第五條ノ修訂

原本不明瞭

裏面白紙

Ref No #1647

第八條 左ノ事項ハ海軍大臣起案シ軍令部長ニ稟請シテ奏スルモノ

ハ海軍大臣ヲ仰ギ海軍大臣之ヲ奏行又ハ執行ス但シ軍令部長
長ハ必要ト認ムル事項ヲ海軍大臣ニ稟請ス

一、海軍部隊及學校ノ建制及定員ノ制定

二、参謀官ノ補職

三、教範、操式類

第九條 特命檢閱ハ軍令部長海軍大臣ニ稟請シ海軍大臣ヲ仰ダ

第十條 兵力ノ充實、出動設備及國防用兵ニ關スル重要ナル諸施設ニ關シ

テハ軍令部長海軍大臣ニ稟請ス

第十一條 左ノ事項ハ軍令部長之ヲ起案シ海軍大臣ニ奏ス

一、戰時通信規程、無線通信規程

二、暗號書、信號書等

第十二條 兵力ノ充實、出動設備及國防用兵ニ關スル重要ナル諸施設ノ爲

必要ナル經費ニ關シテハ海軍省ハ之ヲ軍令部長ニ稟請ス

第十三條 陸軍兵力ノ裝備、型式、重要ナル水陸部隊等兵力ノ伸縮ニ關ス

裏面白紙

16, No. 1647

ル事及重要ナル實地研究ハ海軍省軍令部五ニ區分ス

第十四條 教育訓練、實地研究及重要任務ニ關スル報告等ハ海軍省軍令部共ニ之ヲ編査ス

第十五條 海軍大臣ハ軍令部部長ニ部部ノ上在外常駐大使館ニ武官同輔佐官ニ對シ軍政上ノ訓令ヲ與フ

第十六條 豫算、決算、貸借行動又ハ編纂等經費ヲ要スル事項ハ軍令部部長其ノ計畫ヲ豫定シ之ヲ海軍大臣ニ承認ス

第十七條 前條條ノ外軍紀風紀、軍隊教育其ノ他國防用兵ニ關スル重要ナル軍務及諸法規ニ關シテハ海軍大臣ハ軍令部部長ト密接ナル連絡ヲ保持ス

裏面白紙

原本不明瞭

裏面白紙

文書ノ出所竝ニ成立ニスル際ニ

自分吉井義隆ハ復員局第二復員局文書部長ノ位ニ居ル者ナル處、以テ添附
セラレタル日本語ニ依ツテカレ四頁ヨリ成ル海軍省軍令部第五五號規程抜
取表ト題スル書類ハ日本政府ハ復員局第二復員局ノ保管ニ依ル公文書ノ
抜取ノ正當ニシテ監官ナル意シナルコトヲ證明ス

昭和二十二年五月十九日 於東京

吉井義隆

右署名捺印ハ自分ノ所筆ニ於テ爲サレタリ

同日於同所

立会人 宗宮 啓次

187 sheet 1647

6-7
11

海軍省
軍令部 業務互渉規程

昭和八年十月一日
内令第二百九十四號

改正 昭和九年第四八三號

海軍省
軍令部 業務互渉規程左ノ通定メラル

海軍省
軍令部 業務互渉規程

22-8-21 (11)

第一條 本規程ハ海軍省軍令部相互間ニ關聯アル業務ノ處理ニ關スルコ
トヲ規定ス

第二條 戰時ニ在リテ大本營ヲ假カレザル間ニ於ケル業務ニ關シテハ本
規程ノ外戰時大本營勤務令ヲ準用ス

第三條 兵力量ニ關シテハ軍令部總長之ヲ起案シ海軍大臣ニ商議ノ上御
數定又ハ御内裁ヲ仰グ

第四條 左ノ事項ハ軍令部總長起案シ海軍大臣ニ商議シ允裁ヲ仰ギテ
後之ヲ傳達シ海軍大臣ニ通牒ス又海軍大臣ハ艦船部隊ノ派遣ニ關シ必

DEF DOC # 365

35

裏面白紙

要ト認ムル場合ニハ軍令部總長ニ商議ス

一 軍械軍略ニ關スル遠征部隊ノ派遣任務及行動

二 艦隊ノ用兵上ノ任務及行動

三 海外警備遠征部隊ノ派遣、用兵上ノ任務及行動

第五條 左ノ事項ハ軍令部總長起案シ海軍大臣ニ商議シ、裁ヲ仰キタル

後之ヲ傳達シ海軍大臣ニ通達ス

一 戰時懲戒

二 大小演習

三 海軍要務令

第六條 左ノ事項ハ軍令部總長之ヲ起案シ海軍大臣ニ商議シ、裁ヲ仰キ

タル程海軍大臣ニ移シ海軍大臣之ヲ奉行ス

一 艦隊及航空隊ノ平時體制

二 艦隊、潜水隊、水雷隊、掃海隊、飛行隊、陸戰隊等ノ體制

三 艦隊運動規程、演習令

四 軍令奉行令及之ニ關スル事項

裏面白紙

第七條 左ノ事項ハ海軍大臣起業シ軍令部總長ニ商談シハ裁ヲ要スルモ
 ノハ軍令部總長ハ裁ヲ仰ギタル後海軍大臣ニ移シ海軍大臣之ヲ奉行又
 ハ執行ス 但シ軍令部總長ハ必要ト認ムル事項ヲ海軍大臣ニ商談ス
 一 第四條ニ規定スル以外ノ艦船部隊ノ派遣、任務及行動
 二 艦艇ノ就役、役務ノ變更
 三 艦艇ノ定籍

第八條 左ノ事項ハ海軍大臣起業シ軍令部總長ニ商談シ 裁ヲ要スルモ
 ノハ海軍大臣ハ裁ヲ仰ギ海軍大臣之ヲ奉行又ハ執行ス
 但シ軍令部總長ハ必要ト認ムル事項ヲ海軍大臣ニ商談ス
 一 艦船部隊及學校ノ建制及定員ノ制定
 二 參謀官ノ補員
 三 收獲、操式類

第九條 待命渡國ハ軍令部總長海軍大臣ニ商談シ海軍大臣ハ裁ヲ仰グ
 第十條 兵力ノ充實、出師準備及國防用兵ニ關スル重要ナル諸施設ニ關
 シテハ軍令部總長海軍大臣ニ商談ス

LP 110 365

3

37

裏面白紙

第十一條 左ノ事項ハ軍令部總長之ヲ起案シ海軍大臣ニ移ス

- 一 戦時通信諸規程、無線通信規程
- 二 暗號卷、信號卷等

第十二條 兵力ノ充實、出師準備及國防用兵ニ關スル重要ナル諸施設ノ爲必要ナル經費ニ關シテハ海軍省ハ之ヲ軍令部ニ協賛ス

第十三條 艦船兵器ノ裝備、型式、重要ナル水陸設備等兵力ノ伸縮ニ關スル事項及重要ナル實驗研究ハ海軍省軍令部互ニ協賛ス

第十四條 教育訓練、實驗研究及重要任務ニ關スル報告等ハ海軍省軍令部共ニ之ヲ調査ス

第十五條 海軍大臣ハ軍令部總長ニ協賛ノ上在外帝國大公使館附武官同輔佐官ニ對シ軍政上ノ訓令ヲ與フ

第十六條 牒報、演習、艦船行動又ハ編隊等經費ヲ要スル事項ハ軍令部總長其ノ計畫ヲ決定シ之ヲ海軍大臣ニ商議ス

第十七條 前諸條ノ外軍紀風紀、軍隊教育其ノ他國防用兵ニ關係アル重要ナル軍務及諸法規ニ關シテハ海軍大臣ハ軍令部總長ト密接ナル連絡ヲ保持ス

裏面白紙

又 誓ノ出所 証ニ 成立ニ 關スル 證 明 書

此 公 今 村 了 之 介 六 復 員 隊 第 二 復 員 局 文 書 課 長 ノ 職 ニ 居 ル 者 デ ア ル ガ
此 公 係 付 キ 以 テ 日 本 語 ニ 依 ツ テ 書 カ レ ル 四 頁 ミ リ 成 ル
以 前 此 公 係 付 キ 以 テ 日 本 語 ニ 依 ツ テ 書 カ レ ル 四 頁 ミ リ 成 ル
此 公 係 付 キ 以 テ 日 本 語 ニ 依 ツ テ 書 カ レ ル 四 頁 ミ リ 成 ル

昭和二十七年四月二十七日

於 東 京

今 村 了 之 介

右 景 名 捺 印 公 署 長 官 前 ニ 於 テ 爲 サ レ タ リ

同 上 於 西 野



立 會 人

DEF LOC n 565

39

裏面白紙

訂正

訂正理由	撮影 ミスのため
訂正箇所	直前の / コマ取消
	/ コマ再撮影
訂正年月日	平成 18 年 11 月 30 日
このフィルムは、上記の理由で取消又は再撮影し訂正しました。	
撮影者	斎藤 光始  印
受託責任者	神奈川県 横浜市中区 沼210番地 富士写真フイルム株式会社 代表取締役 古森 重隆  印

又書ノ出所如ニ成立ニ關スル聲明書

皇宮今村了之介ハ復員廳第二復員局文書課長ノ職ニ居ル者デアルガ
茲ニ添付スルニ本館ニ依ツテ書カレル四頁ミリ成ル

「前記皇宮今村了之介ハ五〇〇〇〇〇ト題スル書翰ハ

五〇〇〇〇ノ番号アリ茲ニ正類ニシテ偽實ナル爲シナルニトラ聲明ス

ル

昭和二十二年一月十七日

於東京

今村了之介

右署名捺印ハ皇宮今村了之介ニ於テ爲サレタリ

同出於尚所

立會人

DEF LOC n 365

39

原本不明瞭

裏面白紙

（大正十一年）
（海軍省）
（海軍省）
（海軍省）

第二條 艦隊ハ必要ニ應シ之ヲ戰隊ニ區分ス

（大正十一年一月三十日軍令海軍第十号）

戰隊ハ軍艦二隻以上ヲ以テ軍艦及驅逐潜水隊輸送隊驅逐艦二隻以上潜水艦二隻以上砲艦二隻以上海防艦二隻以上輸送艦二隻以上若

テ軍艦以外ノ此等ノ一部ヲ以テ又ハ航空隊三隊以上成ス、但シ主トシテ航空母艦、水上機母艦、航空隊、砲艦隊、海防隊、輸送隊、驅逐潜水艦、輸送成スルトキハ之ヲ航空戰隊、水雷戰隊、潜水戰隊、

輸送隊等ト稱スルヲ例トス

戰隊ニハ必要ニ應シ水雷隊、掃海隊、驅逐隊、警備隊等ヲ編入シ艦船ヲ附屬ス

戰隊ハ編成ニ因リ之ヲ第一戰隊、第二航空戰隊、第三水雷戰隊、

第四條 聯合艦隊ニ司令長官ヲ置ク

第四潜水戰隊、第五輸送戰隊等ト稱ス

22

艦 令 抜 萃 (大正十一年三月三日軍令海軍部第十一號)

第二條 艦隊ハ必要ニ應シ之ヲ戰隊ニ區分ス

戰隊ハ軍艦二隻以上ヲ以テ軍艦及驅逐潜水隊輸送隊驅逐艦二隻以上潜水艦二隻以上砲艦二隻以上海防艦二隻以上輸送艦二隻以上若ハ航空隊ヲ以テ軍艦以外ノ此等ノ一部ヲ以テ又ハ航空隊三隊以上ヲ以テ之ヲ編成ス、但シ主トシテ航空母艦、水上機母艦、航空隊驅逐隊、潜水隊、砲艦隊、海防隊、輸送隊、驅逐潜水艦、輸送艦等ヲ以テ編成スルトキハ之ヲ航空戰隊、水雷戰隊、潜水戰隊、輸送戰隊等ト稱スルヲ例トス

第四條 聯合艦隊ニ司令長官ヲ置ク

艦隊ヲ附屬ス
戰隊ハ編成ニ因リ之ヲ第一戰隊、第二航空戰隊、第三水雷戰隊、第四潜水戰隊、第五輸送戰隊等ト稱ス

裏面白紙

艦隊ニ司令長官又ハ司令官ヲ置ク
艦隊ニ司令官ヲ置ク但シ第三十條ノ場合ニ於テハ之ヲ置カサルコ
トヲ得、聯合艦隊司令長官、艦隊司令長官及法立艦隊司令官ハ新
補トス

第十條聯合艦隊司令長官ハ

天皇ニ直轄シ聯合艦隊ヲ統率シ之ニ關スル隊務ヲ統督ス、
聯合艦隊司令長官ハ軍政ニ關シテハ海軍大臣ノ指揮ヲ承ケ又作戰
計畫ニ關シテハ軍令部總長ノ指示ヲ承ク

第十一條艦隊司令長官ハ

天皇ニ直轄シ陛下ノ艦隊ヲ統率シ隊務ヲ總理ス
艦隊司令長官ハ軍政ニ關シテハ海軍大臣ノ指揮ヲ承ケ又作戰計畫
ニ關シテハ軍令部總長ノ指示ヲ承ク

第三十一條聯合艦隊ニ屬スル艦隊司令長官又ハ獨立艦隊司令官ハ聯合艦隊司

令長官ノ指揮ヲ承ク

裏面白紙

第三十二條 艦隊司令長官ノ職務中航海ニ關スル事項ハ之ヲ聯合艦隊司令長官ニ準用ス

第三十三條 獨立艦隊司令官ハ

天皇ニ直隷シ其ノ兼務ニ付テハ艦隊司令長官ニ課スル規定ヲ準用ス、

第三十四條 艦隊司令官ハ艦隊司令長官ニ隷シ麾下戰隊又ハ其ノ一部ヲ指

揮統率シ第十二條第十六條乃至第十九條第二十六條及第二十

七條ノ規定ニ準シ服務ス

聯合艦隊司令長官又ハ艦隊司令長官ノ直率スル戰隊ノ司令官ハ司令長官ノ命スル所ニ依リ服務ス

裏面白紙

文書ノ出所竝ニ成立ニ關スル證明書

(三紙)

自分吉井道敷ハ復員廳第二復員局文書課長ノ職ニ居ル者ナル處茲ニ添
附セラレタル日本語ニ依ツテ書カレ三頁ヨリ成ル電報令抜萃ト題スル
書讀ハ日本政府(復員廳第二復員局)ノ保管ニ係ル公文書ノ抜萃ノ正
確ニシテ眞實ナル寫シナルコトヲ證明ス

昭和二十二年五月十九日 於東京

吉井道敷

右署名捺印ハ自分ノ直前ニ於テ爲サレタリ

同日於同所

立會人 宗宮信次

裏面白紙

22

1649

海軍省
海軍大臣
海軍省
海軍省

海軍省海軍司令部令陸軍省(昭和二十年四月二十三日奉令陸海軍第二號)

第一條 大東亞戰爭中海軍總司令部ヲ受ク

第二條 海軍省海軍司令部ハ海軍部隊ノ作戦指揮ヲ掌ル所トス

第四條 海軍司令官ハ

天皇ニ選任シ作戦ニ關シ海軍總司令部、支那方面陸軍守備、警備

及陸上警備總司令部ノ司令長官ヲ指揮ス

及陸上警備總司令部ノ司令長官ヲ指揮ス

海軍大臣ノ指示ヲ受ク

22

1649

第一條
第二條
第三條
第四條

海軍部令第一〇九號（明治二十三年四月二十三日）

大東亞海軍中隊編制令

海軍部令第一〇九號（明治二十三年四月二十三日）

海軍部令第一〇九號

天皇ニ詔シテ作ラシメ給ヘシ御旨ニ依リ、支那方面偵察守備、警備
等、海軍部令第一〇九號ニ據リ、海軍部令第一〇九號ノ旨ニ依リ、海軍部令第一〇九號
ニ示シテハ軍令部長ノ指示ヲ受ク

原本不明瞭

裏面白紙

原本不明瞭

裏面白紙

文書ノ出所或ニ成立ニ由スル證明書

(三號)

自分百井道致ハ以員總務二役員局又百課長ノ以ニ居ル者ナル處、茲ニ添
付セラレタル日本語ニ依ツテ審カレ一頁ヨリ取ル得奉總務司令部發奉ト
爲スル當道ハ日本政府へ役員總務二役員局ノ採管ニ係ル公文書ノ等奉ノ
正當ニシテ或ナル高シナルコトヲ證明ス

昭和二十二年五月十九日

於東京

吉井道致

2

13p 15c 1/49

右署名捺印ハ日分ノ調請ニ於テ爲マレタリ

同日取回所

立會人 宗宮信次

45

46

3-5
Def. Doc. 1671 E 池 2984

海軍聯合航空隊
海軍聯合航空隊
海軍聯合航空隊
海軍聯合航空隊

海軍聯合航空隊令抜萃

(昭和十三年十二月十日令海軍第十七號)

- 第一條 海軍聯合航空隊ハ海軍航空隊二隊以上ヲ以テ之ヲ編成シ第一聯合航空隊第二聯合航空隊等ト稱ス。
- 第二條 海軍聯合航空隊ニハ必要ニ應ジ艦隊航空隊ヲ附屬ス。
- 第三條 海軍聯合航空隊二隊以上ヲ以テ海軍聯合航空隊ヲ編成ス
- 第四條 海軍聯合航空隊ニ總隊司令官ヲ置ク。

ノ海軍聯合航空隊ヲ統率シ又海軍大臣
掌ル
計畫ニ關シテハ軍令部總長ノ指示ヲ承ク

海軍聯合航空隊令抜萃

(昭和十三年十二月十日軍令海軍第十七號)

第一條

海軍聯合航空隊ハ海軍航空隊二隊以上ヲ以テ之ヲ編成シ第一聯合航空隊第二聯合航空隊等ト稱ス。

海軍聯合航空隊ニハ必要ニ應ジ艦隊司令部ヲ附屬ス。

海軍聯合航空隊二隊以上ヲ以テ海軍聯合航空隊總隊ヲ編成ス

第二條

海軍聯合航空隊總隊ニ總隊司令官ヲ置ク。

總隊司令官ハ

天皇ニ直轄シ部下ノ海軍聯合航空隊ヲ統率シ又海軍大臣ノ命ヲ承ケ軍政ヲ掌ル

總隊司令官ハ作戰計畫ニ關シテハ軍令部總長ノ指示ヲ承ク

裏面白紙

文書ノ出所並ニ成立ニ關スル詳細

自分、吉井道致ハ復員廳第二復員局文書課長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添付セラレタル日本語ニ依ツテ書カレ一頁ヨリ成ル海軍聯合航空隊令拔萃ト題スル書類ハ日本政府（復員廳第二復員局）ノ保管ニ係ル公文書ノ拔萃ノ正確ニシテ眞實ナル事シナルコトヲ證明ス

昭和二十二年五月十九日 於東京

吉 井 道 致

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日 於 同 所

立會人 宗 宮 信 次

裏面白紙

注 2975
E 2985

大正十二年八月二十三日
軍令海第五號
(大正十二年八月二十三日)

鎮守府令 拔萃

第一條

各軍港ニ鎮守府ヲ置ク。
鎮守府ハ其ノ所在ノ地名ヲ冠稱ス。

管轄區ノ防禦及警備並所管ノ出帥準備ニ關スル
又所屬各部ヲ監督スル所トス。
司令長官ヲ置ク。

司令長官ハ候補トス。

第四條

司令長官ハ

天皇ニ直轄シ部下ノ艦艇部隊ヲ統率シ又海軍大臣ノ命ヲ承ケ
軍政ヲ掌ル。

司令長官ハ作戰計畫ニ關シテハ軍令部總長ノ指示ヲ承ク。

第五條

司令長官ハ府務ヲ總理シ部下ノ軍紀風紀及教育訓練ヲ統監ス

第十一條

司令長官ハ要地帶法及軍港要港規則ノ施行ニ關シテハ所在
憲兵ヲ指揮スルコトヲ得。

注 2985
E 2985

鎮守府令 抜萃

(大正十二年八月二十三日軍令海第五號)

- 第一條 各軍港ニ鎮守府ヲ設ク。
- 鎮守府ハ其ノ所在ノ地名ヲ冠稱ス。
- 第二條 鎮守府ハ所管警備區ノ防禦及警備並所管ノ出陣準備ニ關スルコトヲ掌リ又所屬各部ヲ監督スル所トス。
- 鎮守府ニ司令長官ヲ設ク。
- 司令長官ハ親補トス。
- 第四條 司令長官ハ
- 天皇ニ直轄シ部下ノ艦艇部隊ヲ統率シ又海軍大臣ノ命ヲ承ケ軍政ヲ掌ル。
- 司令長官ハ作戰計畫ニ關シテハ軍令部總長ノ指示ヲ承ク。
- 司令長官ハ府務ヲ總理シ部下ノ軍紀風紀及教育訓練ヲ統監ス
- 司令長官ハ要塞地帶法及軍港要港規則ノ施行ニ關シテハ所在
- 第十一條 憲兵ヲ指揮スルコトヲ得。

裏面白紙

文書ノ出所於ニ成立ニ臨スル証印書

自分吉井道教ハ復員廳第二復員局文書課長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添
附セラレタル日本語ニ依ツテ書カレ二頁ヨリ成ル鐵守府抜萃ト題スル書
類ハ日本政府（復員廳第二復員局）ノ保管ニ係ル公文書ノ抜萃ノ正確ニ
シテ眞實ナル事ナルコトヲ證明ス

昭和二十二年五月十九日 於東京

吉井道教

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日於同所

立會人 宗宮信次

裏面白紙

22-8-21(18)
警備府
(大正十二年)

警備府令 抜萃

(大正十二年三月二十六日(陸令第一號))

要港及軍公要港ヲ除クニ警備府ヲ置ク。
所在ノ地名ヲ冠稱ス。
警備府ノ防務及警備所管ノ出島津等ニ置ス
又所屬各郡ヲ監督スル所トス。

第八條 警備府ニ司令長官ヲ置ク。

司令長官ハ親補トス。

第九條 司令長官ハ

天皇ニ直轄シ部下ノ警備部隊ヲ統率シ又海軍大臣ノ命ヲ承
ケ軍政ヲ掌ル。

司令長官ハ作戰計畫ニ關シテハ軍令部總長ノ指示ヲ承ク。

司令長官ハ府務ヲ總理シ部下ノ軍紀風紀及教育訓練ヲ統監
ス。

第十五條

司令長官ハ要港地帯法及軍港要港規則ノ施行ニ關シテハ所
在憲兵ヲ指揮スルコトヲ得。

警備府令 抜萃

(大正十二年三月二十六日(陸警第一號))

第一條

各要港(徳山要港及馬公要港ヲ除ク)ニ警備府ヲ置ク。

第二條

警備府ハ其ノ所在ノ地名ヲ冠稱ス。

第三條

警備府ハ所管警備軍ノ防務及警備所管ノ出動準備ニ關スルコトヲ掌リ又所屬各部ヲ監督スル所トス。

第四條

警備府ニ司令長官ヲ置ク。

第五條

司令長官ハ朝輔トス。

第六條

司令長官ハ

第九條

天皇ニ直轄シ部下ノ警備隊ヲ統率シ又海軍大臣ノ命ヲ承ケ軍政ヲ掌ル。

第十條

司令長官ハ作戰計畫ニ關シテハ軍令部長ノ指示ヲ承ク。

第十一條

司令長官ハ府務ヲ總理シ部下ノ軍紀風紀及教育訓練ヲ統監ス。

第十二條

司令長官ハ要港地帯法及軍港要港規則ノ施行ニ關シテハ所

第十三條

在憲兵ヲ指揮スルコトヲ得。

第十五條

在憲兵ヲ指揮スルコトヲ得。

裏面白紙

文書ノ出所並ニ成立ニ關スル證明書

自分、吉井道致ハ復員部第二復員局文書課長ノ職ニ居ル者ナル旨、茲ニ添付セラレタル日本語ニ依ツテ書カレ一頁ヨリ成ル誓書府令抜萃ト稱スル書類ハ日本政府（復員部第二復員局）ノ保管ニ係ル公文書ノ抜萃ノ正確ニシテ眞實ナル旨シナルコトヲ證明ス

昭和二十二年五月十九日 於東京

吉井道致

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日於同所

立会人 宗宮信次

裏面白紙

Ref Doc No. 1926

E 2989

自分發我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別無ノ通り直書ヲ爲シタル上
ノ加ク供送致シマス

東京 世田谷 區 下馬場 三ノ五〇
水光
明治二十一年三月十六日 生

東京 世田谷 區 下馬場 三ノ五〇

明治二十一年三月十六日 生

亞米利加合衆國其他

荒 木 貞 夫 其他

對

高橋

E 2989

第
橋

自分錢袋引ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り直垂ヲ寫シタル上
次ノ加ク供進致シマス

直垂供進

東京 世田ヶ谷區 下馬街三ノ五〇
明治二十一年三月十六日
光
水
海

逓 東 國 際 軍 事 總 判 所

亞 米 利 加 合 衆 國 其 他

對

荒 木 貞 夫 其 他

裏
面
白
紙

一、私の名前は清水光義です。私は元日本海軍中將であります。私共海軍三十六年の海軍に於ける経歴の中、人事關係の任務には左の通り委任致しました。

自大正十四年十二月 海軍省教官局局長、海軍學生總務委員 (海軍少佐)

自昭和六年十二月 海軍省人事局長 (海軍大佐)

自昭和十三年十二月 海軍省人事局長 (海軍少將)

二、海軍に於ける人事は總べて海軍大臣が行ひました。

三、海軍大臣は軍人を以て充てるが、副長上其の官は文官でありますから、他の國務大臣同様内閣總理大臣の奏上によつて任命せられるものであります。海軍大臣更迭の際は、總て内閣總理大臣から海軍大臣に對して後任大臣の推薦の依頼があり、海軍大臣は適任の人物を海軍部内に求めて、之を内閣總理大臣に推薦するのが慣例でありました。海軍令部長及び軍令部と關係特に密接なる海軍官の補給については

裏面白紙

海軍大臣は軍令部議長と商議の上之を決定し、免職を要するものは内閣を遷すして海軍大臣が直接上奏して之を行ふことになつて居ました。

三 海軍次官及び海軍省各局長の補職は、人事局長が人物鑑査等諸種の條件を考慮し、最も適任と思はれる候補者各兩三名を選定し、之に順位を附して海軍大臣に提出し、海軍大臣は其の中から自己の信ずる最適任者を選定しました。

但し各局長の選任に就いては、人事局長の案の外に、次官の意見を参酌しました。

六 陸軍司令長官及び留守府司令長官の補職は、毎年十二月の定期異動に之を行ふを例としました。

定期異動は海軍大臣が人事局長の認め立案した其の年度の異動計畫に基き銓衡の上之を決定しました。

軍校教官其の他教育の任に當る者の人選には特に意を用ひ、思想固執にして常規に富み、人格の高潔な人を選びました。

海軍に於ては毎年八月各所管長は海軍考課表規則によつて部下士官の考課表を調製し、直屬長官を以て之を海軍大臣に提出することになつてゐました。

人事局長は是等の考課表を保管整理し、全海軍士官の人物職量等を知悉して置いて、適材適所公平無私をモットーとして全士官の異動計畫を立て、其の案を海軍大臣に提出します。海軍大臣は其の案に基いて決裁を行ひ、それに従つて異動が發令せられたのであります。八士官の進級淘汰は特に之を慎重にし、毎年秋季に進級會議なるものを開いて之を決定しました。

進級會議には各艦隊、各鎮守府、各要港部の司令長官全部並に海軍大臣の指する將官（元帥、軍務參議官、海軍次官、軍令部次長、海軍政務部長、航空本部長、軍務局長、人事局長、教育局長等）が参集の上、海軍大臣が議長となつて慎重審議を行ひ、公平の原則の下に全士官の進級淘汰を決定し、概ね十二月初旬に其の結果が發令されました。

裏面白紙

海軍省人事は特に優秀なる人若者より養成されてゐました。

前記の考査表を使用し、適材適所に公平無私の目的のもとに、選定の任令は至深き選定の結果行はれました。其の間諍議を生ずる間隙はありませんでした。

一〇、海軍省臨時より選んで少隊ではありますが、海軍の青年騎校中にも時流に憧憬して革新思想を懐く者が發生し、軍人の本分を逸脱せる行動に出ようとする氣風が看取せられました。海軍としては之が警戒を怠らなかつたのでありますが、昭和七年五月には不幸にして五、一五事件なる不祥事件が勃發いたしました。當時海軍は此の思想を抱懐する者を現役中に置くことは、常に軍紀を紊亂するのみならず、延いては軍隊の存立を危くし、國家を禍することを慮り、固乎これを淘汰することに決定しました。新しくして事件に關係した青年將校の同情者も認められる三十餘名の將校を一時に豫備役に編入し、同時に海軍大臣より、軍人は軍人に對りたる功績を遂守し、政治に干與すべからざる旨を海軍全將士に對して示達しました。又私

裏面白紙

は當時病氣缺勤中の人事局長の代理として海軍大臣の旨を承け、事件直後「まゝ」合議の席上、「此の際政治に干與したい者は剣を捨てて、現役を去つた後に、之に従事すべきものである。若し海軍軍人にして政治に干與する者あらば、それが如何に有能多才の士であつても、直ちに現役を去らしめる」といふ旨を海軍全般に傳達いたしました。

但し右海軍大臣訓示並に人事局長第一課長（人事局長代理）の口達覚書の兩書類は、調査の結果、現存して居ないことを確認致しました。

裏面白紙

昭和二十二年（一九四七年）七月二十日於東京

發行者 清水 英

右ハ當之會人ノ函ヲニテ宣示シ且ツ署名捺印シタルコトヲ聲明シ
マス

同日 於東京

立會人

川 政 次 郎

裏面白紙

ラ等フ
其心ニ從ヒ其言ヲ述ベ何事ヲモ欲秘セズ又何事ヲモ附加セザルコト

宣
言
著

(署名捺印) 清水光美 8

59

60

裏面白紙

新瀬一郎

文書焼失不存証ニ關スル證明書

自分吉井道致ハ復員廳第二復員局長支隊隊長ノ職ニ居ル者デアアルガ昭和七年五月ノ所謂五、一五事件直後出テレト海軍大臣大角岑生ノ「海軍部内一般ニ對スル訓示」此ニ同事件ニ關連シ參謀長會議ノ席上同省人事局長第一隊長（人事局長代理）ガ行ツタ「海軍部内一般ニ對スル人事ニ關スル件依命口頭ニ違レノ旨類ハ兩者トモ海軍省大官官房ニ於テ保管中昭和二十年五月二十五日ノ同省震災ノ際焼失シテ現在ニテ是ナイコトヲ證明スル

昭和二十二年七月一日 於東京 吉井道致

右署名捺印ハ自分ノ直前ニ於テ爲シタ

同日 於同所 立會人 瀧川政次郎

接
入
手
明

61

裏面白紙

9-8

(R)

JOY DTC NO 1951-D

抄

首務

22-1-2/110
#22(2) 及 110 及 110
(110 年 110 年)

海軍諸例則 卷一 (目第九三頁至第九八頁)
海軍省成務規程 大正五年三月三十一日 第第三十八號 故 萃

務分課

於テハ左ノ事務ヲ掌ル
ルコト

- 三 士官・特務士官・候補生・見習尉官・準士官・召集中ノ豫備士官
及準士官並ニ文官ノ進退、任用、補給及増俸ニ關スルコト
- 三 省略
- 四 考課表ニ關スルコト
- 三 進級分限ニ關スルコト
- 六 省略
- 六 省略

61-1

-7-

62

2-8 (R) 抄
D70 NO 1951-D

高橋

海軍諸例則 卷一 (目第九三頁至第九八頁)
海軍省庶務規程 大正五年三月三十一日 第三十八號 抄

第三章 事務分限

第十八條 人事局第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 人事一般ニ關スルコト
- 二 士官・特務士官・候補生・見習尉官・準士官・召集中ノ豫備士官及準士官並ニ文官ノ進退、任用、補給及増俸ニ關スルコト
- 三 省略
- 四 考課表ニ關スルコト
- 五 進級分限ニ關スルコト
- 六 省略
- 七 省略

61-1

八 下士官及兵並ニ召集中ノ豫備下士官及豫備兵ノ任免進級及増俸ニ
關スルコト

九 省 略

十 省 略

十一 省 略

十二 省 略

第十九條 人事局第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル (以下略)

第十九條ノ二人 人事局第三課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル (以下略)

文書ノ出所竝ニ成立ニ關スル證明書

自分吉井道致ハ復員廳第二復員局文書課長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添附
セラレタル日本語ニ依ツテ空カレニ頁ヨリ成ル海軍省庶務規程抜萃ト同ス
ル書類ハ日本政府ハ復員廳第二復員局一ノ保管ニ係ル公文書ノ抜萃ノ正類
ニシテ眞實ナル寫シナルニトヲ證明ス

昭和二十二年六月二日 於 京 京 吉 井 道 致

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サントリ
同日 於 同 所

立 會 人 吉 井 道 致

裏面白紙

9-7
=ニシキ
Ref Doc 1951-BE 2988, A

2
高
格

海軍諸例則 卷二（自第一六六頁至第一六七頁）
海軍武官進級令 大正九年三月二十九日勅令第五
十八號 拔萃

第二章 士官、特務士官ノ進級

第十條 各科大佐以上ヲ進級セシムルハ上旨ニ依ル
第十一條 各科中佐以下士官ノ進級ノ候補及列序ハ進級

22-8-1 (11)
海軍武官進級令
（大正九年三月二十九日勅令第五十八號）

長官、司令長官ヲ置カザル艦隊ノ首席司令官、
警備府司令長官及海軍大臣ノ指定スル在職ノ將
官ヲ以テ之ヲ組織ス、海軍大臣ノ指定スル將官
ハ海軍大臣ノ指定スル會議ニノミ參與スルモノ
トシ司令長官又ハ司令官ニシテ遠隔ノ地ニ在ル
者ハ海軍大臣ニ於テ之ヲ會議ニ參與セシメザル
コトヲ得、海軍大臣專政アリテ進級會議ノ議長
タルコト能ハザルトキハ上席將官其ノ職務ヲ代
理ス。特務士官ノ進級ノ候補及列序ハ海軍大臣
之ヲ決定ス。

第十二條 以下省略

9-2
Ref Doc 1951-BE 2988
A

2
第18條

海軍諸例則 卷二（自第一六六頁至第一六七頁）

海軍武官進級令 大正九年三月二十九日勅令第五十八號 拔萃

第二章 士官、特務士官ノ進級

第十條 各科大佐以上ヲ進級セシムルハ上旨ニ依ル

第十一條 各科中佐以下士官ノ進級ノ候補及列序ハ進級會議ニ於テ議決シ其確定ハ上裁ニ依ル、但シ戰時、事變其ノ他急ヲ要スル場合ニ於テハ進級會議ノ議決ヲ省略スルコトヲ得進級會議ハ海軍大臣ヲ以テ議長トシ軍令部總長、各司令官、司令長官ヲ置カザル艦隊ノ首席司令官、警備府司令長官及海軍大臣ノ指定スル在職ノ將官ヲ以テ之ヲ組織ス、海軍大臣ノ指定スル將官ハ海軍大臣ノ指定スル會議ニノミ參與スルモノトシ司令長官又ハ司令官ニシテ遠隔ノ地ニ在ル者ハ海軍大臣ニ於テ之ヲ會議ニ參與セシメザルコトヲ得、海軍大臣專政アリテ進級會議ノ議長タルコト能ハザルトキハ上席將官其ノ職務ヲ代理ス、特務士官ノ進級ノ候補及列序ハ海軍大臣之ヲ決定ス

第十二條 以下省略

64 63-1

Ref Doc 1951-B

22

文書ノ出所竝ニ成立ニ關スル證明書 (三號)

自分吉井道教ハ復員廳第二復員局文書課長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添附セラレタル日本語ニ依ツテ書カレ二頁ヨリ成ル海軍武官進級令抜萃ト題スル書類ハ日本政府(復員廳第二復員局)ノ保管ニ係ル公文書ノ抜萃ノ正確ニシテ眞實ナル寫シナルコトヲ證明ス

昭和二十二年六月二日 於東京

吉井道教印

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日於同所

立會人 瀧川政次郎印

63-2

9-10

Dof DOC NO-1651-C

書格

海軍省人事局内規（第四類任用進級）抜萃

一、進級會議構成員ノ件（昭和四年七月五日 決 裁）

海軍武官進級令第十一條ニ依ル進級會議ノ組織中海軍大臣ノ指定スル在職ノ將官ハ左記諸官トスルヲ例トシ特ニ必要アル場合ニ其ノ他ノ職員ヲ指定

然裁

22-8-21 (3)
海軍省人事局
（大正四年八月）

次官

軍令部長

艦政本部長

航空本部長

軍務局長

人事局長

64-1

1-

65

9-10

Dof DOC NO-1951-C

書格

海軍省人事局内規（第四項任用進級）抜萃

一、進級會議構成員ノ件（昭和四年七月五日 決 裁）
海軍武官進級令第十一條ニ依ル進級會議ノ組織中海軍大臣ノ指定スル在職ノ將官ハ左記諸官トスルヲ例トシ特ニ必要アル場合ニ其ノ他ノ職員ヲ指定セラルルコトニ改メ可然哉

記

元帥
軍務次長
大官
軍令部次長
艦政本部長
航空本部長
軍務局長
人事局長

64-1

1-

65

備

考

省
略

教育局長

軍需局長

口務局長 (軍需、藥劑科士官ノミ)

課長 (主計科士官ノミ)

造兵科士官ノミ

造船科士官ノミ

造機科士官ノミ

文書ノ出所竝ニ成立ニ關スル證明書

自分川井巖ハ職員廳第二復員局人事部長ノ職ニ居ル者ナラシニ、茲ニ添附
セラレタル日本語ニ依ツテ書カレシ三頁ヨリ成ル「海軍省人事局内親故奉
進級令發給成員ノ件」ト題スル書類ハ日本政府（復員廳第二復員局）ノ
保管ニ係ル公文書ノ拔萃ノ正確ニシテ眞實ナル寫マナルコトヲ證明ス

昭和二十二年六月二日 於 東京 川 井 巖

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同 日 於 同 所

立 會 人 瀧 川 政 次 郎

裏面白紙

Ref Doc 1951-A

高橋 2

文書ノ出所並ニ成立ニ關スル證明書 (三號)

自分吉井道致ハ復員廳第二復員局文書課長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添附セラレタル日本語ニ依ツテ管カレ六頁ヨリ成ル海軍考課表規則抜萃ト題スル書類ハ日本政府(復員廳第二復員局)ノ保管ニ係ル公文書ノ抜萃ノ正確ニシテ眞實ナル爲シナルコトヲ證明ス

昭和二十二年六月二日 於東京

吉井道致

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日於同所

22-8-21 (12)
井道致(捺印)
(大正海軍考課表)

立會人

瀧川政次郎

66-1

Ref Doc 1951-A

1
2

文書ノ出所道ニ成立ニ關スル證明書 (三號)

自分吉井道致ハ復員廳第二復員局文書課長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添附セラレタル日本語ニ依ツテ卷カレ六頁ヨリ成ル海軍考課表規則抜萃ト題スル書類ハ日本政府(復員廳第二復員局)ノ保管ニ係ル公文書ノ抜萃ノ正確ニシテ眞實ナル爲シナルコトヲ證明ス

昭和二十二年六月二日 於東京

吉井道致

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日 於 同 所

立會人

濵川 政次郎

66-1

Ref Doc 1951-A

2

海軍諸例則 卷二（自第二三五頁 至第二五二頁）

海軍考課表規則 昭和三年五月二十三日達第七一號發奉

要旨第一條海軍考課表ハ奏任官與任官及同待遇者並ニ兵長ノ考課ヲ詳悉スル爲メ制定スルモノトス

第二條考課表ハ本人ノ進退任免補職等決定ノ重要要素ト爲ルモノナルヲ以テ考課表制定ノ任ニ在ル諸官ハ常ニ克ク部下ノ言行ヲ觀察シ慎重考課ノ上精確ナル考課資料ヲ獲スルト共ニ其ノ調査ニ當リテハ忌憚ナリ的確精細ニ記載シ本人ノ眞實ヲ表顯スルニ努ムベシ

第三條考課表ノ記註ハ適切簡明ヲ旨トシ誤解ヲ招キ易キ若ハ婉曲ニシテ眞意ノ捕捉困難ナル文辭又ハ文章ノ修飾等ハ之ヲ避ケ直截ニ真相ノ發顯ヲ期スベキモノトス（以下略）

様式區分

定期考課表 第四條考課表調製ノ様式區分並ニ定期考課表ノ調製進達及移庫ノ期日期限等左ノ如シ

66-2

Ref Doc 1951-A

官別/日期	調製様式区分	調製期日	海軍大臣ニ送達期限
士官	別表第三號	七月二十日	八月十五日

(以下略)

指令考課表第五條海軍大臣ハ前條ノ期日ニ拘ラズ必要ニ
 應ジ士官又ハ候補生ノ一部若ハ全部ノ考課表
 ヲ復スルコトアルベシ (以下略)
 第六條乃至第十一條省略

調製官及
 調製区分等 第十二條考課表ヲ調製スベキ諸官及其ノ調製
 区分ヲ別表第一號及第二號ノ通定ム
 第十三條乃至第二十八條 省略

別表第一號 海軍武官考課表調製区分表

所屬	考課表調製官	被考課官	記事
海軍省	次官	副官、調査課長、電信課長、大 臣直轄士官 (以下略)	
	軍務局長	課長	
	人事局長	課長、首席侍從武官 (以下略)	
	課長	局員、課員、特務士官、准士官	
	(以下略)		

3

67-1

Ref Doc 1951-A

表裏 (表画) 年月 年月

職官氏名

(略語) 表スル期間

人物ヲ總括的ニ表ハシ其ノ一般的傾向特ニ
 推賞スベキ功績又ハ訓誡ヲ加ヘタル事項等
 記註

調製官 職氏名 (私印)

考課ノ官否
 其ノ他所見記註

調製官 職氏名 (私印)

〔調製官ニシテ所見ナキ(同意ニ合ム)向ハ
 職氏名ヲ記入セス捺印シテオスルコトヲ得〕

別表第三號

別表第二號

海軍文官考課表調製區分表

省 略

右以外	省 略	艦長、特務士官、候補艦長 (以下 略)
		艦隊司令長官、艦隊司令、直轄司令 (以下 略) 艦隊司令官、艦隊司令、直轄司令 (以下 略) (以下 略)

原本不明瞭

67-2

5

(裏面) Ref Doc 195-4

香號	氏名	勤務	技能	性行	本人申告	配員上ノ調査官所見
<p>評語ヲ首記シ乙以下ノ者ニ對シテハ簡單ニ其ノ狀態ヲ附記 エソクニ調査官所見</p>	<p>一、般所見及配員上ノ注意事項</p>	<p>其ノ特ニ顯著ナルモノニ對シテハ狀況附記</p>	<p>(評語) 學術、外國語、技藝、武技、體技、記憶力、想像力 ノ判斷力、作業力等ニシテ特ニ長ズモノニ付其ノ力量ノ程度ヲ記註</p>	<p>(評語) 人格、氣質、欲望、趣味、感情、操行、態度、動作 言語、態度、調和等ニ付色彩ノ明ナルモノヲ記註</p>	<p>一、職務上ノ進退 二、研究中又ハ研究キントスル學術、技藝 三、體力ニ關スル事項 四、家庭其ノ他ノ事情</p>	<p>高員上最進スル方面、注意 要スル點又ハ本人申告ニ 對スル所見等ヲ記註</p>
左 右	視力					
左 右	聽力					

裏面白紙

68

19

9-11

2 高橋

海軍省人事局内規 (第二員補充) 抜萃

配員内規 (昭和十二年十一月決裁)

一 配員ハ昭和十二年制定海軍人事行政方針ニ依ルノ外本内規ニ依ルモノトス

22-8-21 (4)
22-8-21 (4)
22-8-21 (4)
22-8-21 (4)

本人ノ將來ヲ左右スル最モ重大ナル要素ナリ其ノ

ニ 各部ノ希望意見等ハ努メテ採録シテ異動ヲシテ實情ニ即セシムルコト肝要

ナリ然レ共異動ノ計畫實施ハ常ニ自主的ニシテ他ノ事討ニ依リ左右サル

コト無キ豫留育スルヲ要ス

三 責任者以外ノ意見希望等ハ特殊ノ場合ノ外一般ニ害有リテ益ナシ已ムヲ得

ザル場合ノ外徴セザルヲ可トス特ニ本人ノ運動カマシキ事ハ絶對ニ許容ス

ベカラズ

但シ巷間ノ風説ニハ留意スルヲ要ス

69-1

7

70

2 高橋
海軍省人事局内規（第二編配員補充）抜萃

配員内規（昭和十二年十一月決裁）

一、配員ハ昭和十二年制定海軍人事行政方針ニ依ルノ外本内規ニ依ルモノトス
二、乃至一六 省略

配員上ノ参考事項

- 一、補職ハ優良ノ教育ニシテ本人ノ將來ヲ左右スル最モ重大ナル要素ナリ其ノ將來ヲ考ヘ最モ適切ニ補職スルハ最モ親切ナル所以ナリ
 - 二、各部ノ希望意見等ハ努メテ傳達シテ異動ヲシテ實情ニ即セシムルコト肝要ナリ然レ共異動ノ計畫實施ハ常ニ自主的ニシテ他ノ率討ニ依リ左右サルルコト無キ様留意スルヲ要ス
 - 三、責任者以外ノ意見希望等ハ特殊ノ場合ノ外一般ニ害有リテ益ナシ已ムヲ得ザル場合ノ外徴セザルヲ可トス特ニ本人ノ運動ガマシキ事ハ絕對ニ許容スベカラズ
- 但シ巷間ノ風説ニハ留意スルヲ要ス

四同一ノ配置モ轉任者ノ從來ノ閱歷・前配置・將來ノ志望等ニ依リ與フル
印象ヲ異ニスルモノナリ、異動ニ當リ配置ノ選定ヲ適切ニシテ總テノ者ヲ
シテ依然トシテ新配置ニ赴カシムルコトハ海軍ノ能率ヲ向上セシムル最
良手段ナリ

五個人ノ情願ヲ聽クニハ本人ノ專ヲ先ニシ家族ノ專ヲ後ニス生命ニ關スル
專ヲ先ニシ利害問題ニ關スル專ヲ後ニス

一、上級者及重要配置ノ配員ニ就テハ生員ヲ考慮シ一部ニ偏セザル如ク努
ムルヲ要ス

一、省略

一、三、發表以前ノ内示ハ不公平ニ流レザル様留意スルコト

文書ノ出所並ニ成立ニ關スル證明書 (三號)

自分川井巖ハ復員廳第二復員局ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添附セラレタル日本語ニ依ツテ書カレ二頁ヨリ成ル海軍省人事局内規、配員内規抜萃ト題スル書類ハ日本政府(復員廳第二復員局)ノ保管ニ係ル公文書ノ抜萃ノ正確ニシテ眞實ナル寫シナルコトヲ證明ス

昭和二十二年 六月 二日 於東京

川井 巖

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日於同所

立會人 瀧川政次郎

裏面白紙

EX 2989

2989

27-8-21 (13) 年
8-21 (13) 年
(27-8-21)

極東國際軍事裁判所

亞木利加合衆國其他

野

荒木貞夫其他

宣誓供述書

東京都世田ヶ谷區玉川等々方町三ノ二七八

矢野志加三

明治二十六年八月五日生

自分擬我口ニ行ハルル方式ニ從ヒ元ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ
如ク供述致シマス

EX 2989
2989

種 東 日 標 軍 争 裁 判 所

亞 木 利 加 合 衆 國 其 他

野

荒 木 貝 天 其 他

宣 誓 供 述 書

東 京 都 世 田 ヶ 谷 區 玉 川 等 々 方 町 三 ノ 二 七 八

矢 野 志 加 三

明 治 二 十 六 年 八 月 五 日 生

自 分 証 我 口 ニ 行 ハ ル ル 方 式 ニ 從 ヒ 元 ツ 別 紙 ノ 通 リ 宣 誓 ヲ 爲 シ タ ル 上 次 ノ
如 ク 供 述 致 シ マ ス

裏 面 白 紙

裏面白紙

、私は矢野志加三と申しまして日本海軍に三十三年間勤務した元海軍中將
であります。

私は大正四年（一九一五年）十二月海軍兵學校卒業以來海軍省人事局局
員、海軍大學校教官、海軍省教育局第一課長を各々含み各種の職務に歴任し
昭和十七年（一九四二年）十一月より昭和十九年（一九四四年）に亘る
間海軍省教育局長の職に在つて海軍教育のことを管掌して居ました。

二、私は海軍の教育「システム」が他の政府機關と同様に全体主義、侵略・
好戦及敵人に對する殘虐憎惡の精神を注入するの具に供せられたと起訴
狀に告發せられた旨聞き及んで居ますが之は全く誤りでありますから海
軍諸學校に於ける士官豫定者に對する教育の全般に關し出来るだけ簡單
明確に陳述したいと思ひます。

三、學校に於ては勿論濫餘勤務中に於ても細密なる計畫の下に實際法を教
授すると共に士官豫定者の品性、人格の涵養では種々の方策が講ぜられ
ました。
先づ教官の選定には多大の考慮が拂はれました。即ち之等の人々は充分

なる要領を受け得るに因るなる人格と中正剛毅せる思慮を具備することを要求されてゐました。
教課の選定に就いては、海軍教育者の自主性を尊重するに努め、全体主義に類する信念に陥るか如き教課は海軍教育の傳統を冒反するものとして採り入れませんでした。

四、海軍教育の目的は、軍人たる前に先づ人たるの教養を與ふるにありましたから倫理、心理、哲學等の學識を教授しましたが其の究極の目的は良兵は良民を造るとの根本理由に立脚して國民の儀表を陶冶するにありました。其の間、敵人を殘虐憎惡する様を教育や好戰的な教育を鼓吹する如き示唆は少しもありません。
海軍教育の根本方針は、陸海軍々人に賜はつた勅諭の遵奉に在りまして其の解釋には日本在來の武士間の道徳でありました武士道精神に根據を置いた註釋が加へてあります。
宗教の自由も教育せられ又勿論許されてもゐました。従つて如何なる宗教の信者であつても同時に海軍士官たり得ることは可能でありました。

裏面白紙

此の理由に基づき海軍は特別の宗教上の言葉や標語を教育上の標語としては採用しなかつたし又思考に對する個人の權利に學肘を加へることもしなかつたのであります。

五、海軍諸學校の教育課程中術科教育に關しては普外國の例に近似する所が甚だ多いのであります。我が海軍兵學校に於ては特に軍人勅諭に示された忠節、禮儀、武勇、信義の四大徳目に重點を置きまして不斷之を教育して居りました。

日本海軍士官の間には我が海軍が英國海軍に範を取つたと云ふ歴史的關係もあつて海軍及海軍々人は常に紳士的に行動すべきを不動の傳統としてゐました。

之を要するに日本海軍の教育方針は軍人勅諭を遵奉し武士道を具現するにありまして正義人道に存らず、實際法に背反せざらんことを特に強調してゐたのであります。

海軍諸學校に於ける教養や教育方法を如何に検討してもそれが全權主義、侵略、好戦及強權主義に亘ると解釋し得るとは恐らくない所能はざる所であります。

(終)

昭和二十二年（一九四七年）八月十二日於東京

供述者 矢野志加三

右は當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日 於 向・所

立會人 瀧川政次郎

裏面白紙

宣
誓
書

ウ心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ黙秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ
誓フ

(署名)
奈印) 矢野志加三

裏面白紙

26

5

27

Def, Doc, No, 1925

高橋

Handwritten notes on a slip of paper, possibly a signature or date, including the characters "高橋" and "1925".

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

夫其他

述書

供述者

東京都世田ヶ谷區玉川等々力町三ノ二七八

矢野志加三

明治二十六年八月五日生

自分擬我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ如ク供述致シマス

高橋

Def. Doc. No. 1925

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對
荒木貞夫其他

宣誓供述書

供述者

東京市世田ヶ谷區玉川等々力町三ノ二七八

矢野志加三

明治二十六年八月五日 生

自分擬我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ如ク供述致シマス

裏面白紙

一、私は元海軍中將であります。一九一五年十二月海軍兵學校卒業後三十年の海軍生活中、私は海軍省人事局々員、海軍大學校教官、海軍省教育局第一課長等を歴任し、一九四二年十一月より一九四四年に至る期間には、海軍に於ける教育を總管する海軍省教育局長の職にありました。故に私は、日本海軍の教育及び人事行政については、充分承知いたしているつもりであります。以下、前記教育關係職務歴任中、私の経験し知見したことに據りまして、殘虐行爲並に全体主義について海軍の教育が如何にこれを取扱ひ來つたかを陳述いたしたいと存じます。

二、日本海軍の教育の根本方針は、陸海軍人に歸りました勳諭を奉体することにありました。即ち右勳諭にうたわれてゐる忠誠、勇武、禮儀、信義等の諸徳を凝縮した、圓滿なる人格を完成せしめた上に、海軍軍人としての職分及責任より要求されるところの知識と技術とを修得せしめて、強い軍人を作り、以て強力なる軍隊を作ることが、我が海軍教育の根本方針であつたのであります。斯やうに軍人としての特殊技術よりも、人間としての人格の陶冶に主力を注いだことは、實に我が海軍の大なる特徴として、中外より認められ

裏面白紙

たところでありませぬ。

三、前述の海軍教育の根本方針を實現せしめる爲、將校教育は勿論のこと、下士官兵の教育に於ても、教育の衝にあたる教官の詮衡には、特別の注意が拂はれ、人格圓滿にして思想圓熟、極端に走らず奇矯に馳せざる人物が選ばれました。

四、人格教育に於ては、特に個人の自主性を重んじ、生徒自身による積極的な奉仕と、内省による自律自省を理想としました。

従つて個人の自主性を否定する全体主義の如きは、日本海軍の教育の傳統と相反するものでありまして、全体主義全盛の時代に於ても、獨逸風の全体主義は、海軍の教育に於つて採り入れられたことがありません。

五、日本海軍の教育は、軍人たる前に先づ「人」たらしめることを目的としましたから、海軍兵學校に於ては倫理、心理、哲學等の學課を教授し、人間の思考力を養はしめると同時に、道德の軌範の何たるかを悟らしめることに努めました。下士官兵の教育に於ては、軍事教育の外、補修教育として、國民教育の延長としての教育を施し、人間としての人格の修養と常識の

裏面白紙

涵養に力を注ぎました。

換言すれば海軍に於ける軍隊教育は、良兵を養ふは良民を造る所以なりとし、國民の儀容を陶冶するを究極の目的として居ました。

六、海軍の教育の根本方針は、前述の如く、軍人勲諭の遺教にありますが、勲諭の解釋に當つては、日本在來の武士間の道徳であつた武士道精神が採り入れられてあります。

此の武士道は、釋迦牟尼の慈悲の教が充分繼り込まれて居る關係上、敵人を憎悪したり、隣人を虐待したりする行爲を武士にあるまじきものとして痛く排斥して居りますが、此の精神が充分生徒の間に植え込まれ、其の習性たらしむべく多大の努力が拂はれました。

尤も海軍に於ては、信教及び思想の自由を認めて居つたので、其の教育標語の中に特定の宗教で用ひる言葉や、人道主義、博愛主義の標語は、採り入れませんでした。

七、海軍兵學校の訓育では、生徒に對し軍人勲諭に示されて居る、忠節、禮儀、武勇、信義の四徳目を徹底せしむることを重視して左の要旨のこと

裏面白紙

を凡らゆる機会に反復教育して居りました。

(イ) 忠節は国民全体の感情であつて軍人のみの獨占ではないが、忠節は軍人の本分であり、武勇の根源であるから、特に之を重んじなければならぬ。軍人が軍人の本分から逸脱して政治に干與する如きは以ての外である。

(ロ) 禮儀は敬愛の表現であつて、軍紀の基本を爲すものである。

昔の武士は、敵人と矢石の間に相見ゆる場合にも、禮儀を失はず、干戈を交ゆる前に、相互に名乗りを挙げた。敵人を偏へに憎悪し降人を虐待する如きは、武士道に反し、禮儀の徳目に反するものである。

(ハ) 武勇は軍人の特に重んずべき徳目であるが、武勇と粗暴とを混同してはならない。武といふ字は戈を止めると書いて平和を愛好することである、温和、愛情、慈悲に富む人こそ眞の武人である。

武勇の徳を備へた模範の人々としては渡邊の渡して溺れんとする敵兵を救つた楠木正行、「ロピストウエンスキー」提督を病床に見舞つた東郷大將、沈みゆく「ロシア」の軍艦の乗組員を救つた上村提督等がある。

(二)信義を重んずることは武士道の最も大切な點であつて「武士に二言なし」とは言行の一致を言へるものである。又「武士の道は正義より大なるはなし」とは正邪曲直の判断を誤つてはならぬといふことを言へるものである。

右の如く、信義を重んずること篤き我が武士道は、歐洲の紳士道と一致するものなりと考へられ、日本海軍の將校間では、此の紳士道なる語が屢屢口にせられ、且つ紳士らしく振舞ふといふことが、我が海軍の傳統ともなつていた。これは日本海軍の建設が英國を範としてなされた歴史的な因縁によるものである。

新道の權威を網羅して編纂した「勅諭衍義」は、右の如く生徒に草人勅諭の御趣旨を徹底させる爲、教材として使用し、繰返し講述されて居ました。

八、日本海軍兵學校に於ては、教上の教育方針を日常の生活に具顯せしめる爲に、毎日學生生徒に次の五項目を誦せしめて、反省の機縁となさしめました。

裏面白紙

- 一、至誠に倅るなかりしか
- 一、言行に恥づるなかりしか
- 一、氣力に缺くるなかりしか
- 一、努力に慥みなかりしか
- 一、不精に亘るなかりしか

丸上記の四徳目は勳諭にも示されている通り、誠實を通じてのみ實現されるものでありますから、海軍の教育方針に於きましては、またその誠實をうたつた次の二つの明治天皇の御製は、實踐道德の最高目標として海軍軍人の間に誦詠せられたものであります。

目に見えぬ神の心に通ふこそ人の心の誠なりけり

目に見えぬ神に向ひて恥ぢざるは人の心の誠なりけり

斯やうに神に對して恥ぢるところがないといふ境地にまで達せしめると

いふことが、海軍の人格教育の最高の目標であつたのであります。

IC、海軍に於ては、遵法の精神を涵養し、或は戦争の處置、俘虜の取扱等にあつて道法なる行爲をなさしめる爲に、學校に於て國際法を教授

裏面白紙

すると共に、艦隊勤務中に於ても國際法の講習を行ひました。殊に海軍大學校に於ては、斯界の權威者指導の下に、國際法の研究に充分なる時間が與へられてゐました。

二、これを要するに、日本海軍は、軍人勲諫の遺毒と武士道の具類とを教育の根本方針とし、正義人道に悖らず、國際法に背反せざらんことを念慮してきたのでありまして、敵人憎惡の感情を挑發し、殘虐行爲を刺戟する教育の如きは、吾人の想像も及ばざるところであります。

日本海軍の教育は、日本の一般社會からは理想的なものとして賞讃せられ、海軍の教育を受けた將校下士官兵は、一般社會人から敬愛せられ、信用も厚かつたのであります。終戦後、私は日本海軍省と米國第五艦隊司令部との連絡將校の任にありましたが、同艦隊司令長官スプルーアンス大將は歸國に際して私に次の言葉を遺されました。

裏面白紙

昭和二十二年（一九四七年）七月二十三日於東京

供述者 矢野志加三

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日於東京

立會人 瀧川政次郎

裏面白紙

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ黙秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ
誓フ

宣

誓

書

(署名捺印)

矢

野

志

加

三

10

36

87

裏面白紙

8-14

(R)

DefDoe 1927

22-8-21 (140)
年別在米数(8
(公平年数)

高橋 22

逓 京 國 際 裁 判 所

亞 米 利 加 合 衆 國 其 他

荒 木 貞 夫 其 他

宣 審 供 送 審

供 送 者

東 京 都 港 谷 區 松 蔭 町 五 番 地
本 重 治

明 治 二 十 三 年 一 月 十 六 日 生

自 分 債 務 口 ニ 行 ハ ル ル 方 式 ニ 從 ヒ 先 ツ 同 紙 ノ 通 リ 宣 審 チ 爲 シ タ ル 上 次 ノ 如
ク 供 送 致 シ マ ス

G-14

Ⓡ

Def Doc # 1927

22 高橋

ク供述致シマス

自分借我口ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り直譯ヲ爲シタル上次ノ如

直 譯 供 述 者

供 述 者

東京都渋谷区松蔭町五番地

根

本

重

治

明治二十三年一月十六日生

荒 木 貞 夫 其 他

封

豆 米 澁 加 合 衆 國 其 他

逕 京 國 際 軍 事 裁 判 所

裏面白紙

一 秘ハ一九一五年（大正四年）十月カラ、元日本海軍省大臣官房ニ勤務シ、
一 般法令審査事務ノ外、國際法顧問事務ニ關與シ、又一九三〇年（昭和
五年）頃カラ、海軍大學校教官ヲ兼務シ、同校ノ國際法ノ講義ヲ擔當シマ
シタ。

ニ 元日本海軍ニハ、國際法學者ニ關スル法規ガ多岐アリマシテ、而シテ其ノ
遵守履行ニツイテハ特別ノ注意ガ拂ハレマシタ、之レハ海軍艦船ガ外
國艦船ト交渉シ又外國港灣ヲ訪問スル機會ナドガ多イノデ、當然ノコト
デアリマスガ、元日本海軍ノ中心トナツタ人々ガ、英國流ニ教育セラレ、外
國トノ交際ヲ慎重ニスル習慣ガアツタコトモ、一層其ノ傾向ヲ大ニシタ
モノト思ハレマス。

三 元日本海軍ニ於ケル國際法ニ關スル規則ノ主ナルモノハ、左ノ通りデア
リマス。
イ 大正三年（一九一四年）軍令海軍第八號、海軍法規
コノ海軍法規ハ、戰時ニハ特別ノ命令ヲ待タズ、當然海軍艦船及部隊ノ這
守スベキ重要ヲ命令デアリマシテ、天皇ノ認可ヲ得タモノデアリマス。

裏面白紙

原本不明瞭

裏面白紙

而シテ其ノ名稱ハ「海軍法規」トナツテ居リマスガ、其ノ内容ハ有ラユル
ル既令即チ陸・海・空ノスベテニ亘ルモノデアリマス。

其ノ第一條ニハ「帝國軍艦ハ、臨時ニ於テ本令其ノ他ノ法令及條約ノ規定ニ依リ、海上捕獲其ノ他ノ敵對行為、及既令ノ目的ヲ達スルニ必要ナル一切ノ措置ヲ爲スコトヲ得、其ノ規定ナキ事項ニ付テハ國際法ノ原則ニ準據スベシ」ト規定シテアリマス。

而シテ國際條約及此ノ海軍法規ニ規定シテナイ事項ニツイテハ海軍大學校ニ於ケル研究等ヲ參考トシテ、海軍省ニ於テ決定シマシタ。

後記ノ臨時國際法編纂要ハ、海軍省及軍令部ノ關係各官ノ公認ノ準則ヲ記載シタモノデアルカラ、右海軍法規編纂デアルト共ニ、夫レヲ補足スル性質ヲ持ツテ居マシタ。

(四) 明治三十一年(一八九八年)海軍省達第八五號、軍艦外務令
コノ軍艦外務令ハ、元日本海軍艦隊部隊ガ、臨時以外ノ時ニ於テ、外口領海、
又ハ公海ニ在ル場合ニ、涉外事項ニ關シ、進行スベキ海軍大臣ノ命令デア
リマス。然シ其ノ内容ハ、重要ナ事項ヲ含ンデ居リマスノデ、之レガ制定

原本不明瞭

裏面白紙

ノ際ハ先ツ外務大臣ニ謁見シ、口頭ヲ經テ居リマス、本令ハ海軍法規ト
同様官報デ公示セラレマシタ。

英ノ第十條ニハ「指揮官ハ其ノ部下ヲシテ其ノ他ノ官吏又ハ人民ニ對
シ粗暴ノ暴動アリシムベカラズ、又其ノ法規慣例ニ違背シ宗敎、風俗
ヲ蔑視スル等地方官民ノ感情ヲ傷フガ如キ行爲アラシムベカラズ」ト
規定シ、又第三十七條ニハ「指揮官ハ外國ニ生ジタル重大ナル新事件、及
本令ニ據リ處理セル必要ナル事項ハ、悉ク之ヲ所管長官ヲ經テ、海軍大臣
ニ報告スベシ、但シ至急ヲ要スル事件ハ所管長官ニ報告スルト同時ニ、直
ニ海軍大臣ニ報告スベシ」ト規定シ、又外事項ノ處理ニハ、或モ慎重ナ
度ヲ以テ應ム業ニ命ジ、又之レガ命令ノ遵守ヲ確實ニスル方法ヲ講ジテ
アリマス。

(ハ) 大正八年(一九一九)海軍省達第一〇一號、艦船職員服務規程
コノ條規職員服務規程ハ平時時同ハズ又所在地ノ如何テ同ハズ元日
本海軍艦船ノ職員ノ常ニ遵行スベキ規程ヲ規定シテアル海軍大臣ノ命
令デアリマス

原本不明瞭

裏面白紙

其ノ第五百五條ニハ「艦長ハ國際上ノ專任ニ任シテハ、特ニ慎重ヲ旨トシ、必ズ命令規則及條約ノ範圍外ニ涉ルモノアルトキハ上級指揮官又ハ直接海軍大臣^{海軍大臣}指令ヲ請フベシ」と規定シテアリマス。

(二)尙此ノ外ニ停泊取扱ニ關スル規則・訪問規則等ガアリマスガ略シマス

今次戦争ニ於テモ、勿論之等ノ規則ハ、凡テ勵行サレタモノデアリマス、尙海軍法親第一條ニハ「帝國軍艦ハ・・・」ト規定シテアリマス。關係上、萬一ニモ他ノ部隊等ニ適用アリヤ否ヤノ疑ヲ生ズル様ナコトガアツタ因ルノデ、特ニ昭和十七年（一九四二年）海軍大臣達（官報ニ公示ス）テ以テ海軍法親第一條ニハ「帝國軍艦ハ・・・」ト規定シテアリマス。關係上、萬一ニモ他ノ部隊等ニ適用アリヤ否ヤノ疑ヲ生ズル様ナコトガアツテ因ルノデ、特ニ昭和十七年（一九四二年）海軍大臣達（官報ニ公示ス）テ以テ海軍法親第一條ニハ「帝國軍艦ニ之ヲ準用スル旨ヲ明ニシタ程デアリマス」云々。

尙日本政府ガ未批准ノ停泊ノ取扱ニ關スル一九二九年條約テ、今次戦争

ニ於テ準用スル旨ヲ關係國政府ニ申達リマシタノデ、元日本海軍ハ直チニ其ノ旨ヲ各艦隊部隊ニ通知スルノ方法ヲ執リ、又急遽右條約文ヲ小冊子ニ印刷シ配布シマシタ。

元日本海軍ニ於ケル國際法ノ教育ハ、茲ネ左ノ如クニ行ハレマシタ。

(イ)海軍大學校

將來參謀官トナルベキ學生ニハ國際法ニ付テ深イ研究ヲ爲サシメマシタ。當ノ作業ノ狀況ニ依リ、多少ノ變化ハアリマシタガ、時間ニハ余リ制限チ置カテカツタノデアリマス。

指導官ニハ有賀長雄、山川鶴夫、立花太郎、遠藤源六、榎本重治等ガ任ゼラレマシタ

(ロ)海軍兵學校

最高學年生徒ニ對シ、約二十時間國際法ニ關スル講義ヲ行ヒ、更に卒業直前、東京カラ海軍大學校ノ國際法指導官ヲ出張セシメ、三日間位イノ講義ヲ以テ、國際法ニ關スル講義ヲ爲サシメ、同時ニ自由ニ質疑解答ヲ行ハシメルノガ例デアリマシタ。

原本不明瞭

裏面白紙

(一) 海軍経理學校等

海軍大學校ノ國際法指導官ヲ兼務役官トシテ、最高學年生徒ニ對シ、約二十時間國際法ノ講義ヲ行ハシヨルノガ例デアリマシタ。

(二) 陸 隊

陸隊除集合ノ時期等、作業ノ都合ヲ見テ、海軍大學校國際法指導官ヲ派遣シ、國際法ニ關スル諸問題ヲ實際起ツタ事件ニツキ演述セシメ、質疑ニ應ゼシムルノガ例デアリマシタ。

元日本海軍ニ於テ最近發行シタ圖書ノ中、國際法ニ關係アルモノノ主ナルモノハ、左ノ通りデアリマス。

(イ) 戰時國際法規程要

(一) 此書ハ一九一四年、軍令海第八號海軍法規ノ註釋書トシテ作製セラレ、戰時國際法規程例ヲ記述シタルモノデ、之レニハ必要ナル條約ヲ附屬シテアリマス、私ハ海軍大學ノ外、海軍経理學校・海軍兵學校等ニ於テモ、小時間宛講義ヲシマシタガ、此ノ場合ニハ、本書中必要ト認メラルル部分ノミヲ口述シマシタ。

裏面白紙

本書ハ致回ニ亘リ、合計約壹萬〇千部印刷シ、廣ク海軍艦船部隊ニ贈規
 則書ト同様ノ手續ヲ以テ配布シ、又所有テ希望スル海軍軍人ニハ、海軍
 大臣官房ヨリ實費ヲ以テ分與シマシタ。
 本書ハ海軍部外ニハ販賣シナカッタガ、要求ニ應ジ、外務省、陸軍大學
 校等ニハ贈與シマシタ。又外國人ニモ、希望ニ依リ、贈與シマシタ。
 本書ハ前記ノ海軍法規ノ註釋デアリマスガ、海軍法規第一條中ニ「・
 規定ナキ事項ニ付テハ國際法ノ原則ニ準據スベシ」と規定シテアリ
 マスノデ、或ル部分ニ於テハ、海軍法規ノ補足ヲナスモノデアリマス。
 海軍化學院等ニ贈スル部分ハ夫レニ相當シマス、而シテ本書ノ内
 容ハ海軍關係官（大臣次官ヲ合ム）ノ職務ヲ審查シ、其ノ公ノ狀
 態ヲ得タモノデアリマス。本書ニハ附屬物トシテ、携帶ニ便利ナ小冊
 子ガツイテ居リマス。スベテノ現時法規ノ内容チ一覽表ニ表示シタ
 ルトモ、關係者ガ何時デモ、如何ナル場所デモ、容易ニ關係規則ヲ發見シ得
 ル如クシ、萬一ニモ其ノ行動ニ制限ナカラシメテ期シタモノデア
 リマス。

裏面白紙

本書ノ内容ハ、屢々其ノ整理令トシテ用ヒラレマシク、假令「〇〇」ノ處ニ付テハ、臨時國際法規則等河頁ヲ見ヨ」ト言フガ如クデアリマス。

(二)

本書作製ニ方リテハ、特ニ國際法ヲ重ンジ、憲法精神ヲ涵養スベキコトヲ説クコトニ力ヲ注ギマシク、

(参照)四五頁以下

國際法ノ遵守

「國際法ハ正義ニ立脚シ、人道ニ基キ、多年ノ經驗試練ヲ經テ成リタルモノニシテ、各國ノ關係ヲ圓満ニシ、夫レ等ノ權益ヲ伸張シ、各國民ヲシテ正當ニ其ノ命令ヲ開拓セシメ、ンコトヲ目的トスルモノナリ。近時國際法等ニ關シテ、強權主義ノ價值ヲ探ヒ、甚シキハ之ヲ無視スルコトハ敢テ非難セラルベキ行爲ニ非ズト爲スガ如キ風潮等ハ生ジタリ。新ル風潮ヲ興致スルニ至リタルニ付テハ、相當理由ノ存スルコトハ之ヲ認メザルテ得ザルモ、不軌ノ行動ハ、究ニ於テ國ノ安全名譽ヲ保全シ、國民ノ幸福ヲ増進スル所以ニ非ザルコトハ、歴史ノ實證スル所ナリ。

裏面白紙

一 般ニ公正合理運送法ノ行動ヲ持シ、力ヲ以テ專テ制セントスルノ風潮
 ノ生ジタル源由ニ付テハ、注ニ述ベズ。
 國際法規則ニ視テハ、風潮モ、右一般風潮ニ勝ハレタルコトハ疑ヒナキ所ナ
 ルモ、最大直接ノ原因ハ、世界大戰ニ於ケル交戦各國ノ執リタル措置ニ在
 リト思ハル。加之、交戦國互ニ各自ノ行動ヲ保護セントスル念固ニ固
 ラレ、對テ手口ノ行動ヲ過大ニ宣傳シタルニ依リ、世人ヲシテ實際以上ニ
 國際法違反ノ事ヲ深刻ニ印象セシムルニ至レル節モアリ。
 實際大戰中、交戦國ノ執リタル措置ハ、道義ニ走り、從來ノ國際法規則
 ニ反スルコト多カリシハ事實ナルモ、其ノ一專テ以テ國際法ハ消滅セ
 リ、又ハ國際法ハ無價値ノモノニシテ、將來ノ戰爭ニ於テモ然ルベシト
 進言スルハ、適當ニ非ズ。現ニ大戰中モ、交戦國ハ國際法規則ニ反スト
 思ハルル措置ヲ執ル場合ニハ、必ず適當ノ理由ヲ附シテ正視ノ方法ニ
 依リ、其旨ヲ證明シ、決シテ國際法規則ヲ無視スルモノニ非ザルコ
 トヲ示セリ。
 過去數世紀ニ亘リテ、漸次變遷シ來リタル國際法ガ一朝ニシテ消滅ス

裏面白紙

ベシトハ思ハレズ。又實際假正ニ國際法規ニ準據シテ戦争ガ遂行セラレタル幾多ノ例ノ存スルコトニ鑑ミルモ、將來國際法ハ消滅スベク、假ニ消滅モズトモ、權威ナキモノトシテ存スルニ過ギズト言フハ、正シキ見解ニ非ズ

(三) 戦争開始ニ付テハ、侵略戦争ヲ否認シ、不幸ニシテ戦争ヲ爲サザルベカラザル場合ニハ、海牙第三條約締約國間ニ於テハ、事前通告ヲ爲スベキ旨ヲ記述シテ居リマス。海牙第三條約ノ解釋ニ付テハ「米國際戦法規條例草案」

(Rules of Land Warfare)

第二章(二〇)ヲ参照シタノデス

参照(三頁以下)

「戦争ハ自衛上ノモノタルベク、侵略ヲ目的トスルモノハ、一併ニ非難セラルル所ナリ、又各國ハ紛議ノ解決ニ方リテハ、先ツ平和的手段ヲ選ビ、戦争ニ訴フルコトハ、能フ限り之ガ回避ニ努ムベキモノトス。國家ガソノ獨立ヲ保チ、生存ヲ維持スル爲ニ、戦争ニ訴フルコトアルベキハ、當然ノ義ナルガ、又ソノ重大名譽ヲ毀損セラレタル場合ニモ、之ヲ戦争

裏面白紙

ノ原因ト爲スコトヲ得ベキナリ、之等ハ凡テ正戦トモ謂ヒ得ベシ
 國難大 好戦必亡 天下隆安 忘戦必危 (支那ノ終言)
 (参照) 六頁
 開戦通告ト敵對行爲ノ開始トノ間ニ、幾何ノ經過期間ヲ辨クベキカニ付、
 テハ違則ナシ。故ニ開戦通告ノ到達ト殆ンド同時ニ、敵對行爲ヲ開始スル
 モ、條約上ハ違反行爲トハ認メ難シ。

裏面白紙

(四) 俘虜ノ取扱ニ付テハ、「一定資格ヲ有スルモノガ、敵ニ捕ヘラレタル場合ニハ、俘虜トシテ取扱ハルベク、之ニ虐待ヲ加フベカラザルハ勿論、必死トスル拘束ヲ加フル以外ニ於テハ、其ノ指内ニ收メタル時ノ軍人ト同様ノ待遇ヲ與フベシトスル觀念廣ク行ハレ、海牙陸戰條規ハ、全ク右趣旨ニ基キテ規定セラレタリ、敵將兵ト雖モ、必任養護ニ限シ、其ノ屠殺ニ身命ヲ抛タンコトヲ期セルモノナレバ、其ノ口情ニ於テハ之ヲ殺害スベキナリ」と記述シテアリマス。(三二四頁以下参照)

(五) 潜水艦ニ關スル記述中、左ノ如キ記述ガアリマス。

「潜水艦モ艦艇ノ一類ニ外ナラザルヲ以テ他ノ艦艇(水上艦艇)ト同一基準ノ上ニ於テ行動スベキモノニシテ、戰時法規ノ遵守ニ付テモ、別段ノ例外ヲ設メ得ザルモノトス、尤モ歐洲大陸中、潜水艦ガ交戦時ヲ適用シタル結果、幾多ノ問題ヲ惹起シ、潜水艦ノ行動ヲ規律スル注則ヲ設クベシトノ議起リ、華府會議ニ於テ潜水艦ニ關スル條約ヲ締結シタルモ、佛伊ノ批准ヲ得ルニ至ラズ、其力ヲ發生セザリシガ、一九三〇年「ロンドン」海軍條約中ニ、再ビ潜水艦使用制限ニ關スル規定ヲ設ケ、日米英ノ

裏面白紙

批准寄託ニ依リ、昭和五年十二月三十一日效力ヲ生スルニ至レリ。
右條約ノ規定ハ「ロンドン」條約失効後ト雖モ無期限ニ效力ヲ有スル
モノトス

(七七頁以下参照)

「船舶ヲ破壊スルニハ、該船舶内ニ在ル一切ノ人員ヲ安全ノ場所
ニ移スコトヲ要ス。如何ナル場合ヲ以テ、安全ノ場所ニ移シタルモノト見
ルベキカハ、事實問題ナリトス。短延ニ移ルセシムルコトハ、陸地ヨリ禁
シク渡隔ノ洋上ニ於テハ安全ノ場所ト見ルコトヲ得ザル場合アルベク
又時勢ニ接近スル海上ナリト雖モ、當時ノ海象如何ニ依リテハ、之亦安全
ノ場所ト看做シ得ザルコトアルベシ」(二一二頁)

(六) 空襲ニ關シテハ、一九二三年海牙空襲法規案ヲ殆ンド皆ノ廢棄田シ、爆撃
ハ嚴モ狹義ノ軍事的目標ニ限リ之ニ對シテ行フベク、單ニ普通人民ヲ威
嚇シ、軍事の性質ヲ有セザル物件ヲ破壊シ、非戦闘員ヲ損傷スル目的ヲ以
テ爆撃ハ、不可ナル旨ヲ記述シテアリマス。

(二七一頁以下) 航空機ノ船舶ニ對スル砲撃搜索ハ、一九二三年ノ會議

裏面白紙

デ決定シナカツタノデ此ノ點ニ照シテハ特別ノ見解ヲ附シテアリマス
即チ左ノ如クデアリマス
航空機ガ船舶ニ對シテ臨檢搜索等ノ權利ヲ行使シ得ルヤ否ヤハ、今ク未
決ノ問題ナリ

軍艦ガ臨檢搜索等ヲ行フ方法ヲ以テシテハ、航空機ガ之ヲ行フ方法ト同
一ノ方法ヲ以テシテハ、航空機ガ之ヲ行フコト不可能ナルコトハ、殆ンド
明瞭ナリ。航空機ガ臨檢搜索等ヲ爲シ得ベシト想像シ得ル唯一ノ方法ハ、
洋中ニ於テ艦船ヲ發見シタル場合、其ノ性質ヲ調査スルコトナク、直ニ一
定港灣ニ進行スベキコトヲ命ジ、右港灣ニ到着後、適當ノ處置ヲ爲スニ在
ルベキ所、洋中ニ於テ臨檢ヲ爲サズ、嫌疑ノ有無ニ拘ラズ、一定ノ場所ニ進
航ヲ命ジ、之ヲ拒ムモノニ對シ、爆撃ヲ以テ脅カスコトハ、從來ノ國際慣例
ニ反スルノミナラズ、各艦ノ弊害ハ危険アリテ速ニ同意シ難キ所ナリ。

(二八四頁)

化學戰ニ關シテハ、之ヲ強ク否定シ、敵ノ化學戰ニ對スル復仇手段トシテ
モ、能フ限リ之ヲ避クベキコトヲ記述シテアリマス。

裏面白紙

(参照)三一五、三一六頁

禁止ヲ相互的トスベキヤ絶對的トスベキヤノ問題アリ、一般戰爭法規
慣例ハ相互的ニ遵守スベキヲ原則トスベキモ、化學戰等ノ特異性ニ鑑
ミ之ヲ絶對的、即チ對手國ノ態度如何ニ拘ラズ、交戰國ハ化學戰等ニ訴フ
ベカラズトスルヲ定説トス。

特ニ細菌戰ニ於テ然リ。

八) 燒夷戰ニ關シテモ、化學戰ト同様之レヲ否定シテ居リマス。

(参照)三一頁

爆彈、火箭等ト如何ナル方法ニ依ルヲ問ハズ、燃焼性ノ物等ヲ使用
スルコトハ、特ニ市民ヲ脅威スルモノニシテ、都市ノ中心、及一般建築等ヲ
破壊スルニ極メテ有效ニシテ、又普通砲彈等ニ依リテ破壊セラレタル場
所ニ對シ、燒夷兵器ハ火災ヲ擴大セシムルニ與リテ力アリ、又燒夷兵器
ハ爆發性投射物ニ依リ生ズベキ效果ニ對シ、更ニ恐怖心ヲ増大セシムル
爲使用セラレベク、右ハ航空機ニ依リテ行ハルル場合ニ於テ、特ニ甚シキ
モノアリ、人命ニ危害ヲ加フルニ止マラズ家財ヲ毀損スル點ニ於テ、甚

裏面白紙

瓦斯ニモ増シテ修害ヲ醸ス適合アルベシ、從ツテ右ノ如キ性質ノ兵器
及戰術方法ハ之ヲ毒物等ト同様ニ取扱フコト至當ナリトス、(所謂不
必要ナル器ヲ醸スモノナリ)

戰時醫務法編要追加

本邦ハ俘虜ノ待遇ニ關スル一九二九年ノ條約ヲ準用スル旨ヲ日本政府
ガ諸國ニ通告シタ際、其ノ旨ヲ各醫務部隊ニ通知シ、引續キ配布セラレ
タモノデアリマス。其ノ内容ハ右條約ト條約法規ノ一部修正ニ關スルモ
ノデアリマス。

八軍非外務令解説

本書ハ上述ノ軍醫外務令ヲ解釋シタルモノデアツテ、戰時醫務法規綱要
ノ附録編ヲ爲スモノデアリ、其ノ性質ハ、戰時醫務法規綱要ト同一デアリ
マス。又本書ノ作成配布方法等ハ、三ク戰時醫務法規綱要ト同一デアリマ
ス。

二各師團醫務係令

本書ハ、今次大戦開始以來、即チ千九百三十九年九月以來、發表セラレタル

裏面白紙

各國ノ海軍關係法令、外交文書、内政重要事項等ヲ集收シタモノデアリ
 マス。
 本報作成ノ目的ハ、正シク世界各國ノ政變動向等ヲ悉知シテ、軍士官ニ了解
 セシムルト同時ニ、執務上ノ参考ニ資セントスルニ在リマシタ。
 集收資料ハ、主トシテ各報官報及重要新聞記事ニ依リマシタ。其ノ中ニ
 「ニューヨーク、タイムス」及「ロンドン、タイムス」ハ私ノ最モ重
 視シタ所デアリマス。
 資料ノ選擇ニ方リテハ、公正ヲ期スル爲、出來得ル限り、其ノ全文ヲ取リ、新
 聞ノ表題ノ如キモ、努メテ其ノ確證置シマシタ。之レ其ノ當時ニ於ケル
 事實ヲ初ルニ便ナリト思フシタカラデアリマス。
 作成完了シタノハ、第四輯（十二冊）迄ニシテ、第五輯以下ハ印刷所ノ空
 襲ニ依ル混雜、一部原稿ノ焼失等ニ依リ、作成ノ進行困難ナル情況ニ在リ
 マス。

六私ハ國際會議ニモ屢々出席シ、印刷材料ノ必要ナコトヲ悉ク認識シ、又一
 方海軍艦船ガ直接涉外事項ニ關係スル機會ガ多イノデ、我海軍ニ於テハ、

裏面白紙

國際法之借例ヲ尊重シ、固滑ニ其ノ任務ヲ遂行スルコトガ、吾國ノ爲大切ナルコトト考ヘテ是タノデ、此ノ趣旨ノ下ニ教授會シマシタ。此ノ教授ニ際シテハ、各國ノ著名學者ノ著書、各國陸海軍聯合等ヲ參考トシマシタガ、元日本海軍ニ於テ發行シタ前號ノ圖書ヲ教授材料トシマシタ。

105

18

106

裏面白紙

昭和二十二年（一九四七年）五月二十日於東京

供送者 榎本 貢 治

右ハ富立會人ノ面前ニテ宣讀シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明
シマス

同日於東京

立會人 瀧川 政次郎

裏面白紙

4-2-14

ヲ
察
フ

良心ニ従ヒ進言ヲ述べ何事ヲモ欺秘セズ又何事ヲモ附加セザルコト

直
察
書

(署
印名)

親
云
重
於

107

108

裏
面
白
紙

E2990

Def. Doc. No. 1518

EX 2990

27
島橋

22-8-21 (15g)
1891年
(1891年)

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

木貞夫 其他

宣誓供述書

供述者

東京都杉並區下高井戸四九八二
吉田 英三

明治三十五年三月五日生

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ
如ク供述致シマス

E2990

27
島橋

Def. Doc. No. 1518

如ク供述致シマス

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ

供述者

東京都杉並區下高井戸四九八二

吉田 英三

宣誓供述書

荒木貞夫 其他

對

亞米利加合衆國其他

極東國際軍事裁判所

裏面白紙

一 私の姓名は吉田英三であります。私は元日本海軍大佐でありまして一九四一年（昭和十六年）十月十日から一九四五年（昭和二十年）三月末まで海軍省軍務局の第一課に勤務して居りました。私の任務は専ら軍備に關するものでありまして夫には委任統治領島嶼の防備施設をも含んで居りました。私は此の地位に就任する以前、私の前任者であり今は故人となられた三和大佐と二箇月を費し専心この職掌にかゝはる際ゆる複雑な仕事を細部にわたつて研究致しました。

而してこの爲には非常に多数の文書の勉強もしました。これにより私は其後仕事を遂行して行くに對して必要な基礎を得たのであります。

二 私は委任統治領島嶼の諸施設強化問題に關する海軍軍務局の見解を簡単に申述べ度いと思ひます。

南洋諸島は地理的に言つて日本の海上防備の要堡を成す地位に存在するといふのが私共の論點で、之が爲に我々は之を我國防備の第一線と稱したのでした。私共は若し之等の島々が敵の手中に陥る事があるならばそれは確かに日本の敗北を意味するものであると感じて居りました。

従つて海軍が此等島嶼又は一部の島々に日本の保全に必要な軍事的防禦施設を設置することを望んだのは自然でありました。條約による制限が甚かつたならば躊躇なく此等島々に對し防備構築をなしたでありませう。この問題は屢々討議せられました。が現行條約の制限の故に、之等島嶼に要塞を設置することは出来ないと云ふのが絶対多數の意見でありました。

而して現行條約によつて受ける制限と日本の保全とを比較考量して私共は條約義務に忠實でなければならぬといふ結論に達したのであります。

其次に海軍の當面した最も重大な問題が在つたのであります。即ち平和時に在つては之等島嶼に防備構築をなす事を差控えなければならずしかも波瀾の豫想せられてある當時に在つて萬一の場合に對する用意がなさればならなかつたからであります。私はこの線に沿ひこの問題に直面して自分の研究を致したのであります。

委任統治領島嶼にある設備の或るものは、その性質が大化的又は産業

的のものであるか又は軍事的性質のものであるか往々にして決定の困難なものであります。平和の時代に於て大なる利用價值を有した設備が戰時に有用なものとなつたものが多くあつた事は事實であります。南洋諸島は南洋廳の管轄下に置かれてあります。同廳は一九三五年（昭和十年）に之等島嶼開發の爲十箇年計畫を制定しました。文化的、産業的諸施設の設置開始はこの計畫遂行に於てなされたのであります。

海軍は大體次の線に沿つて援助を與へました。

(一) 一九三三年（昭和八年）海軍は南洋廳がサイパン島及びバガン島で開發した長地が飛行機の不時着場として役立つか否かを確める爲に調査を行いました。

一九三四年（昭和九年）南洋廳は軍に難破船救助作業を援助し且つ魚群の所在を知る便宜を漁天蓬に與へる等の視點から之等島嶼との間に航空通信開始の計畫を始めました。然し同地に於て利用し得る施設は誠に不十分であつたので南洋廳は海軍に對し援助方を依頼し

な性質の飛行場にしてゐたので、私共はこれが現行條約條項に反し其故を以て國際的非難を蒙ることがあるやうなものであるかないかを決定すべく研究を致したのであります。其の結果として私共は文化的及び産業的計畫の擴張を計るために海軍が便宜を與へることは純軍事的施設として非難の的とはなり得ないし従つて現行條約制限に違反するものではないとの結論に達したのであります。直ちに使用に供せられた飛行場施設は純粹に文化的性質のものであり、又實際に使用せられました。それでありますから飛行場それ自体は軍事的設備の本質を有するものでないといふのが海軍の見解でありました。

本問題に關する私の調査に基いて、之等飛行場の全面的狀勢並にその構築の進捗振りを見ますと次の表に示すやうになるのであります。而して之は十三飛行場の沿革を含んで活り内四つは水上發着場、九つは地上施設でありました。

(1) パラオ島には滑走路一つと水上發着場一つとがありました。

て來ました。この求めに應じて且つ又海軍は之等島嶼の産業化は重要な價值ありと思惟しましたので海軍は關係條約に違反せず海軍本來の機能に支障を來さざる範圍に於て爲し得るだけの後助を擔當することにしなした。

事實上海軍さへもこの方面に於ては能力は餘りなかつたのであります。それは海軍が支那作戰に關連し重い任務を課せられて活り従つて僅かの援助しか與へる事が出来なかつたからであります。

私共が技術、資材、勞力及運送上幾らかの援助を與へられるやうになつたのは支那事變が多少とも行詰り状態に立至つてより後の事でありました。私は自分の個人的な知識に基いて申してゐるのであります。それは前にも申しました通り私は職務に在つてその方面の有用な記録を廣汎に研究し且つ私が今語つて活ります事柄に廣く關係して活たからであります。

因みに私共が南洋羣に與へんとしてゐた援助は文化的並に産業的目的で使用し且つ戰爭になつた場合には軍事に變更し得らるるやう

- 水上機發着場は一九三四年（昭和九年）に起工し事實上一九三六年（昭和十一年）に竣工しました。滑走路は一九三三年（昭和八年）に始まつて一九四〇年（昭和十五年）に完成しました。
- (2) サイパン島では水上機發着場が一つ、一九三五年（昭和十年）着手せられ同年に完成しました。又滑走路一つは一九三四年（昭和九年）着手、一九三五年に殆ど完成しました。
- (3) バガン島では滑走路一面所が一九四一年（昭和十六年）に始められ同年完成しました。
- (4) テニアン島では滑走路一面所が一九三九年（昭和十四年）が一九四〇年（昭和十五年）に着手されましたが何時完成したか私は知りません。
- (5) トラツク島では滑走路一面所一九三五年（昭和十年）着手一九四一年（昭和十六年）に完成しました。水上機發着場は一面所ありましたが何時出来たものか明確な記録が手許にありません。
- (6) ボナベ島では滑走路一面所一九三九年（昭和十四年）着手し一九

- 四一年（昭和十六年）完成しました。
- (7) ウオツヂエ島には滑走路一面所あり一九四〇年（昭和十五年）に始まり一九四一年（昭和十六年）完成しました。
- (8) クウエゾリン島では一九四〇年（昭和十五年）着手一九四一年（昭和十六年）完成した滑走路が一面所ありました。
- (9) ヤルトト島では一九四〇年（昭和十五年）水上機發着場一面所の建設に着手しましたがその完成に關する統計は手許に待つて居りません。
- (10) タロア島では滑走路が一面所一九四〇年（昭和十五年）着手し一九四一年（昭和十六年）に完成しました。
- 以上の設備に關して用ひた「完成した」といふ言葉は概成したと見るべきことを意味するものであります。
- (二) 之等島嶼に於ける産業開發の急速の進歩につれて港灣施設の不充分なる事を感じましたので南洋廳は一九三五年（昭和十年）頃サイパン島、パラオ島に、稍々後れてボナベ島に築港を開始しました。

大して進捗しませんでした。

石油槽については民商社經營の石油會社がサイパン、バラオ、ボナベ及びトラックに千噸乃至二千噸の小さな油槽を有してゐましたが之等の油槽は我艦隊が演習や巡航のため該海域に來た時これに供給するには全く不充分でありました。この故に海軍にとつては海軍自體の油槽の建設に意を用ひる事が得策となつて來たのであります。

(六) 一九四一年（昭和十六年）十一月まで之等島嶼には海軍自身の施設と呼稱し得るものは殆ど何も無かつたし況して海軍根據地又は要塞と云ふ言葉に値するやうなものも無かつた事をこの方面を擔當してゐた専門家としての資格に於て私は茲に強調いたします。

唯この法廷に於てありのまゝの實狀を卒直に且つ明瞭に描き出すために私は次の事實を申し述べ度いと思ひます。

(1) 海軍は一九三九年（昭和十四年）半頃バラオ、サイパン、ヤルクトで海軍自身の石油槽の建造を始めては居つたのであります。が戰爭開始當時迄に完成したものは殆んどなかつたのであります。

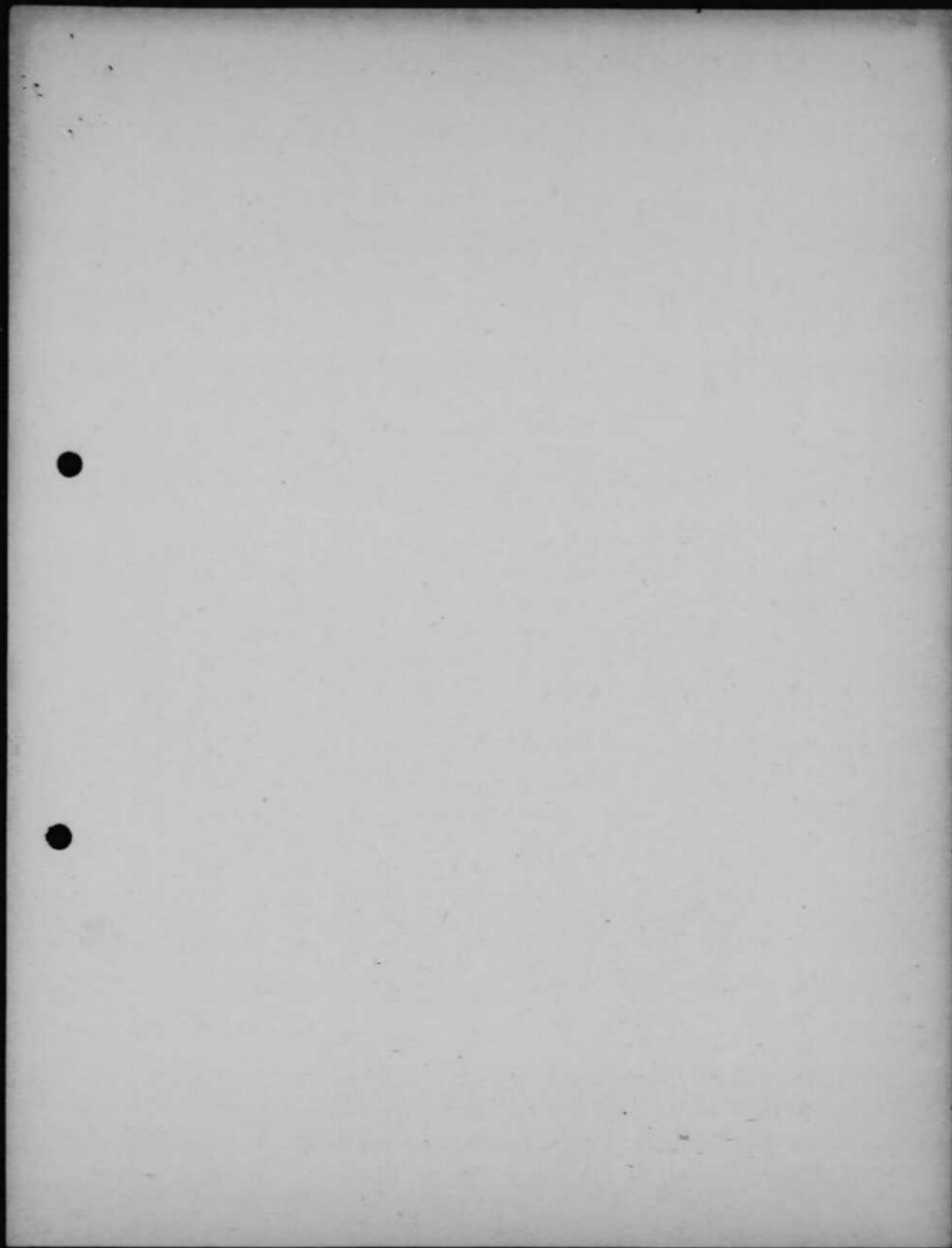
初めの二島では些か工事の進捗を見たのであります。がボナベ島の方は机上の計畫以上に固る事が出来ませんでした。

(三) 無線電信所、之等の施設は第一次世界大戦中海軍が最初に本島嶼を占領した時に海軍が設立したのであります。而して之等の設備は本島嶼を占領しては文化的又は産業的の需要として絶対必要なものではありませんでした。主として無線電信所はサイパン、トラック、ボナベ、ヤルクト、ヤツブの諸島に設置されてゐました。

(四) 無線方位測定所！之等無線電信所に加へて航空の安全を保證するたため少數の無線方位測定所がありました。之等施設が南洋廳の管下に移された後に於ても海軍は南洋廳が他に供給源を有たない器材は時宜に應じ整備したことがあります。

(五) 幾い氣象観測所、海象観測所、水路標識、燈臺、道路、漁業關係施設、其の他

之等全ての建設に關し南洋廳は相當の努力を拂つたのであります。



(2)

元來は個人經營に拘る會社及び南洋廳に屬する施設を軍艦乗組員の休息所として一時的に使用するやう企圖されましたが熱帯の通有性である氣疾其の他の状態に鑑みて條約制限に墮しなない限りに於て軍艦乗員用の假宿舍を建てるのが得策であると思はれました。そこで私共は一九四〇年一昭和十五年一秋サイパン及びバラオ島に二、三の假兵舎を建てることに決しました。

これは基地を設けようと云ふ考へからではなく單に演習中の日本艦隊の便を計るためでありました。

(3)

海軍は南洋海域に於て次々に演習を行ひましたが、陸上演習を行ひそのために島々は大砲揚陸の必要を生じたのは一九四〇年一昭和十五年一と一九四一年一昭和十六年一の演習の時のみでありました。一九四〇年一昭和十五年一の演習の時には私共は八隻砲二門を使用しトラック島及びバラオ島に之等を揚陸及び砲据附けの訓練をしました。然し之等は訓練演習の完了と共に兩島から撤去されました。翌一九四一年一昭和十六年一には演習は春から秋に

裏面白紙

かけて遷移されました。その際陸隊に配属された数個の部隊の各々に海軍省は十二纏砲及びそれより口径の小さい砲數門を貸與し演習を行はしめ、又其等の砲の耐熱及び耐濕試験を實施したのであります。之等の演習に於ては試射の必要上砲座も建設されました。此等の大砲の大多數は前に海軍兵學校や海兵團で教授用に使つてゐたのを待つて來たのです。

又其等は舊式で實用には立たないやうなものであり、報告された所に依ると其等の砲は着弾距離が極めて短く五千乃至六千米であつたので彈丸は珊瑚礁の外部にさへも達しなかつたのであります。之等演習實施に先立つて軍令部及び陸隊司令部が演習參加部隊に對し一箇所で演習が終了したならば大砲を次の演習地へ移動すべく指示が與へられました。之等の大砲の中の數門が撤去されなかつた事は事實であります。之等が撤去されなかつた理由は主としてそれらが老朽して語り大して實力あるものと思はれなかつた事實にあつたのであります。

戦参加の我艦隊に物資供給の爲に種々の島嶼を利用することを計畫し且つ實際利用したことは事實でありました。しかし指令によつて企圖された艦隊に對する補給方法は島の貯蔵所から直接補給するといふよりは、主として補給船を珊瑚礁内に入れ補給船から艦隊に補給させる方法でありました。従つて戦争前又は戦争開始當時私共は之等の島々に完成した補給施設を有たなかつたと云ふ點が指摘されなければなりません。一九四一年（昭和十六年）十一月五日以前に於ては之等八つの島々に補給品の大積積と稱する如きものは有して居りませんでした。

リチャードソン提督は彼の宣言口供書の細別第二部二十節及び二十一節で次の如き供述を爲して居ります。

第二十節

「二／七六乃至二／七八頁は附表第一にして、補給基地に對する最初の燃料供給量を掲ぐ前記八委任統治諸島中五島に對する汽煤油の供給量は總計四六、五〇〇噸なり。同様に右委任統治領基地に對し多

それに加へて私共は長期間熱帯の氣候に晒された大砲の状態を詳細に研究調査し度いと思ひましたので其等の大砲を毎日の降雨や其の他熱帯特有の氣候に晒したまゝ強して置いたのであります。

(4) 一九四一年（昭和十六年）十一月五日以後の状態

海軍が初めて委任統治領島嶼に防備構築をなすことに決したのは一九四一年（昭和十六年）十一月五日であり、ついで其の旨の發令がありました。設營隊の組織、必需資材の調達、船舶の配分、船への荷役等は十一月半ば迄かゝり、設營部隊が日本を發つて南洋島嶼に向つたのは十一月下旬のことでありました。

私共は當法廷に提出されたデエイ、オー、リチャードソン提督の委任統治領島嶼に關する證言を讀みました。日本海軍が南洋島嶼全体にわたつて海軍根據地を建設したといふリチャードソン提督の供述は一般命令第一號の英語がサイパン其他八箇所に艦隊に補給するの目的を以て意圖した補給所を指すのに「ベイス」といふ譯語を使用してゐる事實に基いて爲されたものと思はれます。日本海軍が戦争開始後太平洋作

量の航空油、爆弾、機關銃、彈藥、魚雷及敵機水雷が割當てられる。八委任統治領基地に對し一ヶ月に付き三六、〇〇〇人分の食糧が割當てられあり。二/九一乃至二/九四頁には莫大なる毎月の補充供給數量が表示されあり、南洋地域に對する航空機着材の補充はトラツク島に於て行はれ、潜水艦着材の補充はクエゼリン島に於て爲さることとせられあり。」

第二十一節

「命令第一號がこれ等委任統治領の施設に就き「基地（ベース）」といふ言葉をを用ひあるは疑もなく正確なり。之に關連する着材、その數量及地域の狀況はこれ等海軍基地及右基地に於ける貯蔵、輸送、通信及銃砲、彈藥等の施設が大規模且長期間に亘り建設せられるものなることを示しあり。」

第二十節には「供給量」「割當」又「各月の補充供給量」といふやうな語が用ひられて居りますが「貯蔵」又は「貯蔵施設」といふやうな語は一つも出て來ないことに注意されたいのであります。然るに第二

十一節に「基地」といふ語が使はれるために彼は之等島嶼には基地なるものがあり、其等基地に於て日本海軍は相當長期間大規模に貯蔵庫、運輸、通信並に大砲設備を建造して居つたといふ結論に達したのであります。この結論は「初期の割當量」とか、「毎月の補充供給量」とかの言葉で附表一に示されてゐるのは島に貯蔵された供給物資を指すものであるといふ誤つた解釋に基いてなされたものであります。この供述が斯の如き重大なる誤解に基いてなされてゐるのでありますから、物質貯蔵所が大規模に且つ相當長期間にわたつて建造されたものであつたといふ供述は事實に反するものであると言はなければなりません。

事實命令中には附表に示されてゐる數字が必ずいつもそこに貯蔵されてゐなければならぬといふ意味を含んでゐる言葉は何も無いのであります。その數字は單に其等の場所に貯へて置き度いといふ遺隊の企圖をその著手手段等には漏れずに示してあるに過ぎません。これらの數字は遺隊にとつて是非用意して置きたいと思はれる量を示

してゐるのであつてこの欲しいと望んだ丈の量が其處に在つたといふ譯では無いのであります。私は種々の海軍物資供給準備に關し全般的指導並に統制の責任を有して居りましたのでこの事に關連する困難性については他の誰よりもよく自分が知つて居ると思ひます。當時の艦隊の需要量と海軍が實際所持してゐた量とを比較すればこの困難性は明かになるであらう。一例を掲げますならば海軍航空本部に在つて供給の任に當つてゐた一將校の研究に依りますと全戦線各所に於ける航空隊使用の八百挺爆弾の需要量は約二、九七二個でありました。然し海軍が實際に所有してゐた爆弾数はたつた八〇〇個でありましたから必要量の二七%しか供給がなかつたわけでありました。其の上之等の爆弾を廣汎な地域に供給する爲には之に加へて二、六〇〇個の豫備を所有してゐる必要があつたのであります。でありますから實際の必要量と必要豫備量とを加算して考へるならば供給率は一四%にしか過ぎなかつたのであります。空中魚雷については戦争開始時の

必要量一、八五九であつたに對し實際には五六〇しか有つて居りませんでしたから供給率は三〇%でありました。二〇種機關銃にあつては九、三三九の需要量の中位かに五一五しか實際には無かつたのであります。私共は戦争開始に伴ひブリンズ、オヴ、ウエイルズ撃沈作戦上臺灣から佛印沿岸に補給物資を送らなければならずこの作戦が終ると直ちに今度は委任統治領島嶼に對して必要物資を轉送しなければなりません。斯様に各海域に於ける艦隊の需要を全面的に充すことは絶対不可能であつたことが分るのであります。今私が茲に申述べたのは戦争開始後の最初の六箇月に關してでありましたが然し戦争が始まつてからの状態がこのやうなものであつたとしてそれ以前に於ては海軍の準備はもつともつと不備であつたことは明かでありませぬ。

一般命令第一號の七章に「供給」と題し次の事實が判然と記述されて居ります。附表一の表の下の註一「彈藥及魚雷は給與船に積載」といふのに注意して下さい。

同じ「供給」の題目で第二節目に「供給の概要」といふ項があり、その中に更に次の如き項目があります。

小島は「各部隊の補給は配給補給船に依り行ふを原則とす。」

「補給基地よりする補給は航空機、小艇等の外出を待てる限り之を行はざるものとす、特に補給船への補給は已むを得ざる場合の外行はず」と述べてあります。

この「外出を待てる限り」といふ語句の意義を見逃してはならないのであります。日本艦隊又のこの語句は英艦隊よりもずっと強調されて居り、正しく「飛行機及小形船舶の都合以外には補給基地から補給をすることのないやう凡ゆる努力が爲されなければならぬ」といふ意味が表現されてゐるのであります。以上此等諸條項によつて指令は海上よりの補給計画を企圖したのではなくする補給船からの補給を企てたものであつたといふ事は絶對明白であります。

燃料に關しては指令中には「補給船から之を供給するといふ事は云つてゐないのであります。之は日本海軍では燃料供給は補給船を以てすることが非常の常識であつたからであります。言葉を依へて云へば船に燃料を供給するのは油槽船からすると指摘する必要を感ぜなかつたからであります。要するの補給に關してはリチャードソン提督の供運書は細別第二節の第二十四節乃至三十二節に九々目に分けて述べて居ります。此の彼の提督はウォッチエ島の青島島の設計圖及びこれに同島の空中写真二枚を添へて提出されてあります。この中に關する説明は私よりもっと適當な人に譲り致しては私はい

ただ一言加へておき度いと思ひます。即ち三和大佐が私との事務引継ぎの時にウォッチエ島には一九四〇年（昭和十五年）夏には飛行機は無かつたと語られたことを提出するのであります。一九四一年（昭和十六年）十一月初防務命令が發令せられた後私は同島に關する努力をして飛行機を建設し度いと思ひ之に兩系主務者を兼ねて會議を請ひました。三和大佐から因つた處にその會議で爲された討議に基いて私はリチャードソン提督の提出した青島島の設計圖は當時の同島の實

務を有することは看過し得ないと決定しました。其處で私共は島民に對し軍事教育をするのは彼等に自己防禦の機會を與へる目的を以てする場合よりは許されるのであるといふ見解を持つてみました。而して日本海軍は右解釋に基いて島民に對する軍事教育を行ひはしませんでしたが、憲兵及び陸軍訓練演習といった意味の目的を以ては巡航を行つたのであります。

日本海軍は常に「ネイヴァル、ベイス」と英譯されてある「根據地」といふ語、「アヴニラブル、スポット」と譯されてある「基地」といふ語をばつきりと區別して居りました。私共は「根據地」といふ語は、陸地の根據地として使用せられうる特別施設を有する海軍の碇泊所或は軍港を指していふ時に使用するものであります。而して「特別施設」といふ語は一つの艦隊に對する收容設備、修理施設並に武器海軍補給品燃料飲料水の供給及び出來得れば補充人員等に對する諸條件を指すのであります。之が私共の考へてゐた「根據地」の概念である。英國及び米國に於ける「ネイヴァル、ベイス」といふ語に相當するも

況を示してゐるものではなく單に研究目的を以て作製された一設計圖に過ぎないものであつた事を確信して居ります。その上リチャードソン提督が一九四〇年（昭和十五年）八月十日以前に於て既に日本の海軍及び政府は大規模に要塞を建造してゐたことを右の青寫眞が證明してゐると述べてゐるのは單に事實に反對であるばかりでなく事實上の根據のない斷定であるのであります。

ペグエルサイユ條約中一九二〇年（大正九年）十二月十七日附「赤道以北に在る舊ドイツ領島嶼の委任統治條項」といふ標題の條款があります。同條約第四節は次の如く規定して居ります。

「土着民の軍事教育は地域内警察及本地域の地方的防衛の爲にする場合の外之を禁止すべし、又本地域内に陸海軍根據地又は築城を建設することを得ず」

之等委任統治領島嶼に於ける諸種の構築が同條約條項に違反しないやう檢察するのが私の職掌でありましたから、現に同條約規定の立場からみても日本海軍が委任統治島嶼の整備及び局地的防衛を爲すべき義

のなのであります。これに反し「アヴェイラブル、スポット」と譯されてある「基地」といふ語はずつと軽い意味で用ひられて居りました。そして陸隊が一時的に碇泊し又は或種の補給を受け又は飛行機の不時着陸場として使用し得る場所を指すのに用ひられました。このやうな場所に對して私共は「補給基地」「不時着基地」又は「利用基地」といふやうな言葉を適用します。そして之は米國人英國人が「アヴェイラブル、スポット（利用可能地點）」とか「アンカレッジ（碇泊地）」といふのに相當するのであります。

一般命令第一號に掲げられた八つの島に在る諸施設は私が右に述べました如く「根據地」といふには餘りに或は全然その條件を缺いてゐたのでありますからそれに「ベース」といふ譯語を用ひるのは誤りでありました。問題の命令文の中では「基地」なる語は「アヴェイラブルスポット（利用可能地點）」といふ意味で用ひられたのであります。「要塞」といふ語は最初は陸軍で創られ後に海軍でも使ふやうになつたもので少くとも私共海軍軍務局内では「要塞」といふ語に對し次の

原本不明瞭

如き概念を有つて居りました。海軍でいふ「要塞」の概念は左の二要素を含んでゐなければなりません。
一 武備と固形防禦とを有し以て敵の陸海空よりする攻撃に對抗し防禦することを出発するものでなければならぬ。
二 地上兵力によつて守られるものでなければならぬ。
従つて我が前に掲げました諸施設、即ち飛行場、無線電信所、港灣、並に運送途上の貯蓄池に對し是等を供給する目的を以て修築された油槽を含めても之等は文化的産業的開發施設は要塞として特性づけられることは出来ぬものであります。

良心ニ從ヒテ實ヲ述べ何事ヲモ欺秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ誓フ

(署名) 吉田 英 三

昭和二十二年（一九四七年）六月六日於東京

供述者 吉田英三

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日於

立會人 小野清一郎

121-2

8-16

E2991
2991

Def. Doc. 1742

22
高橋

22-8-21 (160)
1904/10/20
（高橋）

板東區陸軍裁判所

亞米利加合衆國其他

其他

宣誓供述書

供述者 林

善 夫

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタを上次ノ
如ク供述致シマス

8-16

E2991
2991

Def. Doc. 1742

高橋

板東區陸軍参判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫 其他

宣誓供述書

供述者 林 壽 夫

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ
如ク供述致シマス

122

123

裏面白紙

一、私は林壽夫であります。私は昭和八年八月から昭和十一年九月まで南洋局長官の職にありました。南洋廳は南洋委任統治領の行政機關でその本廳はパラオにありました。

二、私の在職した當時、南洋群島において何等の軍事的施設がなかつたことを確信いたします。若干の港灣施設や航空施設がありましたか、それらは専ら、南洋群島の経済的、文化的開發を目的としたもので、軍事的目的のものではありませんでした。

三、私は就任と同時に、内地群島間の交通連絡、魚群の發見、難破船の救済などの目的のために、航空施設の必要を思ひついたのであります。そうして私が赴任する直前當時の海軍大臣大角岑生大將に飛行場の建設について話したことがあります。ところが大角大將は「それは國際聯盟關係で問題になる處があるから、暫く見合せたらどうか」と答へられた。しかし、自分としては、南洋開發上是非必要であると信じてゐたし、且つ何等軍事施設ではないのであるから、これを斷行する冲意をしたのであります。

南洋廳は、水上飛行場をまづバラオに次に、サイバンに建設しました。漸次他の諸島にも建設する計画でありました。はじめ、水上飛行機は僅かに二機で、しかも海軍から借りたものでありましたが、南洋廳は計画的にその運営にあたつてゐたのであります。陸上飛行場は昭和九年サイバンに工事を始めましたが、私の在任中完成いたしませんでした。

四、私の南洋開發の意圖は、南洋廳の豫算が少かつたので容易に實現の見込がつかせませんでした。そこで私は南洋群島開發十ヶ年計画を立てて、その目的を達しようとしたのであります。

この計画は南洋群島開發調査委員會の答申に基き内閣の決定を経て實行に移されたのであります。それは、南洋開發に關して廣汎な計画を立てたものでありましたが、その中には次のやうな幾項を含んでゐたのであります。

(1) 農林業、鑛業、水産業、の開發を助長すること。

(2) 交通機關を整備すること、特に内地南洋群島間及び、南洋群島より

外南洋を經て澳洲に至る航路を開設すること、サイバン、バラオ、ボナベ、テニアン、ロタ、ヤツブ、その他の港灣を構築改修すること、群島内及び内地群島間の航空路を開設すること。

(3) 教育制度を改善し、土民に對して、現地の生活に即した教育を普及徹底せしめること。

五、私の在任中、南洋群島に外人旅客の來るのを禁止し、又は制限するやうな處置をとつたことはありません。ナモ日本郵船株式會社から、同會社ではなるべく外人旅客を引受けないやうにしてゐるといふ話を聞いたことはあります。それは、適當な食事その他の供給の困難、旅館設備の缺乏等の理由によるものであることでありました。南洋廳としては同社に對して外人旅客引受の拒絶を指令したことはなく、又外務省又は海軍省からそのやうな要求を受けたことはありません。私の在任中、外人旅客が來て當時バラオに在住した私を尋ねた例も數多く記憶してをります。

昭和二十二年（一九四七年）五月廿八日 於

供 證 者 林 善 夫

右ハ當立會人ノ証言ニテ宣誓シ且ツ學名捺印シタルコトヲ證明シマス

同 様 於

立 會 人 小 野 浩 一 郎

124-2

4

フ 良心ニ卷ヒ其言ヲ述ベ何事ヲモ黙秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ誓

宣
誓
事

手
多
捺
印

林

壽
夫

125

5

126

裏面白紙

E 2992
Ref Loc No. 1513

22
高橋

22-8-27 (1940)
新刊別表付録等
(本件付録等)

正
誤
表

三
三

「一九四〇年」の次に

「四月」を挿入願ひます。

126

127

E 2992
Ref Loc No. 1513

22
葛橋

正
誤
表

辯護文書第一五一三號

近藤俊介口供書

第一頁第一行目

「一九四〇年」の次に

「四月」を挿入願ひます。

126

127

裏面白紙

証 2992
E 2992

2-17

極東國聯軍司令部

亞米利加合衆 其他

Warner (1900)
Warner (1900)
(太平洋戦争)

逸書 夫 其他

一、私の姓名は近藤 隆介です。私は東京に住んでおります。私は一九四〇年
 から一九四三年十一月迄南洋廳長官の職にありました。南洋廳の六廳
 はパラオ、島にありました。私が上述の地位を引継ぐ数年前から委任
 統治諸島開發の爲所謂十年計、覺が始められて居りました。それには
 港灣、航空施設、燈臺、無線電信所、測候所、道路及び漁業施設等の
 建設が急務とされておりました。是等の施設は戰爭を考慮に入れたもので
 はなく又同僚として此等を要察或は官廳施設であることは考へて居り
 ませんでした。此等は日本が此等の諸島の開發を促進する爲に實際必要
 であり文化産業上大なる價値を有するものでありました。

127-1

法 2992
E 2992

近藤 啓介 氏 事務所

亞米利加合衆 其 他

荒 木 貞 夫 其 他

近藤啓介宣明書

一、私の姓名は近藤啓介です。私は東京に住んでおります。私は一九四〇年
 から一九四三年十一月迄南洋廳長官の職にありました。南洋廳の六廳
 はパラオ、島にありました。私が上述の地位を引継ぐ数年前から委任
 統治諸島開發の爲所設十年計費が始められて居りました。それには
 港灣、航空施設、燈臺、無線電信所、測量所、道路及び漁業施設等の
 建設が並行して行われておりました。長年の施設は戦中を考慮に入れたもので
 はなく又同僚として此等を要察或は軍用施設であることは考へて居り
 ませんでした。此等は日本が此等の諸島の開發を促進する爲に實際必要
 であり文化産業上大なる價値を有するものでありました。

良心ニ學ヒ眞實ヲ勤メ何事ヲモ欺惑セズ又何事ヲモ加
セザルコトヲ誓フ

宣誓書

署名捺印

近藤 誠一 介

5

129

130

昭和二十二年一月九日、五月二十三日、於東京

供進者 近藤 誠一 介

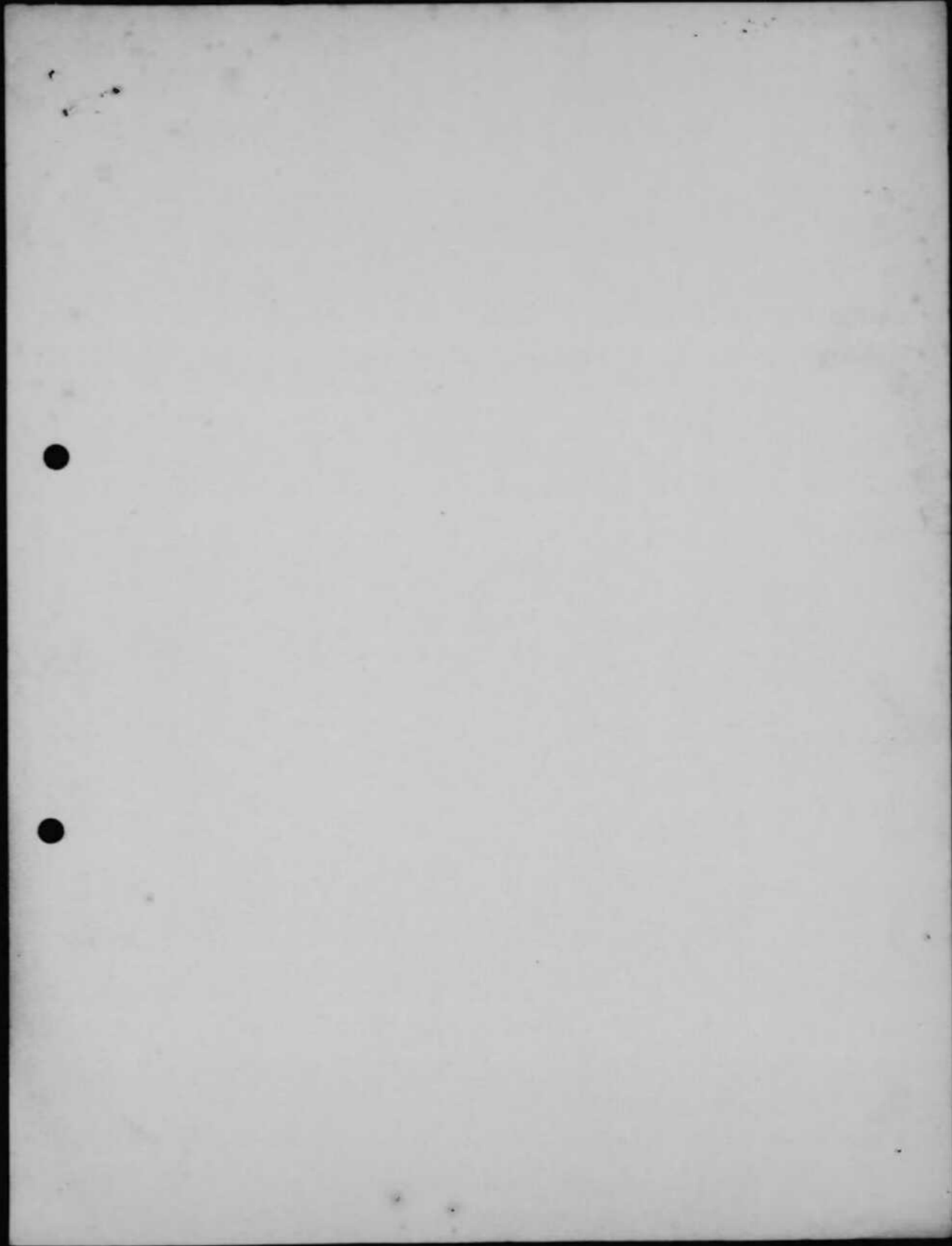
右ハ誓立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證
シマス

同日於同所

立會人 小野 清一郎

4

128-2



g-18

Def. Doc. 1515 Ex 2993

22
22-8-21 (182)
年(1918)年(1918)
(大正7年)

極東國際軍事裁判所

米利加合衆國其他

對

木貞夫 其他

宣誓供述書

供述者 小原 潤 一

目分 我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上
ノ如ク供述致シマス

130-1

131

g-18

Def. Doc. 1515 Ex 2993

22

ノ目
如分
ク儀
供我
述國
致ニ
シ行
マハ
スル
方式
ニ從
ヒ先
ツ別
紙ノ
通り
宣審
ヲ爲
シタル
上
次

供述者 小 源 一

宣 審 供 述 書

荒 木 貞 夫 其 他

對

亞 米 利 加 合 衆 國 其 他

亞 東 國 際 軍 事 裁 判 所

130-1

131

一 私の名は小原潤一であります。私は以前南洋興發會社に勤務して居りました。私は一九四一年（昭和十六年）六月迄テニアン島に於ける會社の製糖所長でありました。私は其の後サイパン、テニアン及びロタ島に於ける砂糖工業を全面的に管理する會社の取締役として、サイパン島に於ける會社の支社に轉任になりました。

私は一九四一年（昭和十六年）八月にサイパン島に到着致しました。短期間の旅行を除き私は日本に歸來せる一九四四年（昭和十九年）迄サイパン島に住んでおりました。

ニ 自分の仕事の性質及びサイパン島に於ける私の居住につき以上申し上げた事情から致しまして私は同島に關しましては大抵のことは知つて居るといふ自信を持つてゐるのであります。

同島は一九四一年（昭和十六年）十二月八日戦争勃發以前には決して要塞化されては居りませんでした。其の後も亦、アメリカ側からの攻撃の直前でさへも効果的な防禦は何等建設されてゐなかつたのであります。

一九四一年（昭和十六年）十二月八日に於けるサイパン島の現状は次の如くでありました。即ち同島アスリートには一つの飛行場があつて其の滑走路上には薄いコンクリートが敷いてありました。それは一九三四年（昭和九年）に着工せられ、一九三五年（昭和十年）に竣工しました。一九三九年（昭和十四年）に擴張せられ其の工事には私共の會社が勞力を提供致したのであります。又、小規模の水上飛行機發着場がありまして、それは各自一機を格納し得る二つの小さな格納庫から構成されて居りました。豫備部品を容れる一つの小倉庫があり、又同飛行場従業員のための宿舍用として数棟の粗末な建物がありました。サイパン島には、戦争勃發當時は石油を貯蔵し得るオイル・タンクは一つもありませんでした。建設中のオイル・タンクが幾つかありましたが、それらは一九四二年（昭和十七年）に入つて幾月かして完成しました。戦争勃發後、幾門かの大砲がアギカン及ナフタンに据付けられました。其の後其等の大砲は撤去されて、其の代りに木製の大砲が設置されました。私は一門の木製の砲が据付けられてゐるのを目撃

三 私はサイパン島、テニアン島及び其の近傍の諸島訪問の外國人に對する制限は何も知りません。

四 檢察側證書八九〇號内容の陳述、即ち三千人を收容する五稜の兵營の建設が一九三八年（昭和十三年）に着手されたとありますが、之に對し私は唯それは全く虚偽であると言ひ得るのであります。一九四四年三月に陸軍が本島に來た時、私の社宅と會社建物の半分は、兵營の一部は天幕の中に住まねばならなかつたのであります。而も尙軍隊

しました。實際サイパン島の状況は此の通りでありましたので、戦争勃發當時、攻撃でもされようものなら、本島は全く絶望状態に陥つたてでありませう。テニアン島及びロタ島も亦同様でありました。以上私の申し上げたところから要塞化を結論するなら格別、さもない限りこれらの島々が要塞化されてゐたと言ふが如きは笑止の沙汰であります。

三 私には若松誠の申立に依つて作られたといふ口供書（檢察側證書第八八四號）を見せられました。若松は私の下で約二年間テニアン島に於ける我社の砂糖工場に技師として働いて居りましたので、私は彼を良く知つてゐます。彼がサイパン島に轉任して來てから後は、會社の仕事に關係して、私が彼を見なかつた日は殆どありませんでした。彼の口供書と稱するものの情報に對して同意するかと質問されたが、私は断然否と返答致します。以上私が既に述べたる事實は、若松の口供書に對する私の不同意を指

右ハ當立會入ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス
同日 於

立會人 小野 清一郎

昭和二十二年（一九四七年）五月二十三日 於東京

供述者 小原 綱一

私の良く承知してゐることは、グワム島に事務所を持つてゐた南洋貿易社は種々の制限のため一九三三年（昭和八年）に事務所を閉鎖して引揚げた、さうして一九三六年（昭和十一年）と思ひますが、日本人はアメリカ當局により同島渡航を禁止されたといふことであります

Def. Doc. 133-2

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ欲セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ
誓フ

宣

誓

誓

署名捺印

小

原

一

一

133-2

7

Def. Doc. # 1517

15 2994

2-2-2 (1922)
年(昭和7年)
(1922年)

自分後我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宜書ヲ爲シタル上次ノ
如ク供述致シマス

供 述 者 武 川 仁 三 郎

宜 書 供 述 書

元 木 貞 夫 其 他

等

皇 米 利 加 台 米 國 其 他

經 東 亞 際 宣 事 裁 判 所

Def. Doc. # 1517

15 2994

自分候我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣旨ヲ爲シタル上次ノ
如ク決違致シマス

宣旨 供通書

供通書者 武川 仁三郎

元木 貞夫 其他

輕便國際宣旨所

亞米利加合衆國 其他

裏面白紙

一 私の氏名は武川仁三郎であります。東京に在住して居ります。私は一九一六年に南洋貿易株式會社の職員としてトラツク島に渡り、爾來永年の南洋貿易に關係して居りました。一九二六年私はバラオ島に轉任し、それから一九三七平迄同島に居りました。一九三七年私は副支店長として再びトラツク島に戻り、一九三九年春東京に歸るまでそこに止まつて居りました。

一九四一年九月私は支店長として再度バラオに渡りました。

一九四二年八月私はアンボンの營業所長となり、一九四四年一月日本に歸るまで同島に止まつて居りました。

二 一九一六年私がトラツク島に行つた際臨時南洋群島防務隊司令部があり、若干の兵隊が居りました。一九一八年若しくは一九一九年兵隊は全部引揚げ、その時から一九二六年私が同島を去る迄及び私が再度トラツク島に居任した一九三七年から一九三九年迄同島に於て武装兵員も居らず、軍學施設も要塞も存在して居りませんでした。

三 私がバラオ島に居た一九二六年から一九三七年迄の間 一人の駐在

右ハ官立曾人ノ回顧ニテ宣誓シ且ツ姓名添印シタルコトヲ證明シマス

同日於同所

立曾人 小野 清 一郎

海軍士官が在籍してゐましたが、その外には平人は一人も居らず、又
如何なる種類の軍事施設もありませんでした。私がバラオに戻つた一
九四一年にも依然軍事施設は存在して居りませんでした。飛行機は日
本航空株式會社の運送の海上飛行機に乘られて居ました。軍事施設の
時でさへ、何時は全く無防備で、常に私達は此の不準備に面して不幸
な目に當ふのではないかと非常な不安にかられました。爾後若干の
海軍と海軍の兵員が島に來ましたが、一九四二年の八月迄何等固定
した軍事施設は建設されませんでした。

私は保護人より南洋群島の色々な土民から採つた口達書又は宣誓書
を示され、兵等が軍事施設の建設を立腹する端に此の法廷で用ひられた
と聞かされました。私は此等の土民とは長く居まして居ましたから一般
に彼等は貧弱な智能しか持つてゐないといふことを誠意を以て申し上
げることが出来ます。
彼等の大抵の者は、自分の年命さへも知らず、又南洋群島の公平な教育を受けた人達で
すら、日常生活に必要な程度の簡単な文識しか得ないのであります。のみならず彼等は信
頼のできない者でした彼等は簡單な使歌で或は單なる利益のためによく嘘をつくのであります。

昭和二十二年（一九四七年）五月廿日 於 樞東國際宣事裁判所

供述者 武川 仁 三 郎

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ河事ヲモ黙ヒセズ又河事ヲモ附加セザルコトヲ
誓フ、

直
管
新

署名捺印 式川 仁 三 郎

4

136-2

Ref Doc 1239

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫 其他

録倉市名越二千四百五番地
者 緒 方

録倉市名越二千四百五番地

明治廿四年十月十五日 生

自分儀我國ニ行ハレルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り
宣管ヲ爲シタル上次ノ如ク供述致シマス

851

Ref Doc 1238

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫 其他

宣審供述書

鎌倉市名越二千四百五番地

供述者 緒方

明治廿四年十月十五日 生

自分儀我國ニ行ハレルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り
宣審ヲ爲シタル上次ノ如ク供述致シマス

137

801

裏面白紙

Ref Doc 1257

2

一、私ハ元海軍少將デス、昭和十五年七月ヨリ昭和十七年七月迄南洋委任統治領駐在武官トシテトシテ「パラオ」ニ駐在シテ居リマシタ。

二、太平洋戦前南洋委任統治領ニ軍事的ニ見テ初ト認ムベキ程ノモノハ何モアリマセンデシタ。

三、日本ノ艦隊ハ昭和十六年春カラ秋ニカケテ南洋委任統治領ヲ設営演習ヲ致シマシタ。私ハ海軍春頃群島ヲ巡回シ「トラツク」島ニ於ケル以テノ模様ヲ見マシタガ、ソレハ八種乃至十二種位ノ廢艦カラ取外シタ大砲ナドヲ砲座ニ据エ、組立式ノ假設砲台ヲ造ル作業チアリマシタ。コノ假設砲台ハ一旦据付ケタ後撤去シテ又次ノ所ニ其ノ設営演習ヲスルヤリ方チアリマシテ固チ防備設備チハアリマセヌ。

四、私ハ昭和十五年ニモ群島ヲ巡回シマシタガ、島中ニ軍事的施設ト認ムベキ何物モ見マシタデシタ。

五、私ガ南洋委任統治領ニ在勤當時モト海軍出身ニテ、南洋艦ノ役人タリシ者ハ交通通信關係ニ

裏面白紙

Def Doc 1259

名アリマシタ。コレハ元海軍出身者ト云フダケ
テ海軍トハ何ノ關係モアリマセヌ、純然タル文
官デアリマスコノ二名以外ニハ海軍関係ノ者テ
南洋艦ノ役人デアツタ者ハ誰モアリマセヌ。

六、南洋群島ノ環礁ハ波靜カニシテ適當ナ水深アリ
天然ノ良泊地ヲ爲シテ居リマス「トラツグ」
「ウルシー」
「ウオツゼ」
「ケゼリン」
「バラ」
等ハ艦隊ノ泊地ニ適シ「サイパン」
「ボネ」
「メジユロ」
「ヤル」
ト等ハ艦隊ノ泊地ニ
シテ居リマス。

七、南洋委任統治領居住ノ原住民ハ、二十歳前
青年テ公學校ヲ出タ者ヲ除キ其ノ他ノ者ハ
文化ノ程度極メテ低ク、自分ノ年齢ヲ知ラズ、
暦日ヲ知ラズ經ニ知識ガ劣ツテ居リマシタ。

裏面白紙

3

139

140

Ref Doc 1257

4

昭和二十二年（一九四七年）二月三日於東京

供送者 緒方 勉

石ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタル
コトヲ證明シマス

同日東京ニ於テ

立會人 宗 宮 健

140

41

裏面白紙

5

Ref Doc 1259

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ黙秘セズ又何事ヲモ
附加セザルコトヲ誓フ

宣
誓
書

(署名)
捺印 緒 方 楚 印

141

142

裏面白紙

DLF DOC # 1695

1871年
12月
1日
宣
誓
書
（
本
館
蔵
）

自分我兩國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ヲ通リ宣誓ヲ爲シタル上次
ノ如ク世述致シマス

西米利加合衆國其他

對

極東國際軍事裁判所

宣誓供抄書

其他

世述者

桑

原

芳

樹

世述者

27

DEF DOC # 1695

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上
次ノ如ク供述致シマス

宣誓供述書

供述者 桑原芳樹

苦木貞夫 其他

對

西米利加合衆國其他

板東區陸軍審判所

裏面白紙

一、私ノ姓名ハ桑原芳樹ト申シマス。
 神奈川縣藤澤市ニ居住シテ居リマス。一九二一年日本海軍々隊トナ
 リ終戦マデ勤務致シマシタ。私ノ職務ハ建設技術テアリ。後年ニハ南
 洋諸島テ横須賀軍建築部々員トシテ建設工事ニ從事シテ居リマシ
 タ。同所ニ勤務シタノハ一九三九年十一月カラデアリマス。
 一九三九年以前南洋方面ニ於テ水上又ハ陸上飛行場ガ、サイパン
 バガン、ハラオ、ボナベ及トラツクノ諸島ニ建造サレテ居リマシ
 タ。私ノ見マシタコロデハ其等ノ飛行場ハ頗ル狭ク不完全テ殆

アメリカ合衆国其他

原本不明瞭

マハンデシタ。若シ戦争ヲ目的トスルナラハ兵器其他ノ防禦設備ト彈藥、食糧等ノ供給設備ガ必要デアリマセウ。然ルニ實際ハ各島トモ板メテ貧乏ナ陸軍設備ガアツタニ過ギマセン。

又等機條件モ極度ニ悪ク例ヘバ被服モ食糧モ當ニ不足シ多數ノ從兵ガ病氣ニナリマシタ。依ツテ私ハ海軍省ニ補給増加ヲ申請シマシタ。其返答ハ當地ノ建設工事ハ軍事的性質ノモノデモナク又戰時活動デモ無キタメ軍需用補給品ハ送取得ヲトノ事デアリマシタ。從テ各自テ調達シテ居タノデアリマス。

又私ノ從事シテ居タ島々デハ海軍施設ハ御話ニナラヌ程不十分デアリマシタ。

マインヤル島島周邊ノ工事場ハ碇泊ノ位置カラ棧橋マデノ距離ガ大抵二三哩カラ三哩アリ物品ノ荷役ハ輕艇ヲ行ハレマシタ。ソシテ其船モ二、三隻シカ無カッタタメマインヤル諸島ノ工事ハ更ニ困難ヲ加ヘマシタ。棧橋モ殆ンド木造ノ假設デ有效水深モ一米半位デアリマシタカラ重量物ノ運搬ハ不可能デアリマシタ。

三、私ハ一九四〇年一月ニ建設主任トシテマインヤル地區ニ入り同地ノ建設計畫ニ從事シマシタ。其ノ主ナルモノハヤル島ト島ニ五ノ倉庫クエゼリンニ水上飛行場、無線電信所、宿舍、倉庫、ルオツトニ陸上飛行場、無線電信所、宿舍、倉庫、ウオツゼニ陸上及水上飛行場無線電信所、宿舍、倉庫等建設スルコトデアリマシタ。コレ等飛行場ガ商業會社ニヨツテモ又海軍自身ニ依テモ使用サレニヨツテル可能性ノアツタ事ハ直覺デアリマス。實際一九四一年ニハ「イニヂ」ト「クワゼリン」ヲ日本航空會社ガ使用ヲ始メテ居リマシタ。

四、此等ノ設備ノ建設ハ海軍ニ依テ指揮ハサレマシタガ余リ積極的デハアリマセンデシタ。即チソレハ戦争ヲ目的トスルモノトハ思ハレハ

原本不明瞭

部ニ送ツタ他ノ圖面ヤ報告書ヲ基トシテ作ラレタモノデアルコトヲ疑ハナイノデアリマス。此島ノ實際ノ工事ハ全然異ツタ圖面ニ依テナサレマシタ。私自身が主任トシテ其實施圖面ニ捺印シテ后ルノデアリマス。又示サレマシタウオツゼノ圖面ニハ大砲、塹壕、小要塞、海岸鐵條網等ガ記載シテアリマスガ一九四一年十月ノ圖面以前ニハ一二・種七高角砲二ヶ所以外ハ浩ツテアリマセン二ヶ所ノ高角砲モ假設程度ノモノデアリマシテ彈藥モ殆ンド準備シテ無カツタト思ヒマス。又送信所ハ一九三九年ヨリ前ニ南洋島ニ建設シ民間用トシテ使用セラレテ居リマシタ。

七、檢察側文書第六〇三二號法廷證九〇二號アビサノ口供書中ニ一九三八年（昭和十三年）日本人ハイメーチ島ニ飛行場建設ノ爲樹木ヲ伐切シ又砲ノ据付ヲモ爲シタト言ツテ居リマスガ此ハ事實ニ異ツテ居リマス同島ニ於テ水上飛行場ノ建設ニ着手シタノハ一九四〇年（昭和十五年）ノ事デアリマス。

八、マーシャル諸島ニ於ケル工事中土人ヲ使役シマシタシカシ其ハ強

五、以上ガ一九四一年十二月迄ノ大体ノ狀況デアリマシタ私ハ一九四一年四月頃トラツクニ行キ全南洋區域工專材料ノ輸送ニ關係シテ居リマシタガ屢々船ヤ飛行機マシーナル諸島ニ行キマシタノテ全諸島ノ狀況ヲ具サニ知ツテ居リマス。私ハ一九四二年五月迄トラツク島デ働キマシタガ開戦後ハ勿論諸島ノ施設増強乃至ハ改良ノ爲メ海軍ガ大ニ努力ヲ拂ヒマシタ。

六、私ハ檢察側書類六四二四ノ〇號法廷書證一二五三ノ〇號即チ横須賀海軍建築部ノ計畫ニ當ツテキタ或人物ニヨツテ作ラレタ、ウオツゼ島ニ關スル建設圖ノ青寫眞ヲ示サレマシタ。

毎年海軍部ニ妥當ニシテ論理的ナ形式ヲ與ヘル爲ニ或紙上計畫ガ行ハレマシタ。シカシ此等ノ計畫ハ實際ニ行ハレルト云フ譯デハナク大抵ハ實行サレナイノガ當デアリマシタ。此ノ地圖ハ實施圖デハアリマセン。ツマリ地言スレバ此圖面ニヨツテ實際ニ建造ガ行ハレタモノデアリマセン。私ハ此圖面ハ私ガ現場カラ建築

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シ
マス

同 於

立會人 小野 清一郎

昭和二十二年（一九四七年）五月廿七日於

供證者 桑 原 芳 樹

7

146-1

147

制的ニ徴用シタノデハアリマセン南洋廳ガ勸誘ノ方法ニヨツテ募
集シタノデアリマス。彼等ニ對シテハ相當ノ賃金ヲ支拂ヒ負傷者
ニ對シテモ日本人ト同様ノ扱ヒヲシマシタ。彼等ヲ酷使シタ事ハ
アリマセン檢察側文書第六〇三一號法廷證第九〇三號ラーネンノ
口供書ニ「土人ガ日本人ノ氣ニ入ルヨウニ働カナカッタ場合ハ鞭
打サレマシタ」ト言ツテ居リ又檢察側文書第六〇二九號法廷證第
九〇四號アジドリタノ口供書ニハ「勞働力ヲ得ルタメニ強杖ガ用
ヒラレ行キタク無カッタ人達ハ投獄サレルトカ又ハ打タレルトカ
脅迫サレマシタ」トアリマスガ私ノ見聞シタ限りデハ左様ノ事實
ハ無カッタデアリマス。

8

145-2

DLF DOC # 1693

良心ニ就ヒテ
言フ
並ベ何事ヲモ
黙秘セズ又何
事ヲモ附加セ
ザルコトヲ

官
署
非

(押印名)

桑
原
芳
樹

46-2

5

E2995
Def Doc No. 1516

22-8-21 (2000)
年2月21日
(6年4月)

總護御文書第一五二六號
鈴木英口供書

2
高橋

正
誤
表

の
る
を
訂正願ひます。

147

148

E2995
Ref Doc No. 1516

2
高橋

鎌倉文書第一五二六號

鈴木英口供書

三頁八行目

「之」をとあるを

「なほ」と訂正願ひます。

正
誤
表

裏
面
白
紙

147

148

9-20

Def, Doc, No1516 Ex 2993

マニラ(1902)
加合衆國其他
對

極東國際軍事裁判所

加合衆國其他

貞夫其他

宣誓供述書

供述者 木 英

自分義我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ
如ク供述及シマス

192-1

149

g-20

Def, Doc, No1516 2995

22

如 自
ク 分
供 議
進 我
及 國
シ 二
マ 行
ス ハ
ル
ル
方
式
ニ
從
ヒ
先
ヅ
別
紙
ノ
通
リ
宣
言
ヲ
為
シ
タ
ル
上
次
ノ

宣
言
供
進
書

供
進
書
英
本

荒
本
貞
夫
其
他

對

亞
米
利
加
合
衆
國
其
他

極
東
國
際
軍
事
裁
判
所

142-1

149

航空関係の職務所

アメリカ合衆国 其他

對

荒木 貞夫 其他

鈴木 英口 共 著

校 告

2

16/11/16 # 1576

ハ) 私の姓名は鈴木英夫^{スズキ}であります。私は日本海軍中佐の階級にありまし
た。そして一九三七年(昭和十二年)より一九三九年(昭和十四年)
に至る間、着陸艇隊航空隊の飛行部副として勤務致して居りました。
私は當時南洋方面に定期航空路を開設せんと計畫して居た私有会社日
本航空会社の爲にその塔兵員の訓練の援助方を要請されました。
重飛行艇を使用する計畫がなされておりましたが、それには新乗員にか
かる重飛行艇の運搬、航空、及び操縦法を教へることが必要でありま
した。しかし海軍自身でさへ、此の方面に於ける正確な知識を有つた

者は少数しかありませんでしたので、私がその教官として任命されたので
あります。

16/11/16 # 1576

ハ) 一九三八年(昭和十三年)八月、私は與へられた職務を遂行する爲、内
南洋島嶼各地の視察旅行をなし、南洋委任統治領の諸島嶼を訪問しました
その役に於ても私の職務上、その島々に於ける將來の發着場設備の調査を
なす爲直接南洋群島に飛行することを必要としました。

私は海軍から將來の軍用飛行場を設ける目的を以て此の事案に援助を與へ
るやう何等の指令を受けたことはありません。之^{を以}てそれら發着場は日本航空
会社の使用といつた民間の商業上の目的の爲にのみ考慮されたものであつ
たことを特記し置かざるものであります。

16/11/16 # 1576

ハ) 一九三九年(昭和十四年)十二月私は新らしく編成された日本海軍の第
四航空隊の參謀として任命されました。私の職務は航空並びに通信に関する
事項でありました。そして再び私は内南洋方面を旅行しましたが、此度は
直接に乗り南洋委任統治領の多くの島嶼を訪れました。

私は今迄戦争の起つた場合に使用せらるべき軍事上の防禦計畫を立てる爲

149-1

150

148-2

に南洋委任統治領の全面的な研究を致しました。しかしこの事は委任統治領の島々を植民化する意図があつたことを意味するものではなく、ただ同島嶼を正當に防衛するに必要な計畫と準備がその必要を生じた場合に没立つといふ意味に外ならなかつたのであります。

軍人ならざれば必要な措置だとの云ふことが分るでせう。私は何回もサイパンクエゼリン。ウォツヂエ。ヤルード。タロア。トラック。パラオ等の島々を含む南洋諸島を訪れたがその期間要塞又は軍事施設を認められる諸島を見れば事は一度もありませんでした。之に反し、日本は、條約の規定によつてすら正當になし得た必要にして周到なる措置をとるにも、極めて緩慢であつたやうに私には思はれました。

De/Nov #15-16
（一九四〇年（昭和十五年）四月私は任をとかれ、海軍學生として海軍大員に入りました。従つてそれ以後は私は南洋委任統治領の島嶼の狀態に關しては軍人的觀察から正しい意見をなすことは出来ません。ただ當時私が日本へ歸つた時に、南洋島嶼地域に關してなすべき將來の防衛準備に對しての私の考へを述べた案を文書の形式を以て軍令部に提出した

事ははつきりいひ得る所であります。ウォツヂエ島に於ける將來作るべき施設の青島地圖（一九四〇年八月十日附）一此の整理に於て檢査側證據として提出されたもの一が私の報告書中の若干の示唆によつて得られたものであるかも知れません。しかしながら私の強調したいのはそれは既に將來起る可能性のある行動の計畫であつて、決して實際に實行されるべき具體的な計畫ではなかつた點であります。

南洋委任統治領の島々の數ヶ所に飛行場を建設する事に關して私の申述べたい事は、日本航空合社は一九三八年（昭和十三年）九月までにその新らしい事業上の航空路に試み飛行を開始したい希望があつた事であります。この事を管理する爲には四重重飛行場を建設する爲の簡便な傾斜路を作る事が必要でありました。先にも述べた如く、かゝる大型の傾斜路を構築する事は極めて少なく、しかし有難なる構築士を作る爲の訓練は海軍がやらなければ出来ないのであります。

海軍自體ですらかゝる大型の傾斜路を構築し得る者は極く少数しかありません。訓練をうけた第一のグループは四名の構築士、二名の無電筒通信士

Def No. #1511

二名の操縦士と若干の地上勤務員とから成つておきました。その人数は漸次増加され、一九三九年（昭和十四年）の末迄には八名の操縦士とその訓練員等を了しました。彼等は全て民間人であり、その中二名は海軍海軍下士官でありました。この航空隊用の着陸場はバラオ島島のアンクベオン島に作られ、一九三八年（昭和十三年）終には殆んど完成しました。サイパン島では一時的の滑走場が作られましたが一九三八年終迄になつて始めてコンクリートの滑走場と小さな格納庫が完成しました。私の記憶では、サイパンには首座の間にはせに作られた飛行場がありました。これは豊地をならして平地にしたものに外ならなかつたのであります。ヤップ島には飛行機を揚陸する設備は全然なく、艦留洋隊のみが用ひられておりました。

日本航空会社は私有会社であり、政府より補助金を受けて居りました。此の理由は、當時会社の事業は發展の初期であり、旅客運送、貨物運送等の運賃のみによる収入では到底会社自体を維持して行く事は困難であつたからであります。純粹な商業上の立場からみて、こゝにいふ空の交通

Def No. #1516

について迅速な發展をはかることは得策だと考へられたので政府がかか
る援助を與へた事は當然の事に過ぎなかつたと思ひます。南洋委任統治
領の島嶼に旅行する外國人に對して加へられた制限について私は知りま
せんが、特に思ひ起します事は、一九三九年（昭和十四年）に私は判然た
るアメリカの所領でありましたグアム島訪問の許可を拒絶された事であ
ります。グアム島を訪問する事は、日本航空会社と汎太平洋航空隊との
間の航空連絡地點について打合せを爲に申入れをしたのであります。こ
この拒絶は東京のアメリカ大使館より發せられました。

又一九四〇年の始頃には日本の飛行機がアメリカの哨戒機キヤタリナ飛
行艇と南洋委任統治領の上空に於て遭遇した事や、我國の飛行機が訓練
飛行中マーシャル群島の環礁地帯にあつた際にも何回も無電妨害を受けた
事等を想起します。此等妨害は組織的の行動らしく、我々はそれをアン
リカ海軍筋から来るものと信じたのであります。但しその眞偽は分りません。
同様の無電妨害を我國の軍艦相懸の通信の時にもしも体験しました。又一九四
〇年の二月、即ちアメリカ海軍の巡洋艦がサイパン港外を通過して近接し

Def No # 1516

同日 於

立會人 小野清一

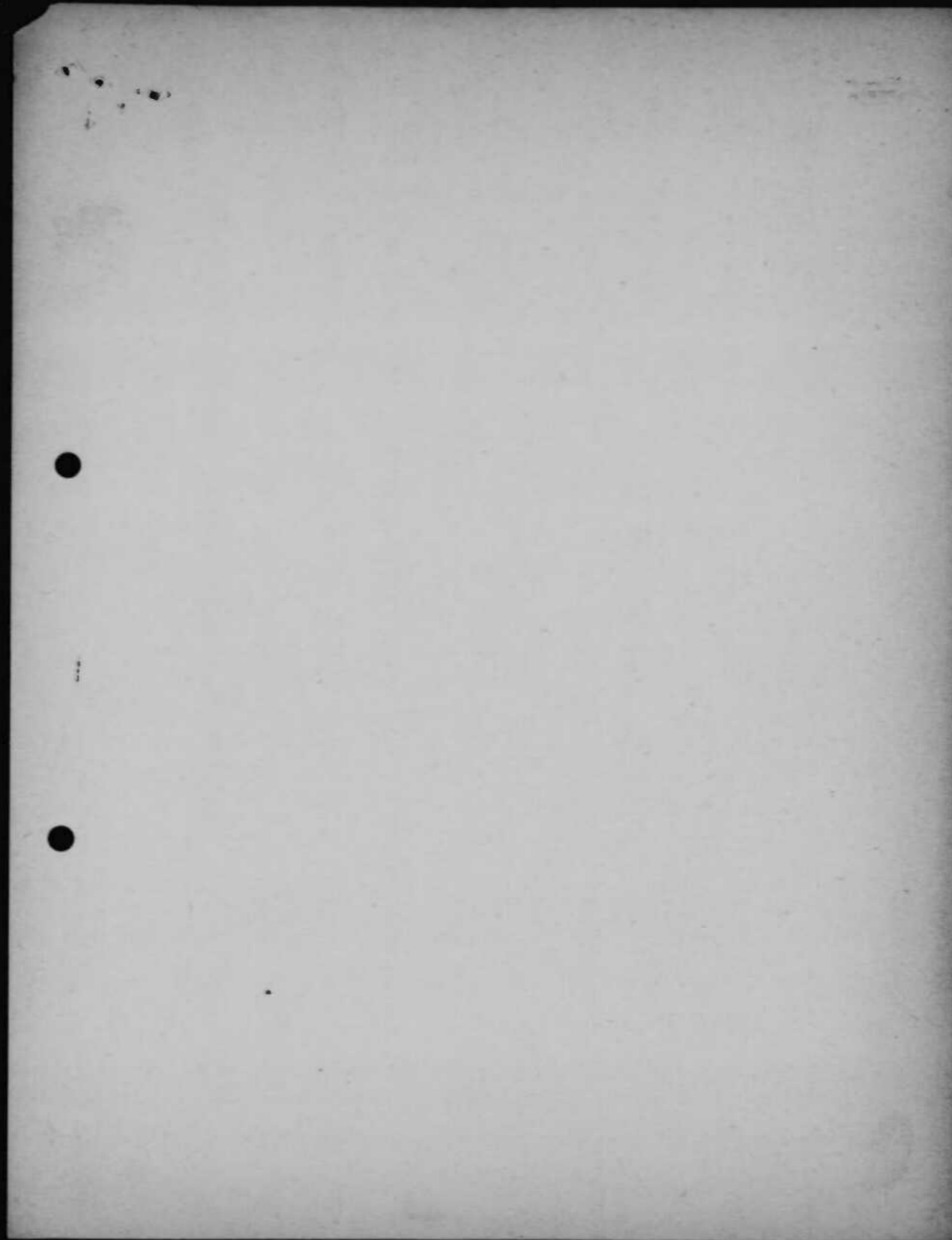
右ハ當立會人ノ面前ニ於テ宣誓シ且ツ有給禁煙ノタルコトヲ證明シマ

昭和二十二年（一九四七年）五月廿六日於極東國際軍事裁判所内

供 達 者 崎 木 英

Def No # 1516

て五十分乃至六十分の間に亘つて遊弋した事などは日本の海軍筋の間に大
きな精神的不安を醸し、同島の日本居留民からも憤慨した報告を受理した
程でありました。
此等事件は兩國間に大なる疑惑と不安の念が存してゐた際、アメリカ海軍
の爲めのその地の活動と關聯して、心理的な神經戦ともいふべき状態をも
たらしたばかりでなく、日本海軍が南洋委任統治領の島嶼の防衛に關して
事前の措置をとらないことを非難する舌達の議論に油を注いだのでありま
す。



Y. Takahashi

Def Doc 1254

Handwritten notes on a small slip of paper, partially obscured by a black bar at the top. The text is difficult to read but appears to include numbers and possibly names.

22

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫其他

供進書

小都世田ヶ谷區若林町一〇五番地

英 鈴 木

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ邊リ宣
審ヲ爲シタル上次ノ如ク供進致シマス

153

154

G. Takahashi

Ref Doc 1254

22

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫其他

宣稱供述書

東京都世田ヶ谷區若林町一〇五番地

供述者 鈴木 英

自分供述圖ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣
言ヲ爲シタル上テノ如ク供述致シマス

153

裏面白紙

Ref Doc 1254

2

裏面白紙

一 私ハ元海軍中佐テス、昭和十二年（一九三七年）六月約一ヶ月ニ亙リ軍令部出仕トシテ内南洋方面ヲ統察シマシタ、又昭和十二年（一九三七年）二月横濱海軍航空隊飛行分隊長ニ任命サレ昭和十四年十二月迄在任、此ノ間途中テ同隊ノ飛行隊長又ハ隊附トイン職務ニ就イタコトモアツテ屢々内南洋方面ニ飛行ヲ實施シ又當時日本航空株式會社ガ内南洋方面定期航空ヲ開始スルニ當リ大型飛行機ノ探査整備及外洋航空ノ指導ヲスル機ニ命セラレマシタ、次テ昭和十四年十二月新ニ編成サレタ第四艦隊參謀ニ任命サレ主トシテ航空及通信ニ關スルコトヲ指導セシメラレ約四ヶ月ニ亙リ内南洋方面ヲ巡視シ同方面ノ軍事的價值及計畫等ニ關シ研究觀察シマシタ、昭和十五年四月末第四艦隊參謀ヲ免セラレ爾後海軍大佐ニ任ぜテ入學シマシタ、從ツテ石ノ原信上將任總務長ノ職ニ就キ昭和十二年乃至昭和十五年四月末迄ノ情況ヲ長ク承知シテ居リマス

二 昭和十二年六月ニ私ガ南洋委任統治領ヲ視察シマシタ時ハ「サイパン」「ヤップ」「バラオ」方面ニ行キマシタガ二機ノ水上飛行機ガ「バラオ」諸島ノ「アラカベサン」島ニ在リ小規模ノ「スリッ

154

Ref Doc 1254

3

プラ建設中デアツタ外ハ飛行施設トシテ見ルベ
 キモノハ何モアリマセンデシタ。此ノ二機ハ海軍
 カラ南洋艦ニ抑下ゲラレタロイ三座水上偵察機テ
 南洋艦ニ所長シ陸島トノ交通用、魚群発見、氣象
 観測等ノ爲ニ時々使用セラレテキタ模様デス。富
 時「バラオ」「サイバン」「ヤツブ」ニハ無線電
 信所モ設備サレ主トシテ商船ト通信ヲ實施シテキ
 マシタガ飛行機トモ通信シ得ル設備ヲ持ツテ居マ
 シタ之等設備ハ南洋艦ノ交通部ニ屬シテキマシタ。
 昭和十三年日本航空株式會社ガ内南洋方面ニ定期
 航空路ヲ開設スルコトニナリ同年九月カラソノ舉
 信ノ爲試行飛行ヲ開始スルコトニナリマシタ、後
 用飛行機ハ川西式四發大型飛行機ニ決定サレマシ
 タガ當時民間ニハ大型飛行機ノ操縦ノ出來ル者ガ
 居リマセンデシタノデ私等ガ選バレテ日本航空株
 式會社ノ飛行士ノ若干ヲ指導教育スルコトトナリ
 マシタ、最初ニ教育ヲ受ケタモノハ操縦士四名電
 信員二名、後編士二名、地上整備員若干名デ逐次
 其ノ數ヲ増加シマシタ。
 昭和十四年末迄ニ教育ヲ完了シタ操縦士ハ八名内
 二名ハ操縦ノ海軍下士官デシタガ他ノ六名ハ純粋
 ノ民間人デアツタト記憶シテキマス。

裏面白紙

94

155

裏面白紙

試験飛行ハ昭和十三年九月カラ昭和十四年三月迄
 實施概本月一回、昭和十四年四月以後ハ試験飛行ノ坂ヲ脱
 マシタ、昭和十四年四月以後ハ試験飛行ノ坂ヲ脱
 シ貨物ヤ乗客ノ輸送ヲ開始シマシタガマダ本格的
 デハ無ク昭和十四年九月頃カラ每週一回宛實施ス
 ルコトニナツタト記憶シテキマス、昭和十五年四
 月カラハ全ク一本立テ日本航空株式會社ガ定期航
 空ヲ實施スル坂ニ到達シマシタ、櫻井ハ昭和十三
 年九月ニハ川西式四發飛行機二機ヲ開始シマシタ
 ガ昭和十四年九月ニハ約八機ガ完成シ爾後概ネ八
 機程度ヲ保持シテキタ模様デス。
 發着ノ施設ハ初メ横濱海軍航空隊ヲ利用シテキマ
 シタガ昭和十三年九月カラ横濱市磯子ニ土地ヲ買
 收シ昭和十五年年初頭ニ逓信省横濱飛行場トシテ完
 成二月頃カラ日航定期航空モ之ヲ起點トシテ發着
 スル様ニナリマシタ。
 内南洋方面ノ施設ハ總テ南洋廳ノ施設ヲ利用シマ
 シタ。

(以下次頁へ續ク)

156
157

Ref Doc 1254

5

「バラオ」諸島ノ「アラカベサン」島ノ水上飛行場ハ昭和十三年末ニ完成シマシタ。「サイバン」島ニハ初メ假設ノ「スリツブ」ヲ設ケ昭和十三年末ニハ「コンクリート」ノ「スリツブ」及小型格納庫、整備場ガ完成シマシタ。「ヤツブ」島デハ浮標ヲ入レタノミデ飛行艇ノ荷卸シ設備ハ存在シマセンデシタ。

當初ノ航路ハ横濱、「サイバン」「ヤツブ」「バラオ」デアリマシタガ昭和十五年末ニハ「バラオ」「チモール」間ノ航路ガ開設サレマシタ。次デ「サイバン」「トラツク」間「バラオ」「トラツク」「ボナベ」「ヤルット」間航路モ昭和十六年以降逐次開設セラレマシタガ、私ハ之等ノコトニハ直接關係アリマセンデシタ。

昭和十四年ニ「バンバシフイツク」航路ト連繫ヲトリ「ニューヨーク」東京間ノ航空路乗継ヲ實施シマシタガ此ノ時私モ關係シテ居リマシタ。

日本航空株式会社ハ私法人デアリマスガソノ株式ノ一部ハ政府出資デアリ且ツ毎年政府ノ助成金ノ交付ヲ受ケテキマシタ。日本ノ當時ノ情況デハ定期航空ニ依ル旅客運賃、貨物送料等ノ入費デハ同會社ノ維持ガ困難デアリ、且航空事業ヲ速ニ發達セシメナケレバナラナカッタノデ毎年所要ノ収

裏面白紙

85

157

Ref Doc 1254

6

裏面白紙

府補助金ノ出費トナツタモノト考ヘマス。又何レノ國デモ同様デアリマスガ海洋ノ大飛行ハ海軍ノ援助無クシテハ發達シナイノデ日本海軍モ日航ノ南洋定期航空ノ育成ニ多大ノ援助ヲシタモノト思ヒマス。

特ニ當時民間ニハ大型飛行機存在セズ、又他ニ此ノ航路ヲ安全ニ飛行シ得ル飛行機ガ無カツタ爲メ海軍カラノ援助ヲ必要トシマシタ。昭和十三年ニ於テハ海軍ノ中デモ同飛行機ヲ單獨デ安全ニ操縦シ得タモノハ数名ヲ數ヘルノミデアリマシタ。

五 日本ガ南洋委任統治領ニ外國人ノ立入ヲ禁ジタコトハ承知シテ居リマセン。却ツテ昭和十四年日航ト「バンバシフイック」航路トノ乘継ノ際關係者ガ打合せ等ノ爲「ガム」ニ渡航セントシタトキ米政府ニ依リ禁止サレタニトブ記憶シテキマス。

六 昭和十四年私ガ第四艦隊ノ參謀ニナツテカラ昭和十五年一月カラ同四月末迄内南洋各地ヲ巡航シマシタ。此ノ間各地ノ通信施設ヲ調査シタコトガアリマスガ單ニ附近ヲ航海スル商船ト交信出來ル程度デソノ貧弱ナノニ驚キマシタ。又航空關係ノ施設ハ前ニ述ベタ日航ノ定期航空關係ヲ除キ何モノモ無ク、南洋諸島ハ萬一ノ場合ニ對シテモ全クノ無防禦デアツタコトヲ確言致シマス。

158
551

Ref Doc 1254

昭和十五年ノ巡航ノ際我々ノ飛行機ハ委任統治諸島附近上空ヲ屢々米國ノ哨戒飛行機ト遭遇シタコトガアリマス。又飛行機隊ガ「マーシャル」諸島方面ノ環礁ニ碇泊シテ訓練ヲ實施シタ際屢々無線通信ノ妨碍ヲ受ケマシタ。何處デ訪信ヲ實施シテホタカハ判然トシマセンデシタガソノヤリ方ノ組織的ナ點、訪信ノ巧妙ナル點等ヨリ考ヘテ當時私等ハ米國海軍ガ實施シテキタモノト確信シテ居リマシタ。

同様ノ事實ハ軍艦同志ノ通信ニモ若干見受ケラレマシタ。

又昭和十五年ノ二月頃ダツタト記憶シテ居リマスガ、米海軍ノ巡洋艦一隻(トレントン型ト記憶ス)ガ「ガム」ヲ出港シ「サイパン」港外至近ノ距離ニ碇泊シ後十分ニ亘リ兩方面ヲ觀察シタトノ報告ヲ受ケタコトガアリマス。其ノ後「サイパン」ニ至ツタ際此ノ統發的ナ行動ニ對シ島民特ニ在任日本人ガ憤激シタトノ話ヲ聞キマシタ。

昭和十五年四月末私ガ内地ニ歸ツタ際南洋方面ノ防備ニ關スル計畫書ヲ軍令部ニ提出シマシタガ、ソノ中ニハ各地ニ飛行場ヲ設營スル場合ノ計畫圖ガアツタ筈デス。

檢專備ノ手ニ入ツタ昭和十五年八月十日附横須賀

裏面白紙

8

Ref Doc 1254

海軍建築部作製ノ「ウオツチエ」鳥ノ青寫眞ト云
フノハ恐ラク私ノ計畫圖ヲ差擬トシテ出来タ飛行
場設置ノ豫定圖デハナイカト考ヘマス。

(終)

裏面白紙

160

191

9

Ref. Doc 1254

昭和廿二年（一九四七年）一月二十七日 於東京

供述者

鈴木

英印

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日 東京ニ於テ

立會人

宗宮

信次

印

161

162

裏面白紙

10-

Ref Doc 1254

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ詆秘セズ又何事ヲ
モ附加セザルコトヲ誓フ

宣
誓
書

(署名
捺印)

鈴木

英
印

162

163

裏面白紙

E 2996
D.F.L.O.C. 163 2

20-8-21 (2/a)
辨護側文書第1692号
(大正9年)

辨護側文書第1692號

高橋

正
誤
表

りました」を
てをりませんでした」を訂正願ひます

E 2996
D MF .D OC .W 163 2

高橋

正
誤
表

辯護側文書第一六九二號
第二頁五行目

「完成されてをりました」を

「完成されてをりませんでした」を訂正願ひます

163

164

裏面白紙

9-28

Def Doc No. 1692 Ex 2996

高橋

自分等境ニ行ハルル方式ニ促ヒ先ツ別紙ノ通り宣下ヲ爲シタル上次ノ如ク
供進致シマス

ドローイング (A/B)
年別及年次別
(A/B)

亞米利加合衆國其他
對
荒木貞夫其他

供進者 後 藤 謙

164-1

165

8-28
Def Doc No. 1692 Ex 2996

22
高橋

自分養蠶ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣下ヲ爲シタル上次ノ如ク
供述致シマス

碩果軍部収捕所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫其他

宣誓供述書

供述者後發給

164-1

165

四、

マニユエル、ブランコ (MANUEL BLANCO) の供送書 (法廷
 證八八三號)によれば一九〇〇年の初めアスリート飛行機に高射砲、
 沿岸砲が添附けられたと言つて居りますが、當時砲の添付けはありま

その油煙は總數五ヶで一五噸級のもの三個、一千噸級のもの二個であ
 りましたが、いづれも私が一九〇一年三月日本に渡るまで未完成であ
 りました。サイパンにも陸上飛行機及び、水上飛行機發着場があり
 ましたが、陸上飛行機は十分整備もされてをらず、格納庫修理工舎、
 通信設備等もなく飛行機として使用出来る程度に完成されてをりまし
 た、又水上飛行機の發着場はパラオのそれと同様専ら日本航空會社に
 使用されてをりました。
 パラオに於てもサイパンに於ても私の滞在中軍用施設はありませんで
 した。陸軍にするとすれば前述の飛行機油煙があつただけでありま
 した。飛行機又は油煙の建設工事に一部土人の勞働力を使用しまし
 た。しかし堡壘を以て強固し又は嚙使したことはありません。相
 營の健全を與へて使用したのであります。

一)の供送書 (法廷

- 一、私の名は後海軍、濱須賀市に住んでみます。私は元海軍技師であり
 ました。そうして昭和十二年(一九三七年)十月より昭和十三年(一
 九三八年)四月までパラオ島に昭和十四年(一九三九年)十月より
 昭和十六年(一九四一年)三月までサイパン島に出陣して居りました
 二、パラオに於ては、私はベリリウ島の飛行機建設に従事いたしました
 それに當時「」とよばれてをりましたが、建設のところが里にジャ
 ングルを切り倒さ、珊瑚の岩石を砕いて地ならしをした程度のもので
 飛行機としては使用不能のものでした。
 この飛行機の建設は南洋廳の事業でありましたが、海軍がそれを援助
 して居りました。それは演習の際の不時着場として利用するためであ
 ると聞いてをりました。
 パラオには當時すでに水上飛行機の發着場並にこれに附屬する若干の
 施設もありましたが、これは専ら私設會社である日本航空會社の航空
 路に利用されてをり、軍用的のものではありませんでした。
 三、サイパンに於て私は主として油煙の建設工事を指導監督いたしました

- は租費の買収であります。
- 七、アントニオ、アングイレン (ANTONIO ANSAIDEN) の口供書 (法廷証
八八八號) は一九四〇年日本軍の砲床が交付されたと云つてゐます
が、一九四一年三月私がサイパンを去るまでかゝる事實を見ません
でした。
- 八、コンツエブチオン、ブフンコ (CONTEPTION BLANCO) の口供書 (法
廷証八九〇號) によれば一九三八年約三千人の陸海軍軍人を收容し
る兵舎が五棟建設されたと云つて居りますが、約百人を收容し得る兵
舎が二、三棟あつたに過ぎません。しかし軍人は一人もゐなかつた
のであります。
- 九、ビンセイテン、テリオン、グエレロ (VINCENTI DE LEON GUERREIRO) の
口供書 (法廷証八九一號) には一九三七年サイパンに六連の地下油槽
があつたことを述べて居りますが、サイパンに於ける油槽は一九三九
年私が面会に居いて初めて着手したものであります。又一九三九
年サイパンに砲床が運ばれたと云つて居りますが、之も誤りでありませ

- せんでした。又一九三八年防空壕や假裝格納庫の存在したことを述
べて居りますが、かゝることは絶対にありませんでした。
- 五、イグナチオ、ベナヴェンテ (IGNACIO BENAVENTE) の口供書 (法廷証
八八五號) には一九三五年サイパンの港附近に於て弾薬の集積所と大
きなタンクが建設中であつたことを陳べたと云つて居ります。これ
は誤りであります。大タンクは一九三九年私がサイパンに行つて初
めて建設に着手したものであり前述の通り私が一九四一年三月去る迄
には完成しなかつたものであります。
- 六、エリアス、ビー、サブラン (ELIAS P. SABLAN) の口供書 (法廷証
八八六號) は一九三七年頃、日本人は十寸位の砲を持込み一九三九
年及び、一九四〇年には交付されたとありますが、かゝる事實はあ
りません。眞鍮製の砲を一時運搬したのをいつてゐるに違ひあり
ません。同口供書は土人の強請労働は一九三九年に始つたと云つて
ゐますが、土人を労働に従事せしめたことは事實であります。しか
し決して彼等を強使したことはありません。一日二回は當時として

右ハ立寄人ノ証言ニテ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同 日

於

立 寄 人

小

野

清 一 郎

昭和二十二年（一九四七年）五月十七日 於

供 述 者

並

様

謹

十、ホセ、エス、パンゲリナン（JOSE O. PANGELINAN）の口述（
 英廷證八九三號）には一九四〇年サイパン島に小規模、大型機等を入
 れた二つの搭乗員、あらゆる種類の機材、弾丸、知母等を入れたコン
 クリートの上の航空機、二、三、の航空機、修理工機、大なる兵舎八
 乃至十機があつたと云つておますが、之は悉く偽造機のことを指し
 へたものであります。一九四〇年にサイパンにそれらしきものとし
 ては前記の一機を認め得る水上機の小搭乗員二機、外に小機二、三、
 機があつたのみであります。
 大なる兵舎などはなく、第一軍人は居ません、修理工機、航空機共に
 ありません。

原本不明瞭

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ欺セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ要ス

眞
實
書

(署名捺印) 後 藤 義

169-2

7

E 2997
Def Doc No. 1521

20-8-27 (2001)
赤松(12) 2010.11.19 7時
(大平洋数寄)

行三頁七行目
繪誤備文卷第一五二一號

2
葛橋

正
誤
表

E 2997
Def Doc No. 1521

2
第
稿

禁裏側文書第一五二一號
第三頁七行目

「八月九月」を
「八月か九月」と
訂正願ひます




正
誤
表

裏
面
白
紙

168

169

訂正

訂正理由	撮影ミスのため
訂正箇所	直前の / コマ取消 / コマ再撮影
訂正年月日	平成 18 年 11 月 30 日
このフィルムは、上記の理由で取消又は再撮影し訂正しました。	
撮影者	斎藤光始  印
受託責任者	 重隆  印

神奈川県南足柄市中沼210番地
富士写真フイルム株式会社
代表取締役

E 2997
Def Doc No. 1521

2
寫
稿

總撰御文書第一五二一號
第三頁七行目

「八月九月」を
「八月か九月」と

訂正願ひます

正
誤
表

裏
面
白
紙

168

169

EX 2997

2-32

22

重稿

板東區陸軍審判所

西米利加合衆國其他

對

若木貞夫 其他

Handwritten notes on a slip of paper, including names like 若木貞夫 and other illegible characters.

内分被控國ニ行ハルル
ノ如ク世述致シマス

執者 岩 崎 渉 七
ヒ先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次

2-32

ノ如ク世述致シマス
内分候我圖ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次

宣誓供進書

世述者

岩

崎

涉

七

若木貞夫 其他

對

西米利加合衆國其他

緬東區陸軍軍醫判所

重稿

裏面白紙

12531C 校印

新東區陸軍裁判所

「アメリカ合衆国及ビ其他」對「荒木貞夫及ビ其他」
岩崎洋七ノ官報供述書

岩崎洋七ノ官報供述書

一、私ノ名前ハ岩崎洋七デス私ハ東京ニ住ンデ居リマス。
一九三八年（昭和十三年）九月一日ヨリ一九四五年（昭和二十年）
十月十五日迄私ハ樺須賀鎮守府ノ海軍施設部ニ技手トシテ雇ハレ
テ居リマシタ。私ノ仕事ノ中ニハ官報可能ノ海軍施設ニ對スル各
種ノ青島原圖ノ監督ト設計ヲ含ンデ居リマシタ。

一九四〇年（昭和十五年）八月頃私ノ役所ハ海軍軍令部カラウオ
ツチエ島ニ於ケル或ル機關ノ青島原圖ヲ用意セヨトイフ事務的
ナ命令ヲ受ケマシタ私ハ助手達ニヨツテナサレタ此ノ青島原圖ノ作
業ヲ監督シマシタ。ソレハ凡ソ三日間テ出来上リマシタ。

私ハ此ノ青島原圖ノ作業ヲ以テ事務的ナ命令ト申シマシタガ、ソレ

私ハ構築ヲ實施スル實際ノ青宮眞ヲ作ルニ用ヒラレル形式ノ用紙ヲ持ツテ居リソシテ私ハ前ニモ述べマシタ通り、ソノ下段右手ノ四ノ形式ハ全く異ツタモノデアラスヲ指摘シマス。

私ハ實際圖面トシテ實際ニ用ヒラレル様ナ設計圖ヲ作りマセンデシタ。ソノ種類ノ仕事ハ最終ノ實際圖面ヲ取扱フ特別ノ人ニ依ツテ爲サレルノデアリマス。

四、一九四一年（昭和十六年）八月九月ニ一參謀ガ私ノ役所へ來テ此ノ特殊ナ圖面ヲ求メ私ハソレヲ彼ニ直接手渡シタ事ヲ想ヒ出シマス。此ノ計畫圖ガ實際圖ノ作製ノ基礎トシテ用ヒラレタコトハ全くアリ得ルコトデアリマス。

此ノ青宮眞ニ示サレタ種々ノ建設的ヤ計畫ヲ實際ニ構築スル爲ニハ本力ヲ注イテ約三ヶ月カラ五ヶ月位カ、ルデアリマセウ此ノ青宮眞ハ構築サルベキ目的ノ位置ヲ示スノミデ、實際ニ構築ノ爲ニ必要ナ大サヲ現シテキナイトイフコトガ注意サレルデセウ普通ノ慣例トシテ爲サレルコトハ此ノ青宮眞ヲウオツヂエ島ニ持ツテ

ハ毎年ノ四月一日頃海軍予算ノ要求ニ基テ與ヘル所ノ照確ニシテ精密ナ情報ヲ海軍ニ提供スル爲ニ青宮眞ノ作製ニ對スル種々ノ割當ヲ受ケル事ガ私ノ役所ニトツテ全く慣例的ナ事ニナツテ居リマシタカラデアリマス私達ハ毎年仕事ノ割當ヲ與ヘラレテ居リマシタガ、ソレハ完成後標ノ上ニ載セラレ決シテ用ヒラレマセンデシタ。

三、私ノ助手達ト私自身ニ依ツテ用意サレタウオツヂエ島ニ關スルソノ特殊ナ青宮眞ハ檢察側部據物一二五三〇トシテ此ノ法廷ニ證據トシテ提出サレテアルモノト同ジモノデアリマス此ノ青宮眞ハ建物ノ實際ノ建設ニ用ヒラレル様ナ種類ノモノチハアリマセン。

實際圖面即チソレニヨツテ實際ノ構築ガナサレル設計圖面ハコレトハ異ツタ種類ノ圖面カラ成ルモノデアリマス若シ此ノ青宮眞ガ實際ニウオツヂエ島ニ於テ建設物ヲ構築スル爲ニ用ヒラレタモノデアツタナラバ下段右手ノ四ノ要名欄ハ實際ニソノ設計ヲ實施スル責任者タル技師ノ名ガアル筈デアリマス。

右ハ立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シ
マス

同日於

立會人 小野 浩一郎

昭和二十二年（一九四七年）五月廿六日 於

供述者 岩 崎 茂 七

五、私が作成シタ青真像トウオツヂエ島ノ航空真像、即チ檢察側證據
物一二五三A及び一二五三Bト見クラベルト飛行場ソノモノ、
外線線ニ相違ノアルコトニ氣附ク人デアリマス。
航空真像ヲ見タダケテ種々ノ構造物ガ何デアルカヲ語ルコトハ私
ニトツテハ又不可能デアリマス私ハ航空真像ヲ判断スル専門家デ
ハアリマセンガ私ハ青真像ノ地圖ニ示シテアル項目ガ航空真像ト
一致スルコトヲ體別スルコトガ出来マセン。

Def. Doc. 1521

良心ニ従ヒ正官ヲシテ何事ヲモ黙秘セズ又何事ヲモ附加セザルコ
トヲ誓フ

宣 誓 書

昭和十一年

岩

崎

後

七

6

172-2

9-34

22

高橋

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

封
22
1945
1946
1947
1948
1949
1950
1951
1952
1953
1954
1955
1956
1957
1958
1959
1960
1961
1962
1963
1964
1965
1966
1967
1968
1969
1970
1971
1972
1973
1974
1975
1976
1977
1978
1979
1980
1981
1982
1983
1984
1985
1986
1987
1988
1989
1990
1991
1992
1993
1994
1995
1996
1997
1998
1999
2000
2001
2002
2003
2004
2005
2006
2007
2008
2009
2010
2011
2012
2013
2014
2015
2016
2017
2018
2019
2020
2021
2022
2023
2024
2025

其他

供述者 若 松 誠

目分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ如ク供述致シマス

173-1

1

174

9-34

22

高橋

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫 其他

宣誓供述書

供述者 若 松 誠

目分儀我勳ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ
如ク供述致シマス

173-1

1

174

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日 於

立會人 小野清一郎

昭和二十二年（一九四七年）五月二十二日於東京國際軍事裁判所
辯護人室

供述者 若松 誠

① 生年月日
② 職業
③ 中略
高任氏様へ宛てて送るに付

宣誓書

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ欺瞞セス又何事ヲモ附加セザルコトヲ
誓フ

署名
捺印

若松 誠

せんが、若し英和辞書があり、書いてあることがらをよく考へてみる相當の時間があれば、英語の文章は理解することが出来ます。この原本にはチャールス・デイ・シエルドン少尉の次のやうな陳述があります。

私は英語日本語の双方に通じて居り、以上の陳述が署名される前に署名者に日本語で同語を讀んで聞かせた事を嘗言します。

此れは誤りであります。此の文句に書いてある英文の翻譯は口頭でも又文書としても私に示されませんでした。私が尋ねられた方法は次の通りであります。

米軍中尉が日本語で訊問し、私はそれに答へました。そして彼は萬年筆で紙片に書きつけて譯述書を作つてゐる様でした。會談は約二十分で終りましたが、その終りに中尉はその手書した紙片を海軍兵に渡し、その人はその紙片をタイプし、最後に私がその部屋でそれに署名したのであります。

私はシエルドン少尉の顔を知つてゐます。彼は私のキャンプに收容された日本人の監督に當つてをり、私は殆んど毎日彼を見かけたから

私は若松誠であります。私は長野縣輕井澤町輕井澤七七三番地に住んで居ります。私は次の事を述べたいと思ひます。

一、私は南洋興發株式會社の社員でありました。同會社の社長として私は一九三五年一月から十月まで日本委任統治下のテニアン島に、同年十月から一九三七年一月迄ロタ島に、一九三七年一月から一九四六年四月迄サイパン島に居りました。一九四四年六月十四日米軍がサイパンに上陸し來り、一九四四年七月十三日から私が日本に送還される一九四六年四月まで軍に拘留されて居りました。

二、私の拘束中一九四六年三月十六日頃私はサイパン米軍政府に召喚され、二十才位の若い米軍中尉に訊問されました。その若い中尉は日本語を知つて居り、私に日本語で訊問しました。彼の日本語は流暢ではなかつたが、彼の云ふことをわからせることはできました。彼は私の通べることを英語で書いて私にそれに署名させましたが、それを譯して私に讀んでくれませんでした。

私は此の建物で辯護人に面會した時、辯護人によつて私に示された夜多爾警廳八八四號の原本を見ました。私は英會話はわかりま

(3) 右供進書に「一九四〇年私は何々日本海軍の人達がアスリート飛行場の幾つかの倉庫に莫大量の弾薬を貯めてゐるのを見ました。此等の倉庫は森林地帯に位置して居て樹木に見える様に偽装してありました」と記されてゐますがこれも間違ひです。私は「米軍占領一年位前にアスリート山の山寄りには偽装された倉庫のあるのを見た」と述べただけで「この中に何が入つてゐるのか」を問はれたとき「それは知りません」と答へたのです。

(4) 右供進書には「アギーガン岬やナフタン岬に沿岸砲が据付けられてゐました」と記されてゐますが、私は「米軍占領一年位前にアギーガン岬やナフタン岬に砲台があると聞いたことがある」と答へたものであります。

(5) 右供進書に「私は後に南洋興發株式会社の高級社員から一九四一年十二月の直前タナバク港に對潜水艦が張られたことを聞きました」と記されてゐますが、私は「タナバク港に對潜水艦が張られたことを知らなにか」と問はれたのに對して「知りません」と答へたのであります。

でありました。然し私が後に話しかけたこともなければ彼が私に話しかけたこともありません。それ故私が次に法廷証人八四號の供進書について言はうとする不正確又は誤謬はその英語を日本語に譯して確認の爲に私に讀みかかせてくれなかつた爲に生じたものに違ひありません。

三、私の口述を録取したと稱する法廷証人八四號の口述書について私は次の如き不正確又は誤謬の存することを指摘したいと思ひます。

(1) 右供進書には「私はアスリート飛行場附近に開始された、その建設が一九三三年、種々の軍事施設を認めました」と記されてゐますが、私は「アスリート飛行場は私がサイパンに来る二年位前からあつたと思ひます」といつただけで「種々の軍事施設を認めました」とは申しませんでした。

(2) 右供進書に「戦争勃發二年前日本海軍はアスリート飛行場の周圍に空襲の場合の防衛手段として役立つ様に設計されたコンクリート製の一連の塹壕と掩蓋を構築しました」と記されてゐますが、それは間違ひで私は「サイパンが米軍に占領された一、二年前飛行場附近の這傍にコンクリートの防空壕があるのを見た」と述べたのであります。

四、私は前申したように一九三五年から一九四六年まで約十年間サイベ
ン、テニアン、ロタ諸島に居たので同地の事情をよく存じておます。
これ等の諸島に於て日本人によつて甘蔗の栽培、砂糖及びアルコール
の製造、漁撈、水産物の加工などが行はれてゐた。日本人の外チャモ
ロ、カナカなどの土人も備はれてその生産に従事し、彼等の経済的生
活水準はそのため著しく高められました。各島に日本人の爲の學校の
外に土人のため公學校が設けられて初等教育が一般に行はれました。
中等程度の教育は日本人の學校で日本人と一緒に行はれました。中學
校を卒業した土人の或る者は日本に行つて大學教育を受けたのであり
ます。

日本人は土人に對して殆ど差別待遇を致しませんでした。土人の生活
程度が日本人のそれより低かつたことは事實であります。日本人は
彼等に對して一般に親切であり、土人の労働者を酷使するやうなことは
ありませんでした。従つて土人等も日本人に對して常に親しきをも
つてゐたのであります。

南洋廳令第一號（官報五月十三日）
外國人入島ニ關スル件左ノ通定ム

大正十四年二月二日

南洋廳長官 横 田 菊 男

ル外人ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スト認ムル者
陸ヲ禁止スルコトヲ得
書ヲ所持セサル者

- 三 公安ヲ害シ又ハ風俗ヲ紊ル虞アル者
 - 四 浮浪又ハ乞丐ノ常習アル者
 - 五 各種傳染病息者其ノ他公衆衛生上危険ナル疾患アル者
 - 六 心神喪失者、心神耗弱者、貧困者其ノ他救助ヲ要スヘキ虞アル者
- 前項第一號ノ旅券又ハ國籍證明書ハ本人ノ寫眞ヲ添付シタルモノニシテ
本廳官憲ノ發給ニ係リ且本人カ帝國ノ他ノ地方ヨリ渡來スル場合ヲ除ク

24. 327 527 2
22 327 2

74. 327 507 2
22 321

南洋廳令第一號（官報五月十三日）
外國人入島ニ關スル件左ノ通定ム

大正十四年二月二日

南洋廳長官 横 田 菊 男

- 第一條 南洋群島ニ渡來スル外國人ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スト認ムル者ハ支廳長ニ於テ其ノ上陸ヲ禁止スルコトヲ得
- 一 旅券又ハ國籍證明書ヲ所持セサル者
 - 二 帝國ノ利益ニ背反スル行動ヲ爲シ又ハ該國ノ利便ヲ阻ルノ虞アル者
 - 三 公安ヲ害シ又ハ風俗ヲ紊ル虞アル者
 - 四 浮浪又ハ乞丐ノ常習アル者
 - 五 各種傳染病患者其ノ他公衆衛生上危險ナル疾患アル者
 - 六 心神喪失者、心神耗弱者、貧困者其ノ他救助ヲ要スヘキ虞アル者
- 前項第一號ノ旅券又ハ國籍證明書ハ本人ノ寫眞ヲ添付シタルモノニシテ本廳官憲ノ發給ニ係リ且本人カ帝國ノ他ノ地方ヨリ渡來スル場合ヲ除ク

裏面白紙

ノ外南洋群島上陸前一年内ニ在外帝國大公使又ハ在外帝國領事ノ在證ヲ經タルモノニ限ル

第二條 帝國臣民ノ入國ニ關シ旅券又ハ國籍證明書ノ提示ヲ必要トセサル國ノ臣民又ハ人民ニ付テハ特ニ前條第一項第一號ノ規定ヲ、其ノ旅券又ハ國籍證明書ニ當該國官憲ノ在證ヲ必要トセサル國ノ臣民又ハ人民ニ付テハ同條第二項中在證ニ關スル規定ヲ適用セサルコトヲ得

第三條 南洋群島ニ渡來スル外國人ハ當該警察官吏ノ請求ニ應シ旅券又ハ國籍證明書ヲ提示シ第一條第一項各號其ノ他必要ナル事項ノ調査ニ關スル推問ニ對シ眞實ナル陳述ヲ爲スヘシ

第四條 前條ニ違反シ又ハ他人ノ氏名ヲ記載セル旅券又ハ國籍證明書ヲ使用シ若ハ虚偽ノ方法ヲ以テ旅券又ハ國籍證明書ノ在證ヲ受ケタル者ハ支隊長ニ於テ其ノ上陸ヲ禁止シ又ハ南洋群島外ニ退去ヲ命スルコトヲ得

第五條 本令ノ規定ハ帝國ニ存在スル外國大公使、大公使館員、外國領事領事館員並其ノ家族及外國政府ノ公務ヲ帶フル者ニ之ヲ適用セス南洋

裏面白紙

群島港灣ニ寄港スル外國船舶乗組員ニ付亦同シ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ南洋群島往來ノ途中ニ在ル外國人ニシテ本令第一條ノ旅券又ハ團體證明書ノ發給又ハ交證ヲ受クルコト能ハサル事由アリト認ムル場合ニ於テハ本令第一條第一項第一號ニ動スル規定ヲ適用セサルコトヲ得

裏面白紙

文書ノ出所竝ニ成立ニ關スル證明書

(三號)

自分、上野謙夫ハ南洋廳總務整理專務所長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添付セラレタル日本語ニ依ツテ書カレ四頁ヨリ成ル南洋廳令第一號ト區スル書類ハ(大正十四年法令全卷(三))一抜萃ノ正確ニシテ眞實ナル寫シナルコトヲ證明ス

昭和二十二年一月三十日 於東京

上野謙夫

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日於同所

立會人 光安 國男

33

南洋群島各島ノ港灣ハ天然ノ與惠ヲ受ケ大部分環礁ヲ以テ防波堤ノ效
用ヲ爲シ比較的良好ナル素質ヲ有スルモ相當人工施設ヲ加フルニ非ラサ
ルコト不可能ナル状態ニ在リ現在主要島ニハ何レ
雖未タ完全ナリト謂フヲ得ス依テ逐次港灣ノ修築
九百二十四年度ニ於テ先ツ本群島中殖産工業上重
要ナル港灣ニシテ右調査ニ基キ千九百二十六年
度ヨリ「サイパン」島「タナバク」灣ノ築港工事ニ着手セリ右ハ四箇年
繼續事業トシテ千九百二十九年度ニ於テ竣工ノ豫定ナリシモ工事進捗ノ
都合ニ依リ竣工期ヲ二箇年延長シ且之ニ伴フ工費不足額ヲ増額シ總工費
百五萬六百四十圓ヲ以テ千九百三十一年度ニ於テ竣工ノ豫定ナリ右工事
竣工ノ曉ニハ晝間潮ノ干満ヲ問ハス三千噸級ノ船舶ヲ出入セシムルコト
ヲ得ベシ

(三) 港 灣

千九百三十一年度日本帝國委任統治地域行政年報抜萃

自一五八頁
至一六〇頁

181-1

192

33

千九百三十一年度日本帝國委任統治地行政年報摘要

自一五八頁
至一六〇頁

(三) 港 灣

南洋群島各島嶼ノ港灣ハ天然ノ與惠ヲ受ケ大部分環礁ヲ以テ防波堤ノ效
 用ヲ爲シ比較的良好ナル素質ヲ有スルモ相當人工施設ヲ加フルニ非ラサ
 レハ完全ナル良港ヲ得ルコト不可能ナル狀態ニ在リ現在主要島ニハ何レ
 モ應急的施設ヲ有スト雖未タ完全ナリト謂フヲ得ス依テ逐次港灣ノ修築
 ヲ行ハンコトヲ企テ千九百二十四年度ニ於テ先ツ本群島中殖産工業上重
 要ナル「サイパン」港ノ港灣調査ヲ施行シ右調査ニ基キ千九百二十六年
 度ヨリ「サイパン」島「タナバク」灣ノ築港工事ニ着手セリ右ハ四箇年
 繼續事業トシテ千九百二十九年度ニ於テ竣工ノ豫定ナリシモ工事進捗ノ
 都合ニ依リ竣工期ヲ二箇年延長シ且之ニ伴フ工費不足額ヲ増額シ總工費
 百五萬六百四十圓ヲ以テ千九百三十一年度ニ於テ竣工ノ豫定ナリ右工事
 竣工ノ曉ニハ晝間潮ノ干満ヲ問ハス三千噸級ノ船舶ヲ出入セシムルコト
 ヲ得ベシ

181-1

172

一九二七年度	三〇七、八九六圓
一九二八年度	二九三、三六九圓
一九二九年度	一八三、〇一三圓
一九三〇年度	一五九、八二六圓
註一、「サイバン」港修築費ヲ除クノ外ハ本經費中ニハ技術員給料、旅費 其ノ他工事ノ監督ニ關スル經費ヲ含マス	
ニ千九百三十一年度「サイバン」港修築豫算中ヨリ二萬九千六百五十四 圓ヲ千九百三十一年度へ繰越セリ	
千九百三十一年度港灣費豫算	金 額
「サイバン」港修築費	一一七、四五八圓
「バラオ」港埠頭新設費	二〇、六七九圓
「ヤルート」「ジャポール」島海岸防波壁新設費	六、〇〇〇圓
「テニアン」島「ソクソン」港棧橋新設費	二〇、〇〇〇圓
港灣維持費	三、一六七圓
計	一六七、三〇四圓

右ノ外「バラオ」島「マラカル」港ハ海陸ノ連絡不便ナルヲ以テ之カ改
善ヲ計劃シ一九二五年度ヨリ汽艇航路ノ新設工事ニ着手千九百三十年
度竣工シ從來ノ汽艇航路ヲ約三分ノ一ニ短縮セリ右航路短縮ニ伴ヒ更ニ海
陸ノ連絡ヲ便利セラシムル爲新設航路ノ直前小河ヲ利用シ埠頭新設ヲ計
劃シ工費八萬四千七百九圓ヲ以テ千九百三十一年度ヨリ工事ニ着手シ千
九百三十三年度竣工ノ豫定トス
千九百三十二年度以降ニ於ケル港灣費決算及千九百三十一年度港灣費豫
算左ノ如シ

港灣費累年調	金額
年度別	
一九二二年度	三、九一六圓
一九二三年度	六、七七一圓
一九二四年度	一九、六五六圓
一九二五年度	一二、九二四圓
一九二六年度	九四、一四五圓

註 右經 費中ニハ「サイバン」港修築費ヲ除クノ外技術員給料、旅費
 其ノ他ノ工事ノ監督ニ關スル經費ヲ含マス
 港灣ノ取締ニ關シテハ南洋群島船舶取締規則中ニ一、二、ノ規定アルノミ
 ニシテ不備ノ點尠カラサリシヲ以テ千九百二十七年十一月南洋群島交通港
 取締規則ヲ發布セリ同令ヲ適用スル交通港ハ「サイバン」「テニアン」「ヤ
 ツブ」「バラオ」「アングウル」「トラツク」「ボナベ」「クサイ」及「ヤ
 ルート」ノ各港トス（附屬書法令集第十卷南洋群島交通港取締規則參照）
 註「テニアン」港ハ千九百二十九年追加セルモノナリ

（四）航路標識

燈臺ハ「バラオ」諸島「バラオ」港口ニ白色閃光ヲ發スル第五等燈臺一
 基ヲ設ク各主要島ノ錨地ニハ水道ヲ示ス爲立標又ハ浮標ヲ設置シテ其ノ
 位置ヲ海圖上ニ記載シ以テ船舶航行ノ安全ヲ期シ又之等航路標識ノ損壞
 流失其ノ他故障ヲ生シタル場合ニハ直ニ修理ヲ加ヘ尙航路標識ニ關スル
 要件ハ之ヲ一般ニ告示シ居レリ

千九百三十二年度日本帝國委任統治地域行政年報抜萃 一八五頁
 第十三章 軍事條款

千九百二十二年四月南洋群島防備隊ヲ廢止シタ
 ルヲ以テ海軍ノ部隊ハ全部撤退シ爾來本群島ニハ海陸軍共ニ存セサル
 ノミナラス要塞陸海軍ノ根據地等軍事的施設ヲ爲シ又之ヲ維持スルコ
 トナシ又島民ヲシテ軍事組織ヲ爲シ軍事教練ヲ行フコトナシ
 級上ノ如ク受任地域ニハ全ク軍事施設及兵力ヲ有セサルヲ以テ受任地
 域ノ治安ノ維持ハ一ニ警察力ニ據リツツアリ警察ニ關シテハ第二章三
 警察ノ項參照セラレ度シ

原本不明瞭

千九百三十三年度日本帝國委任統治地域行政年報抜萃 一一頁

第二章 行政 一 般

(一) 中央 行政

(イ) 沿 革

千九百十四年十二月臨時南洋群島防備隊ヲ置キ南洋群島ノ守備並統治ヲ行ヒタリシカ千九百十八年七月防備隊條例ヲ改正シ防備隊司令官ノ下ニ民政部ヲ新設シ行政ノ任ニ肩ラシメ從來ノ防備隊ハ専ラ地方警備ノ任ニ當ラシムルコトナリ

千九百二十年十二月十七日國際聯盟理事會ニ於テ赤道以北獨領太平洋諸島ノ委任統治條項決定セララルヤ日本政府ハ受任事項ノ履行ニ關シ着々準備ノ歩ヲ進メ翌千九百二十一年以來漸次守備隊撤退セシメ翌千九百二十二年四月一日臨時南洋群島防備隊條例ヲ廢止シ全島ノ軍隊ヲ引揚クルト共ニ西「カロリン」群島「パラオ」諸島「コロール」島ニ南洋警備ヲ設置シ防備隊ニ代リ統治ヲ行ハシムルコトナレリ。

Def, Doc 1575

183-2

Def. Doc 1575

千九百三十五年日本帝國委任統治地域行政年報抜萃

自三〇頁 至四一頁

(へ) 移民及在留者取締

統治地域ニ日本人ノ入島スルコトニ關シテハ何等ノ制限ナク又條約ノ手續ヲ要セザルモ外人ニ在リテハ旅券(日本帝國)ト稱スニ在リテ入島スルノ取極メナキ。自式又ハ國民ニ在リテハ在外留居ノ在留證ヲ要ス。テ檢査シ且官ニ於テ條約ノ支拂ナシト認メタル者ニ誤リ遊來及上陸ヲ許可シツツアリ又在島中ト雖公安風俗ヲ害シ其ノ他必要アリト認ムルトモハ在留ヲ禁止スルコトヲ得ト。自南洋群島以來未タ在留禁止ニ分チ爲シタルコトナシ(南洋警備令集卷五章外人入島ニ關スル命令及南洋群島在留者取締規則參照)

千九百三十五年中令外(八)八高ニ關スル件中改正シ必要ト認ムルトキハ南洋警備長官ニ於テ檢査ヲ要スルコトヲ得ルモノトナシタルカ右改正法官ハ旅券セル外人中如何ハシキ人物ア

184-1

185

（二） 巻 頁
 一〇 四頁

千九百三十五年中央高外人改左表ノ如シ

ルモ 支那長ハ之等外人ノオ元チ獨坐スルニ由ナク内地ヨリ這入チ得ントセバ徒ラニ宇設チ更スルノミナラス將來外人モ亦不共ノ經費ト時日ヲ要スルコトナルヲ以テ上テ禁テ止スルノ必要アル外人ニ對シテハ寧ロ乘船前ニ於テ檢査ヲ禁止スルコトトセハ彼等共ニ好都合ナルヲ以テナリ（附島書法令集第五卷外人入島ニ關スル條參照）

英	伊	白	「ヒレベス」	白	中	比	合
人	人	人	人	人	人	人	人
一	一	九	一	三	五	一	三六
一	一	八	一	一	二	二	二二
一	一	七	二	三	六	三	五八

185-1

佛	瓜	米	西	印	獨
人	人	人	人	人	人
二	一	一	六	一	一
一	一	三	二	一	四
二	二	七	八	一	五

千九百三十五年中央高外人改左表ノ如シ

ルモ 支那長ハ之等外人ノオ元チ獨坐スルニ由ナク内地ヨリ這入チ得ントセバ徒ラニ宇設チ更スルノミナラス將來外人モ亦不共ノ經費ト時日ヲ要スルコトナルヲ以テ上テ禁テ止スルノ必要アル外人ニ對シテハ寧ロ乘船前ニ於テ檢査ヲ禁止スルコトトセハ彼等共ニ好都合ナルヲ以テナリ（附島書法令集第五卷外人入島ニ關スル條參照）

184-2

原本不明瞭

ノ目的ヲ以テ千九百三十四年、末之カ建設ニ着手シ千九百三十五年
ニ於テ蒸氣リ「バラオ」「サイバン」同ノ航空ヲ開始セリ

186-1

187

テ同ハス三千級ノ船ヲ出入セシメ、接岸施設及人差ノ昇降ヲ爲
シ得ルニ至ルヘシ、右ノ外「バラオ」海「マラカル」港ノ海陸連絡ヲ
要ナラシムル爲メニ、西條ヒシ汽船航路ノ復舊小樽ヲ利用シ、埠頭施設
ヲ爲スヘク、工費八萬餘圓ヲ以テ千九百三十三年度竣工セルモ、
地盤隆ニ付千九百三十四年度六萬圓ヲ追加シ、擴張工事ニ着手セリ

(四) 航空施設

一〇六頁

南北約千三百程、東西約二千七百程ノ渺茫タル海洋中ニ存在スル群島
ニ於テハ、英ノ統治ノ困難ヲ加ヘムニハ、特ニ交通通信設備ノ完備ニ俟
タサルヘカラス、而シテ現在、石島嶼同ニ於ケル交通設備ハ未タ既述ノ
如キ命令航路ノ始末ニ依ルニ、通キサル状況ニシテ、遠征ノ踏込カラズ
伊テ並ニ世界ノ大勢ニ反映シ、航空航路ヲ開闢シ、海陸交通ノ大進チ期ス
ルト共ニ、在住民チシテ文化ノ進歩ニ格ヒシメ、ムカ爲ニ、島々同官
廳、公文書發送、航空郵便等、官内業務調査、海陸氣象観測、命
令航路等、又ハ、候航等ノ條ノ建設及、石島嶼等ノ場合ノ調査調査等

187-2

原本不明瞭

東印度人	男	一六	女	二	計	一八
西班牙人		一		一		二
米國人		二		四		六

千九百三十六年中來島外國人數左表ノ如シ

（ハ）渡航者及在留者取締

統治地域ニ日本人ノ入島スルコトニ關シテハ何等ノ制限ナク又特別ノ手續ヲ要セザルモ外國人ニ在リテハ旅券（日本帝國ト相互ニ査證ヲ廢止スルノ取極メナキ國ノ臣民又ハ國民ニ在リテハ在外帝國官憲ノ査證ヲ要ス）ヲ携帶シ且官ニ於テ特別ノ支障ナシト認メタル者ニ限り渡來及上陸ヲ許可シツツアリ又在島中ト雖公安風俗ヲ害シ其ノ他必要アリト認ムルトキハ在留ヲ禁止スルコトヲ得ト雖南洋廳設置以來未ダ在留禁止處分ヲ爲シタルコトナシ（附屬管法令案第五章外國人入島ニ關スル廳令及南洋群島在留者取締規則參照）

千九百三十六年度日本帝國委任統治地域行政年報抜粹

三七頁

千九百二十二年四月南洋廳設置ト同時ニ南洋防備法ハ廢止セラレ從來南洋ニ在屯セル海軍部隊ハ全部引上ゲタリ爾後該地域内ニ於テハ海軍若ハ陸軍ノ部隊ノ在屯スルモノ皆無ナルノミナラス陸軍兵隊亦地又ハ機銃ニシテ持取ヒラレ若ハ新設ヒラレタルモノ全然ナシ尙土着民ノ軍事教育ハ未ダ之ヲ施シタルコトナシ

第十七章 軍事施設

一一五頁

原本不明瞭

群島各島ノ港灣ハ大部分珊瑚礁ヲ以テ包マレ相當人工施設ヲ加フルニ非サレハ良好ナル商港ヲ得ルコト不可能ナル状態ナルヲ以テ逐次港灣ノ修築ヲ行ハンコトヲ企テ先ツ千九百二十六年度ヨリ本群島中殖産興業上重要ナル「サイバン」島「タナバク」島ノ築港工事ニ着手シ、千九百三十二年度ニ於テ完成シ尙海陸連絡ノ便ヲ計ル爲千九百三十三年度ヨリ棧橋工事ニ着手シ千九百三十五年度竣工ス現在三千噸級ノ船舶ハ登間湖ノ干潟ヲ固ハス隨時港内ニ碇泊シ内一隻ハ築岸荷役可能ナリ右ノ外「バラオ」島「マラカル」港ノ海陸連絡ヲ便ナラシムル爲ニ開鑿セシ汽艇航路ノ直前小灣ヲ利用シ埠頭新設ヲ爲スヘク工費八萬餘圓ヲ以テ千九百三十三年度竣工セルモ荷揚敷地狹隘ニ付追加擴張ト共ニ汽艇航路ノ幅員ヲ從來ノ二倍ニ擴張スヘク工事ニ着手シ千九百三十五年度ニ於テ竣工セリ然シナカラ最近入往人口増加ニ依ル貨物ノ集散激増シ現在ノ設備ニテハ甚シク不便ヲ感スル爲「バラオ」港修築ヲ計畫シ總工費二百六十七萬五千五百餘圓ヲ以テ六ヶ年總竣工トシテ千九百三十六年度ヨリ着手セリ

(二) 港

灣

自一九〇九
至一九一〇
頁

英 國 人	三七	三	四〇
白 系 露 國 人	一	一	一
中 華 民 國 人	一八	五	二三
比 律 賓 人	一	二	三
合 計	七六	一七	九三

南北約千三百哩東西約二千七百哩ノ渺茫タル海洋中ニ散在スル群島ニ於テ

(四) 航空施設

前年 増減 (+) 減 (-)	交通港別										計	自一〇〇頁 至一〇一頁
	「サイバン」	「テニアン」	「ヤツブ」	「バラオ」	「アンガウル」	「トラツク」	「ボナベ」	「クサイ」	「ヤルト」	計		
(+)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10	夜標
(+)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10	
(+)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10	空標
(+)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10	
(+)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10	計
(-)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10	

交通港ノ取締ニ關シテハ一ニ南洋群島交通港取締規則ニ據リツツアリ而シテ同令ヲ適用スル交通港ハ「サイバン」、「テニアン」、「ロタ」、「ヤツブ」、「バラオ」、「アンガウル」、「トラツク」、「ボナベ」、「クサイ」及「ヤルト」ノ十港ナリ（附屬令法令第十章南洋群島交通港取締規則參照）

(三) 航路標識

群島ハ海面廣大ニシテ各島ノ附近致レモ難礁多ク加フルニ潮流激シキ爲航行船舶ノ出入ニ危險ナルヲ以テ南洋廳設置以來慎重之カ改善ニ力ヲ注キ各標識ノ新設統一等ヲ圖リ海難事故ノ豫防ニ努メツツアリ（附屬令法令第十章南洋群島航路標識規則參照）
又重要ナル港灣ニハ發船浮標ヲ設置シ以テ船舶繫留ノ便ニ供セリ
千九百三十六年五月未ニ於ケル航路標識及發船浮標數左ノ如シ

千九百三十六年度日本帝國委任統治地行政年報抜粹 一〇頁

第十七章 軍 事 條 項

千九百二十二年四月南洋廳設置ト同時ニ南洋防備隊ハ廢止セラレ從來群島ニ駐屯セル海軍部隊ハ全部引上ゲタリ爾後該地域内ニ於テハ海軍若ハ陸軍ノ部隊ノ駐屯スルモノ皆無ナルノミナラズ陸海軍根據地又ハ築城ニシテ持續セラレ若ハ新設セラレタルモノ全然ナシ尙土着民ノ軍事教育ハ未タ之ヲ施シタルコトナシ。

ハ其ノ統治ノ圓滑ヲ期センニハ待ニ交通通信機關ノ完備ニ俟タサルヘカラス而シテ現在各島噴高ニ於ケル交通機關ハ未タ既述ノ如キ命令航路ノ船舶ニ依ルニ通キサル狀況ニシテ遺憾ノ點尠カラス仍テ茲ニ世界ノ大勢ニ順應シ航空路ヲ開設シ群島統治ノ大成ヲ期スルト共ニ在住民ヲシテ文化ノ恩惠ニ浴セシメンカ爲群島各離島間官廳公文書輸送航空郵便事務、管内魚群調査、海洋氣象観測、命令航路事故又ハ缺航等ノ際ノ連絡及船舶遭難等ノ場合ノ調査搜索ノ目的ヲ以テ千九百三十四年未之カ施設ニ着手シ千九百三十五年度ニ於テ是當リ「パラオ」「サイバン」間ノ不定期航空ヲ開始セリ

(五) 道 路

南洋群島ノ道路ハ概ネ不完全ニシテ主要島中支廳所在地附近ノ外ハ殆ト原始的道路アルノミナリ産業ノ開發、群島ノ施設ハ交通運輸機關ノ完備ニ俟ツコト多キヲ以テ南洋廳設置以來漸次道路ノ新設並改修ヲ爲シツツアリ

中華	國民	人	三三	四	三七
和	國	人	二	一	二
領	「ニューギニア」	人	一	一	一
領	「ギルバート」	島民	二	三	二
計			五七	八	六五

一九三六年度中英國人及支那人旅行百ノ數大ナリシ理由（許）ハ英國帆船「スクアドロン、ロザウラ」號ノ來島シタル（第十五章參照）ト英領「ギルバート」諸島在任支那人ノ本國ヘノ歸國ノ節本群島ヲ經由シタルトニ依ル。

諸	獨	比	人	種	別	計
威	英	比	人	種	別	計
一	二	三	男	一	三	六
一	一	三	女	一	三	六

千九百三十七年度（自一月至十月）ニ來島外國人數左キノ如シ

在留考取諸規則參照）

（ハ）遊航者及在留考取諸

統治地ニ日本人ノ入島スルコトニ關シテハ何等ノ制限ナク又特別ノ手

續ヲ要セサルモ外國人ニ在リテハ旅券（日本帝國相互ニ査證ヲ廢止スル

ノ取極メナキ前ノ臣民又ハ國民ニ在リテハ在外帝國自意ノ査證ヲ要ス）

ヲ帶シ且クニ於テ特別ノ支障ナシト認メタル者ニ限り渡來及上陸ヲ許

可シツツアリ又在島中ト雖公安風俗ヲ害シ且ク必要アリト認ムルトキ

ハ在留ヲ禁止スルコトヲ得ト雖南洋羣島以東未ダ在留禁止處分ヲ受シ

タルコトナシ（附屬法令第五章程外島人入島ニ關スル命令及南洋羣島

在留考取諸規則參照）

千九百三十七年度日本帝國委任統治地行政年報攷察 自三六頁 至三七頁

人種別	
比 籍 資 人	男 一
和 籍 資 人	男 二
荷 籍 資 人	男 二
佛 籍 資 人	男 二
	女 一
	計 一
	二
	二
	二

千九百三十八年ニ來島外國人數左表ノ如シ

一へ渡航者及在留者取締

統治地域ニ日本人ノ入島スルコトニ關シテハ何等ノ制限ナク又特別ノ手續ヲ要セサルモ外國人ニ在リテハ旅券一日本帝國ト相互ニ査驗ヲ止スルノ取極メヲキ屬ノ臣民又ハ國民ニ在リテハ在外帝國官憲ノ査驗ヲ要スルヲ携帶シ且官ニ於テ特別ノ支障ヲシト認メタル者ニ限り渡來及上陸ヲ許可シツ、アリ又在島中ト雖公安風俗ヲ害シ其ノ他必要アリト認ムル時ハ在留ヲ禁止スルコトヲ得ト雖南洋廳設置以來未ダ在留禁止處分ヲ爲シタルコトナシ

千九百三十八年度日本帝國委任統治地域行政年報抜粹 二八頁

192-1

193

千九百二十二年四月南洋廳設置ト同時ニ南洋防備隊ハ廢止セラレ從來南洋島ニ駐屯セル陸軍部隊ハ全部引上ケタ。爾後該地域内ニ於テハ陸軍若ハ陸軍ノ部隊ノ駐屯スルモノ皆無ナルノミナラス陸軍根據地又ハ築城ニシテ持備セラレ若ハ新設セラレタルモノ全然ナシ尙土有民ノ軍事教育ハ未タ之ヲ施シタルコトナシ

第十七章 軍 事 條 項

千九百三十七年度 日本帝國委任統治地域行政年報抜粹 自九五頁 至九六頁

191-2

群島各島々 港灣ハ大部分珍瑣礁ヲ以テ包マレ相當人工施設ヲ加ノルニ
 非サレバ良好ナル商港ヲ得ルコト不可能ナル状態ナルヲ以テ遂次港灣ノ
 修築ヲ行ハントコトヲ企テ先ツ巖ニ六群島中殖産興業上重要ナル「サイバ
 ン」島「タノバク」島ノ商港並ニ輪船築設ヲ行ヒタルトコロ船舶ノ輻輳
 使用船ノ増大ニ伴ヒ不便夥カラサルヲ以テ之カ擴張修築ヲ計畫シ工費
 百八十七萬圓ヲ以テ六ヶ年計工費トシテ千九百三十八年度ヨリ着手セ
 リ右ノ外「バラオ」島「マラカル」島ノ海陸連絡ヲ便ナラシムル爲メニ
 間「セシ汽艇航路ノ直前小灣ヲ利用シ埠頭新設ヲ爲シタトコロ最近入住
 人口増加ニ伴ル食糧供給現存ノ設備ニテハ甚シク不慮ヲ感スル爲
 「ハラオ」港修築ヲ計畫シ工費二百六十七萬五千五百餘圓ヲ以テ六ヶ
 年計工費トシテ千九百三十六年度ヨリ着手セリ
 交通港ノ取締ニ關シテハ「ニ洋群島交通港取締規則」ニ據リツ、アリ而
 シテ同令ヲ適用スル交通港ハ「サイバン」島、「テニアン」島、「ロタル」島、

千九百三十八年度日清委任統治地行政年報 七二頁

一三三 港灣

蘭領東印度人
 計 洲 人

九 一 一

三 一 五

一 一 四

南洋群島ノ道路ハ概ネ不完全ニシテ主要島中支廳所在地附近ノ外ハ殆ト原始的道路アルノミナリ産業ノ開發、群島ノ施設ハ交通運輸機關ノ完備ニ接ツコト多キヲ以テ南洋廳設置以來漸次道路ノ新設並ニ改修ヲ爲シツツアリ

一五〇 道路

「ヤツフレ」、「バチオ」、「アンガウル」、「トラツク」、「ボチベ」、「クサイ」、及「ヤルート」ノ十港ナリ
群島ハ海峽廣大ニシテ各島ノ附近孰レモ礁礁多ク加フル潮流激シキ爲航行船舶ノ出入ニ危険ナルヲ以テ南洋廳設置以來銳意之カ改善ニ力ヲ注シ各標艦ノ新製統一等ヲ圖リ海難事故ノ豫防ニ努力シツツアリ又重要ナル港灣ニハ製船浮橋ヲ設置シ以テ船舶繫留ノ便ニ供セリ

一三〇 航路標識

一四〇 航空施設

群島航空ニ關シテハ現在ノ日本航空並ニ國際航空會社ノ合併ニ依リ成立シタル大日本航空會社ニ於テ空路ヲ經營スルコトヲレルヲ以テ南洋廳トシテハ同社ノ專業ニ協力スルト共ニ其ノ圓滑ナル大成ヲ期スベク努力ノ方針ナルカ同社ニ於テ航空郵便及公文書ノ輸送其ノ他連絡ノ爲差當リ一九三八年十二月ヨリ内地「サイバン」、「バチオ」間ノ不定期航路ヲ開

文書ノ出所竝ニ成立ニ關スル證明書

自分、林馨ハ外務省文書課長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添付セラレタル日本語ニ依ツテ書カレニ六頁ヨリ成ル

一九三一年、一九三二年、一九三三年、一九三五年、一九三六年、一九三七年及ヒ一九三八年度日本帝國委任統治地域行政年報抜萃ト題スル書類ハ日本政府ヨリ國際聯盟事務局ニ提出セ、公文書ニシテ現在外務省ノ保管ニ係ルモノノ抜萃ノ正確ニシテ眞實ナル寫シナルコトヲ證明ス

昭和二十二年六月十二日 於東京

林 馨

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日 於 同 所

立會人 佐 藤 武五郎

22
書信

南洋地方
第一分科
對南方方策

南洋群島開發調查委員會答申

第一分科 對南方方策

南洋地方殊ニ關領印度東部地方ハ人口稀薄、海陸ノ資源豐富ナルニ拘ラズ
茲ニ未開拓ニ放置セラレ居ルヲ以テ之ガ開發ヲ計ルハ世界人類ノ福祉
ニ關シテ我國ハ同地方ニ近接シ殊ニ原料品ノ供給
上ニ於テモ極メテ重
邦人ノ進出ニ依リ之ガ開發ヲ計ルハ特ニ我國ノ使
爲ニハ該地域ヲ買收スルコト最モ得策ナリト認ム

ルモ之ガ急進ナル實現ハ多大ノ支障ヲ伴フモノト忌料ス

而シテ現在同地方ニ於ケル邦人ノ事業ハ世界經濟及國際情勢ノ影響ヲ受
ケタルコト勿論ナルモ特ニ拓殖資金供給ノ不圓滑、交通ノ不便、技術的
指導ノ不備其ノ他ノ事情ニ依リ甚ネ不振ニシテ其ノ利益ノ保持スラ困難
ナルモノ尠カラザル情況ナリ仍テ差當リ此等ノ不備ヲ除去シテ既存事業
ノ維持進展ヲ計ルト共ニ進ンデ各種企業及之ニ伴フ移民ノ進出發展ヲ期
スルコト緊要ナリト認ム

22
書稿

南洋群島開發調查委員會答申

第一分科 對南方方策

南洋地方殊ニ開領印度東部地方ハ人口稀薄、海陸ノ資源豊富ナルニ拘ラズ概ネ未開拓ニ放置セラレ居ルヲ以テ之ガ開發ヲ計ルハ世界人類ノ福祉増進ニ貢獻スル所以ナリ、而シテ我國ハ同地方ニ近接シ殊ニ原料品ノ供給地トシテ我國産業ノ確立上不可缺ナルト共ニ國防上ニ於テモ極メテ重要ナル地域ナルヲ以テ邦人ノ進出ニ依リ之ガ開發ヲ計ルハ特ニ我國ノ使命ナリト謂フベシ之ガ爲ニハ該地域ヲ買收スルコト最モ得策ナリト認ムルモ之ガ急速ナル實現ハ多大ノ支障ヲ伴フモノト忌料ス

而シテ現在同地方ニ於ケル邦人ノ事業ハ世界經濟及國際情勢ノ影響ヲ受ケタルコト勿論ナルモ特ニ殖資金供給ノ不圓滑、交通ノ不便、技術的指導ノ不備其ノ他ノ事情ニ依リ概ネ不振ニシテ其ノ權益ノ保持スラ困難ナルモノ尠カラザル情況ナリ仍テ差當リ此等ノ不備ヲ除去シテ既存事業ノ維持進展ヲ計ルト共ニ進ンデ各種企業及之ニ伴フ移民ノ進出發展ヲ期スルコト緊要ナリト認ム

195-1

- 一、南洋地方ニ於ケル調査ノ徹底ヲ期スルト共ニ企業及移住民ニ對シ一層之ガ指導助成ヲ行フノ外資金ノ圓滑ナル融通ヲ計ルコト
 - 二、南洋拓殖株式會社ヲ設立スルコト之ガ概要左ノ如シ
 - (イ) 組織
 - (ロ) 勅令ニ基ク特殊會社
 - (ハ) 資本ノ構成
 - (ニ) 南洋總所有燐嶺區ノ現物出資、南洋拓殖事業關係者其ノ他ノ出資及公募
 - (ホ) 事業
 - 1 羣島及外南洋ニ於ケル拓殖事業（燐嶺採掘業、水産業、海運業其ノ他）
 - 2 前號ノ事業經營ノ爲必要ナル移住民ノ募集、配置、輔導及之ニ必要ナル施設
 - 3 前二號ノ事業ノ爲必要ナル土地ノ取得、經營及處分並ニ土地改良事業
 - 4 前三號ニ掲ゲタル事業ヲ営ム者及移住民ニ對スル資金ノ供給
 - 5 第一號ノ事業及移住民ノ生産物ノ買取、加工及販賣
 - 6 附帶事業其ノ他政府ノ許可ヲ得タル事業
 - (ヘ) 助成
 - 1 政府ハ本會社ノ事業ニ對シ適宜助成ノ途ヲ講ズルコト
 - 2 民間所有ノ株式ニ對シテハ政府所有ノ株式ニ優先シテ其ノ利益配當ヲナシ得ルノ途ヲ講ズルコト
 - (ト) 監督
 - 政府ハ會社ノ業務ヲ監督スルコト
 - 三、熱帯産業調査研究機關ノ整備充實ヲ計ルコト
- 熱帯産業調査研究機關ヲ整備擴充シ以テ南方發展ニ關スル科學的中樞タラシムルコト尙外南洋方面ニモ必要ノ地ニ分場ヲ設クルコト（此場合ニ於テハ對外關係上同地方ニ於ケル邦人企業者ヲシテ之ニ當ラシムルコト）

- 一、南洋地方ニ於ケル調査ノ徹底ヲ期スルト共ニ企業及移住民ニ對シ一層之ガ指導助成ヲ行フノ外資金ノ圓滑ナル融通ヲ計ルコト
- 二、南洋拓殖株式會社ヲ設立スルコト之ガ概要左ノ如シ
 - (イ) 組織
 - (ロ) 勅令ニ基ク特殊會社
 - (ハ) 資本ノ構成
 - (ニ) 南洋總所有燐嶺區ノ現物出資、南洋拓殖事業關係者其ノ他ノ出資及公募
 - (ホ) 事業
 - 1 羣島及外南洋ニ於ケル拓殖事業（燐嶺採掘業、水産業、海運業其ノ他）
 - 2 前號ノ事業經營ノ爲必要ナル移住民ノ募集、配置、輔導及之ニ必要ナル施設
 - 3 前二號ノ事業ノ爲必要ナル土地ノ取得、經營及處分並ニ土地改良事業

第二分科 南洋羣島統治方策

一、群島統治ノ根本方針

南洋羣島ヲシテ眞ニ帝國ノ構成部分トシテ不可分ノ一體ヲ成シ帝國國運ノ進展ニ寄與セシムルヤウ統治スルヲ要ス

二、内地人ニ關スル方策

群島ガ帝國ノ構成部分トシテ不可分ノ一體ヲ成シ南方發展ノ有力ナル根據タルニ鑑ミ郡島ノ開發ヲ促進スル爲内地人ノ招致ニ努メ其ノ安住發展ヲ期セザルベカラズ之ガ爲左ノ諸點ヲ考慮スベシ

(イ) 群島及群島ヲ據點トスル水産業航運業等ノ發展ヲ促進シ以テ内地人ノ招致ニ努ムベシ

(ロ) 群島ノ官有未墾地ニハ一定計畫ノ下ニ移住民ノ招致ヲ計リ定住確實ナルモノニ對シテハ一定條件ノ下ニ土地無償讓與ノ方法ヲ講ズベシ

(ハ) 初等教育ニ付テハ速ニ之ガ整備充實ヲ計ルト共ニ將來移住民ノ増

(ニ) 加ニ伴ヒ漸次其ノ子弟ノ中等教育機關ヲ整備シ併セテ外南洋方面進出邦人子弟ノ收容ニ付テモ考慮スベシ

(ホ) 實業教育機關ノ整備充實ヲ計ルト共ニ熱帯産業調査研究機關ニ實習所ヲ附設スル等ノ方法ヲ講ジ外南洋方面ニ發展スベキ人物ノ養成ニ努ムベシ

(ヘ) 群島ニ在住スル内地人ノ數ハ既ニ四萬七千人ヲ超エ其ノ經濟力ハ漸次向上シツツアリ仍テ地方制度ヲ整備スベシ

三、島民撫育方策

(イ) 群島ガ帝國ノ構成部分トシテ不可分ノ一體ヲ成スニ鑑ミ島民ヲシテ皆ク皇化ニ浴セシメ帝國統治下ニ在ルヲ以テ眞ニ幸福ナリトノ自覺ヲ促シ益々帝國ニ依倚スルノ意識ヲ強固ナラシムルヲ目的トシ左ノ諸項ニ付考慮スベシ

(ロ) 島民ノ生活ハ未ダ原始的狀態ヲ脱セザルヲ以テ急激ニ文明的水準ニ引上グルハ其ノ福祉及發達ヲ計ル所以ニアラズ寧ろ成ル可ク舊慣ヲ尊重シ保護ヲ加フルト共ニ諸制度ノ設定運用ヲ島民生活ノ實

四、税制及財政政策

南洋群島ノ統治ニ關シテハ群島ノ使命ニ鑑ミ新ニ施設スベキ事項多
クアルノミナラズ他面産業ノ開發ニ伴ヒ負擔能力漸次増加ノ傾向ニ
アルヲ以テ將來適當ノ時期ニ於テ税制ヲ整備シ法人ニ對スル所得税
營業收益税(個人ノ所得税及營業收益税ノ設定ハ時期尙早ト認メラ
ルルヲ以テ島民トノ關係ヲモ考慮シ當分人頭税ヲ存續スルノ外ナキ

- (イ) 島民ノ勤勞心ヲ鼓舞スルノ方法ヲ講ズベシ
- (ロ) 信教ノ自由ハ之ヲ尊重スルモ其ノ教義竝ニ宣布ノ方法ニシテ統治
上支障アルモノニ對シテハ適當ナル取締ノ方法ヲ講ズベシ
- (ハ) 島民ガ其ノ所有ニ係ル土地ヲ島民以外ノ者ニ讓渡スル理合ニ於テ
ハ從來通り許可制度ヲ存續シ成ルベク其ノ生活ノ基礎ニ影響ヲ及
ボサザルノ方法ヲ講ズベシ
- (ニ) 南洋羣ニ於テ施設實施セル醫院、巡回、救急藥品ノ配置、飲料水
ノ改善等ハ更ニ一層擴充徹底セシメ島民ノ衛生狀態ノ向上ニ資セ
シムベシ

- (イ) 情ニ適合セシメ漸次其ノ向上發達ヲ期スベシ
- (ロ) 帝國ノ現状ト其ノ實力トヲ良ク了解セシムルガ爲島民ヲシテ内地
見學ノ機會ヲ多カラシムルノ外島民ノ子弟ニシテ優秀ナルモノハ
内地ニ派遣シ修業ノ上ハ群島内ニ於テ島民ノ指導、啓蒙ニ當ラシ
ムルノ方法ヲ講ズベシ
- (ハ) 島民ニシテ帝國ノ國籍取得ヲ希望スル者ニ對シテハ一定ノ條件ノ
下ニ許可スルノ途ヲ拓クベシ
- (ニ) 學校教育及社會教育ヲ普及徹底セシメ島民ノ啓蒙ニ資シ併セテ帝
國ニ關スル認識ヲ一層深カラシムルト共ニ國語ノ普及ト職業教育
ノ徹底トニ留意スベシ之ガ爲必要ナル教育制度ノ改善ヲ計ルハ勿
論社會教育ノ一方法トシテ島民ノ有識階級ヲ活用スルノ途ヲ講ズ
ベシ
- (ホ) 島民在來ノ惡風習ヲ漸次改善シテ勤勞愛好ノ精神ヲ涵養シテ以テ郡
島ノ經濟的開發ニ資セシムベシ之ガ爲公學校教育及社會教育ニ力
ヲ注グハ勿論勞働ニ對スル報酬及其ノ支給方法ニ關シ特ニ留意シ

モノト思料ス一及酒造税ヲ設定スルノ外煙草專賣制度ヲ實施シ以テ
財政ノ基礎ヲ強固ナラシムベシ尙出港税ハ南洋羣島特別會計恒久財源
ノ中樞ヲ成スモノニシテ若シ此ノ財源ヲ失フトキハ開發計畫遂行上
著シキ支障ヲ來シ群島ノ使命達成ヲ不可能ナラシムルヲ以テ現下ノ
國際情勢ニ鑑ミ出港税ノ一般會計移管ハ適當ナル措置ニアラズ現狀
ヲ維持スベキモノトス

第三分科 拓 殖

一、農林業開發方策

南洋群島ハ帝國ノ領域中唯一ノ純熱帶地ニシテ特種ノ資源ヲ有シ之
ヲ開發センカ熱帶資源ニ乏シキ帝國ノ産業ニ貢獻スル所蓋シ渺カラ
ザルモノアルベシ而モ地積狭少ナルヲ以テ此ノ天然的及地理的條件
ヲ最モ有效ニ利用シ遺憾ナカラシムルヲ要ス

- (一) 農業ニ付テハ差當リ鳳梨、キヤツサバ及珈琲ノ栽培ヲ獎勵シ併セ
テ纖維及藥用作物等ノ試驗研究ヲ行フコト
- (二) 熱帶産業調査研究機關ヲ整備充實シ優良適種ノ育成、栽培方法ノ

- (三) 改良及生産物ノ加工ニ關スル試驗研究及指導ヲ行フコト
- (四) 獎勵作物ニ付テハ種苗ノ配付、栽培ノ助成及生産物ノ販賣斡旋ヲ行
フコト

- (五) 古々椰子園ノ經營及栽培方法ノ改善獎勵ヲ計リ且コブラノ取引ニ關
シ適當ノ統制ヲ爲スコト
- (六) 林業ニ付テハ必要ナル森林ノ保護經營ヲ行ヒ有用樹種ノ造林ヲ爲ス
コト

二、植民方策

マリアナ群島ノ大部ハ既ニ善ク開拓セラレタリト雖モ其ノ他ノ群島ハ
概ネ未開拓ニシテ今後ノ開發ニ俟ツモノ多シ是等群島ニハ五萬餘町歩
ノ官有地存シ農耕適地トシテ觀ルベキモノ存スルモ人口密度稀薄ニシ
テ殆ンド不毛ニ委セラレ資源ノ開發上及國防上内地人ノ移植ヲ必要ト
スルヤ急ナリ仍テ先ヅ官有未耕地ニ内地人ヲ移植シ之ガ開發ニ當ラシ
メ以テ熱帶進出ノ基礎ヲ確立スルヲ要ス

- (一) 一定計畫ノ下ニ今後十箇年間ニ内地人約千四百戸ヲ移住セシメ各戸ニ付約五町歩ヲ割當テ總計約七千町歩ヲ開拓セシムルコト
 - (二) 植民ニハ販賣用作物(差當リ鳳梨、キヤツザバ、珈琲ヲ主トス)ノ外自給食糧作物ヲ栽培セシメ併セテ家畜ヲ飼養セシムルコト
 - (三) 植民ノ募集、移住ノ取扱、資金ノ融通、必需品ノ供給竝ニ生産物ノ販賣斡旋ハ主トシテ南洋拓殖株式會社ヲシテ行ハシムルコト
 - (四) 政府ハ植民ニ對シ渡航費ノ外家屋建築費、開墾及新植費等ノ一部ヲ補助シ其ノ他ノ資金ハ南洋拓殖株式會社ヨリ融通セシムルコト
 - (五) 入植地ハ南洋拓殖株式會社ニ對シ開墾完成後無償讓渡スベキ條件ノ下ニ貸付ヲ爲シ會社ハ植民ガ借入金完済後無償ヲ以テ分讓スルコト
 - (六) 政府ハ入植地ノ調査、區劃及道路ノ開設等入植ニ必要ナル準備ヲ整ヘ且教育衛生等福利増進ノ施設ヲ爲スコト
- 三、 礦業開發方策
- 南洋群島ニ於テハ礦物資源ノ調査不充分ナルヲ以テ速ニ之ガ徹底的

調査ヲ行ヒ以テ地下資源ノ開發ヲ計ルヲ要ス
 尙燐礦ニ關シテハ既ニ調査済ノモノノ外其ノ他ノ島嶼ニ於ケル分布
 状態ヲモ調査スルヲ要ス

第四分科 水 産

南洋群島ハ陸地狭少ナルモ之ヲ圍繞スル海面ニ富ミ水族多キ關係上夙ニ水産業ノ發達ヲ見其ノ漁獲及加工生産額ハ漸次増加シ群島ノ主要産業トナリタルモ尙將來發展ノ餘地尠カラズ更ニ群島ニ近接セル蘭領東印度諸地方ニ於テモ水族極メテ豊富ナルニ拘ラズ現在新榮發微トシテ振ハズ今後ノ開拓ニ俟ツベキモノ多シ殊ニ水産業ニ依ル發展ハ邦人ノ外南洋進出上極メテ效果的ノ方法ト認メラル仍テ此等方面ノ水産業ニ對シ一層適切ナル指導獎勵ヲ行フコト緊要ナリ

一、 中小漁船ニ依ル近海漁業ノ助長ヲ計ルト共ニ大型漁船ノ建造ヲ奨勵シ遠洋漁業ノ發達ニ資スルヲ要ス

二、 船型ノ統一ヲ計ルヲ要ス

- 三、バラオ、サイパン、ボナベ及トラツクニ於ケル漁港ヲ修築シ給水、給油、船曳場、製氷、冷凍、加工等ノ施設ノ整備ヲ計ルヲ要ス
- 四、遠洋漁業ノ發達ヲ期スル爲適當ノ地ニ前進根據地ヲ求め必要ナル施設ヲ爲スヲ要ス
- 五、群島ニ於ケル漁業ハ從來鱈漁業ヲ主トセルモ鮪其ノ他ノ漁業ヲモ獎勵スルヲ要ス
- 六、從來群島ニ於ケル漁獲物ハ其ノ大部分ヲ節トシテ内地ニ移入セルモ今後鹽漬、冷凍、鹽藏、乾製等ノ加工ヲ獎勵シ内地ニ於ケル生産トノ調和ヲモ考慮シ外國ニモ之ガ販路ヲ需ムル様指導スルヲ要ス
- 七、外南洋方面ニ於ケル貝類採取業及群島ニ於ケル貝類養殖業ヲ獎勵スルト共ニ之ガ統制ヲ計ルヲ要ス
- 八、水産試験機關ヲ充實スルト共ニ大型試験船ヲ整備シ漁撈、養殖、加工ノ各種調査及試験竝ニ飛行機ノ利用ニ依ル調査ヲ行ヒ以テ指導上遺憾ナキヲ期スルヲ要ス
- 九、水産關係法規ヲ整備シ組合ノ組織及製品検査ノ實施等斯業ノ統制アル發達ヲ助長スルヲ要ス

一〇、群島及外南洋方面ニ於ケル水産業者ニ對シテハ主トシテ南洋拓殖株式會社ヲシテ資金ノ融通、必需品ノ供給竝ニ生産物ノ販賣斡旋等ニ當ラシムルヲ要ス

第五分科 交通及金融

第一、交通

交通ノ整備促進ハ特ニ南洋ノ地理的條件ニ於テ基本企業及移民ノ進出活動ヲ容易且迅速ナラシメ南洋群島開發惹イテ外南洋發展ノ根本方策ナルヲ以テ急速之ガ實現ヲ期スルノ要緊切ナルヲ認ム、而シテ之ガ實現ニ當リテハ内地群島同群島相互間、内地群島及外南洋間ノ交通整備ヲ先順位ニ考慮シ、一島内自體ノ施設ハ後順位ニ讓ルヲ要スベキモ苟クモ施設ハ相當遠キ將來ヲ慮シ其ノ規模ニ遺憾ナカラシムルヲ要ス

一、航路

- (一) 現在ノ内地群島間南洋廳命令航路ニ付船舶發着ノ間隔ヲ可及的
平均ナラシムルヲ要ス
- (二) 南洋群島及臺灣間ノ連絡ヲ圖ル爲南洋廳命令航路ノ一部ヲ基隆
迄延長スルヲ要ス
- (三) 現在ノ定期航路メナード、ダバオ線ヲ更ニ外南洋ニ延長スルト
共ニ内地ヲ起點トシ南洋群島ヲ經由スル濠洲線ヲ開設スルヲ要
ス
- (四) 各線ノ航船ハ漸次運航ノ回数ヲ増改シ速力ヲ引上グルヲ要
ス
- (五) 南洋拓殖株式會社ヲシテバラオトニューギニア、アラフラ海諸
島、デモール、ボルネオ間ニ航路ヲ開設セシムルト共ニ蘭領東
印度沿岸航海ニ從事スル邦人經營ノ航路ヲ助長スルヲ要ス
- 二、港 港ノ施設
- (一) サイパン
- (二) 現在ノ築港ヲ更ニ擴張改善シ同時ニ六千噸級船舶二隻ノ接岸
荷役ヲ可能ナラシムルト共ニ陸上聯絡ニ付遺憾ナカラシムル
ヲ要ス
- (三) バラオ
- (四) マラカル島東面ニ六千噸級船舶二隻ノ同時接岸荷役ヲ可能ナ
ラシムル築港ヲ爲シ且マラカル島トコロール島ヲ連絡スル道
路ヲ建設スルヲ要ス
- (五) ポナベ
- (六) 現在ノ港内ヲ擴張シ多數船舶ノ繫留ニ遺憾ナカラシムルヲ要
ス
- (七) テニアン、ロタ、ヤップ其ノ他諸港ニ改善ヲ加ヘ船舶發着ノ
利便ヲ増進スルヲ要ス
- (八) 臺灣ノ修築改善ニ際シテハ同時ニ離島航路船舶ノ發着ヲ便ナ
ラシムル施設ヲ爲スヲ要ス
- (九) 航路標識

- (一) 現在ノ内地群島間南洋廳命令航路ニ付船舶發着ノ間隔ヲ可及的
平均ナラシムルヲ要ス
- (二) 南洋群島及臺灣間ノ連絡ヲ圖ル爲南洋廳命令航路ノ一部ヲ基隆
迄延長スルヲ要ス
- (三) 現在ノ定期航路メナード、ダバオ線ヲ更ニ外南洋ニ延長スルト
共ニ内地ヲ起點トシ南洋群島ヲ經由スル濠洲線ヲ開設スルヲ要
ス
- (四) 各線ノ航船ハ漸次運航ノ回数ヲ増改シ速力ヲ引上グルヲ要
ス
- (五) 南洋拓殖株式會社ヲシテバラオトニューギニア、アラフラ海諸
島、デモール、ボルネオ間ニ航路ヲ開設セシムルト共ニ蘭領東
印度沿岸航海ニ從事スル邦人經營ノ航路ヲ助長スルヲ要ス
- 二、港 港ノ施設
- (一) サイパン

五、通 信

- (イ) 通信従業員ヲ増加シ通信機關ノ利用増進ヲ圖ルヲ要ス
- (ロ) サイパン、トラツク其ノ他ノ諸島ニ於ケル無線電信施設ヲ順次整備改善スルヲ要ス

- (ハ) 内地離島及外南洋間航空施設
 東京ヲ基點トシバラオヲ終點トシ、八丈島、父島、モীগ島、サイパン島、ウルシ一島及ヤツブ島ヲ寄航地トスル大型水上機ニ依ル定期航空ヲ開始スルヲ要ス尙將來外南洋ニ對スル航空路ヲ開設スルヲ要ス
- (ニ) 航空機發着ノ島ニハ必要ニ應ジ左ノ施設ヲ爲スヲ要ス
- (ホ) 氣象觀測、上層氣流觀測、方向探知機
- (ヘ) 飛行場、飛行機格納庫、突堤、飛行機察留浮標、燃料庫、水槽等

四、航 空

- (イ) 港灣位ニ航海ノ必要ノ地點ニ燈臺、挂燈浮標其ノ他ノ航路標識ヲ整備スルヲ要ス
 - (ロ) バラオ島ノ西水道、マラカル水道其ノ他各島ノ主要水道ニハ恒久的ノ航路標識ヲ設置スルヲ要ス
 - (ハ) 燃料補給及給水施設
 - (ニ) 港灣ニ重油槽及給水施設ノ整備ヲ圖ルヲ要ス
 - (ホ) 道路、突堤及上水道
 - (ヘ) 道路及突堤ノ開設ハ差當リ行政及産業上ノ必要ナル限度ニ止メ海路運送ニ集中スル様施設スルヲ要ス
 - (コ) 上水道ハ船舶ニ對スル給水及住民ノ保健等ヲ考慮シ漸次之ヲ整備スルヲ要ス
- 四、航 空
- (イ) 群島内航空施設
 バラオ、ヤツブ、サイパン間ノ航空路ハ昭和十年度ニ開設セララルヲ以テ順次バラオ、ウルシイ、メレヨン、トラツク、ボナベ間、

第二、金融
（一）サイパン又ハバラオニ相當規模ノ放送局ヲ新設スルヲ要ス

南洋群島ノ現状ニ鑑ミ物價、勞銀及金利ノ合理化ヲ圖ルハ群島開發意イテ外南洋發展ノ基礎的要件ナリト認メラルヲ以テ物價及勞銀ノ合理化ヲ期スルト共ニ金融ニ關シテハ左ノ施設ヲ爲スヲ要ス

一、群島内ノ金融施設

- 南洋群島ニ於ケル一般民衆ハ無盡業及信用組合ヲ利用スルニ過ギズ而シテ信用組合以外ノ預金及爲替關係ハ全部郵便局ノ管掌スルトコロナルモ銀行又ハ其ノ支店ノ設立ハ現在群島一般民衆ノ經濟力ニ照シ困難ナリト認メラルヲ以テ南洋拓殖株式會社ヲシテ拓殖資金ノ供給ニ當ラシムルト同時ニ現存ノ機關ニ左ノ改善ヲ加ヘ以テ金融ノ圓滑ヲ圖ルト共ニ金利ノ低下ニ努ムルコト緊切ナリト認ム
- （一）無盡業ニ付テハ取締法規ヲ整備シ其ノ健全ナル發達ヲ助長スルヲ要ス
- （二）信用組合ニ付テハ之ガ統制ヲ圖ルト共ニ其ノ基礎ヲ強化シ低利

二、外南洋ニ於ケル邦人企業ニ對スル金融施設

我が國銀行ノ外南洋ニ於ケル支店配置ハシンガポール、爪哇等西部地方ノ都會地ニ限ラレ、蘭領東印度東部地方ニハ全ク之無シ、而カモ同地方ニ於ケル我が邦人企業ニ對スル普通銀行形式ノ金融ハ之亦期待シ得ズ相互信用ノ組合ノ組織亦不可能ナルヲ以テ南洋拓殖株式會社ヲシテ之ガ資金供給ニ當ラシメ現在ノ企業ヲ維持發展セシムルト共ニ更ニ企業ノ誘致助長ニ努ムルコト喫緊ノ要務ナリト認ム

（一）資金ノ増額融資等ノ途ヲ講ズルヲ要ス
一般民間ニ於ケル擔保物件ハ家屋以外有價證券、商品等極メテ稀少ナル状態ナルヲ以テ官有地拂下ノ漸増ト相俟チ不動産登記ヲ實施シ火災保險ノ普及等ト共ニ金融ニ便ナラシムルヲ要ス

結論

南洋群島ヲ開發シ更ニ群島ヲ根據トシテ南方發展ヲ策セムガ爲ニハ以上各種ノ開發方策ヲ緊急實施スルノ要アリト雖モ財政ノ現状其ノ他ニ照シ一般

行政施設ノ外夫々其ノ緩急先後ヲ勘案シ左記要綱ニ依リ南洋群島開發十箇年計畫ヲ樹立スルヲ必要ト認ム

一、本計畫ハ昭和十一年度以降十箇年ニ亘リ實施スルモノトシ其ノ經費豫定總額ヲ約三千萬圓トス

二、前項ノ資源ハ主トシテ南洋羣ノ一般歳入ヲ以テ之ニ充ツルモノトス尙南洋羣現在ノ組織構成ハ甚ダ不充分ナルヲ以テ之ニ改善ヲ加ヘ其ノ機構ヲ擴大強化シ以テ本開發計畫遂行上遺憾ナキヲ期スルヲ要ス

204-2